

⑤

令和7年度 歳入歳出予算説明資料

も く じ

総 括

投資的事業調	1
--------	---

〔一般会計〕

管内市町村の財政指標の状況	8
基金・積立金に関する調	9
寄附金管理基金の充当	10

款別説明資料

（歳入）

町税に関する調（町税収入）	14
---------------	----

（総務費）

町有財産（土地・建物）管理事務（財産管理費）	19
国際・地域間交流事業（企画費）	20
定住促進事業（企画費）	21
町内会等活動支援事業（企画費）	23
ふるさと納税特典贈呈事業（企画費）	25
シティプロモーション推進事業（企画費）	26
まちなか再生推進事業（企画費）	31
町有林管理事業（町有林管理費）	34
庁内コンピュータ維持管理事業（情報対策費）	35

（民生費）

地域包括ケアシステム推進事業（高齢者福祉費）	36
障害者相談支援事業（障害者福祉費）	37
保育事業（認可保育所費）	38
児童福祉支援事業（子育て支援事業費）	39

（衛生費）

高齢者予防接種事業（予防費）	40
霊園管理運営事業（環境衛生費）	41
地球温暖化対策事業（環境衛生費）	42
妊婦等相談・支援事業（母子保健対策費）	46
乳幼児健診・相談事業（母子保健対策費）	47
各種がん検診事業（成人保健対策費）	48
可燃・不燃等ごみ収集処理事業（じん芥処理費）	49

（農林産業費）

農作物有害鳥獣駆除事業（農業振興費）	50
令和7年度土地改良事業概要（土地改良費）	51
農業用水施設維持管理事業（土地改良費）	52

（商工費）

起業・創業支援事業（商業振興費）	53
元気な商店街づくり支援事業（商業振興費）	54
町内消費喚起事業（消費経済費）	56
町観光・特産品普及事業（観光費）	58
企業支援対策事業（工業振興費）	60
新嵐山スカイパーク運営支援事業（新嵐山スカイパーク費）	61
新嵐山スカイパーク再生事業（新嵐山スカイパーク費）	62

(土木費)

令和7年度町道・歩道・駐車場等 維持管理事業の概要	(道路維持費)	63
令和7年度橋りょう長寿命化事業の概要	(道路維持費)	64
令和7年度郊外地道路新設改良事業の概要	(道路新設改良費)	65
道路付属施設点検委託	(街路維持費)	66
令和7年度市街地道路新設改良事業の概要	(街路新設改良費)	67
公園施設等維持管理事業	(公園管理費)	68

(消防費)

芽室消防施設整備事業	(とちち広域消防 事務組合費)	70
地域防災対策事業	(災害対策費)	71

(教育費)

児童生徒支援事業	(教育振興費)	72
大学等就学支援事業	(教育振興費)	74
指導主事の配置について	(教育振興費)	77
給食食材購入事業	(給食センター 管理費)	78
学校保健安全事業(小学校)	(小学校管理費)	80
教材・教具整備事業(中学校)	(中学校管理費)	81
ゲートボール普及活動事業	(保健体育総務費)	82
スポーツ人材強化・育成事業	(保健体育総務費)	83
健康プラザ維持管理事業	(健康プラザ管理費)	85

[国民健康保険特別会計]

特定健診事業	86
--------	----

[介護保険特別会計]

令和7年度介護保険特別会計予算総括表	87
西十勝介護認定審査会事務	88
介護予防教室開催事業	89

[下水道事業会計]

公共下水道整備費の概要	91
管路施設雨天時浸入水対策	94
内水浸水想定区域調査	95
個別排水処理施設整備事業の概要	97

[上水道事業会計]

上水道事業の概要	98
簡易水道事業の概要	100

[公立病院事業会計]

令和7年度診療収入の内訳	103
一般会計繰入金内訳	104

令和 7 年 度 投 資 的 事 業 調 (一 般 会 計)

(単位：千円)

予 算 科 目		事 業 名	総 事 業 費	財 源 内 訳				特 記 事 項	
款	目			国・道支出金	起 債	そ の 他	一 般 財 源		
総 務 費	財 産 管 理 費	町有財産（土地・建物）管理事務							
		用地確定測量委託	9,090			6,363	2,727		
		東芽室地域集会所施設再整備工事	57,543			57,542	1		
		旧上芽室地域集会所施設解体工事	35,172		31,600	2,921	651		
		東芽室地域集会所施設備品購入費	6,160			4,394	1,766		
		企 画 費	定住促進事業						
			定住促進住宅建設奨励金	12,000			8,400	3,600	
			定住促進住宅購入奨励金	2,500			1,750	750	
		町 有 林 管 理 費	皆伐支障木等伐採事業	5,434			5,434		
			支障木伐採・処理						
			森林環境保全整備事業	15,540	9,606			5,934	
			植栽 11.3ha 下刈（1回刈） 14.97ha 下刈（2回刈） 11.3ha						
			10線防風林環境整備事業	1,074				1,074	
		情 報 対 策 費	電子計算機等購入	606				606	債務負担行為
	LGWANサーバ機器更新（継続分）								
		電子計算機等購入	37,082			25,950	11,132	債務負担行為	
		庁内コンピュータ等（新規・継続分）							
	D X 推 進 費	電子計算機等購入							
		ネットワーク検証用端末購入	21				21	債務負担行為	
		ネットワーク検証用端末設定委託	449			315	134		
		ネットワーク検証業務委託	1,100			770	330		
	戸 籍 住 民 登 録 費	住民基本台帳ネットワークシステム機器等購入	1,477			1,034	443	債務負担行為	
		マイナンバーカード券面プリンター購入費	792	792					
	総 務 費 合 計		186,040	10,398	31,600	114,873	29,169		
民 生 費	認 可 保 育 所 費	保育所建設資金元利補給金	13,062			9,144	3,918	債務負担行為	
		認定こども園建設資金元利補給金	10,179			7,126	3,053	債務負担行為	
	子どもセンター費	めむろ西子どもセンターエアコン設置工事	1,947		1,700	173	74		
	民 生 費 合 計		25,188		1,700	16,443	7,045		

予算科目		事業名	総事業費	財源内訳				特記事項
款	目			国・道支出金	起債	その他	一般財源	
衛生費	環境衛生費	霊園管理運営事業						
		合同納骨塚設計委託	1,628	814		814		
		合同納骨塚整備工事	14,014	7,007		7,007		
		地球温暖化対策事業						
	住まいのゼロカーボン補助金	21,400	10,500		7,630	3,270		
	診療所費	病院事業会計負担金補助及び出資						
	病院事業会計出資金	45,824				45,824		
成人保健対策費	健康診査推進事業							
	健康管理システム機器購入費	4,844			3,391	1,453	債務負担行為	
保健福祉センター費	保健福祉センター非常灯改修工事	1,034			724	310		
じん芥処理費	環境作業車購入							
	十勝圏複合事務組合負担金（新中間処理施設整備）	52,822		33,900	18,922			
上水道施設費	上水道事業会計出資金（簡易水道）	17,038				17,038		
	十勝中部広域水道企業団出資金	1,106				1,106		
衛生費合計			159,710	18,321	33,900	38,488	69,001	
農林産業費	農業委員会費	農地法等許可事務						
		農地基本台帳システム機器購入費	1,906			1,335	571	債務負担行為
	畜産業費	家畜ふん尿処理推進事業						
		家畜ふん尿処理施設整備奨励金	3,729			2,611	1,118	
	牧野管理費	トラクター購入	3,579			2,506	1,073	債務負担行為
		採草作業用機械購入 光勇ロールペーラー	304			213	91	債務負担行為
		車両購入	937			656	281	債務負担行為
町営牧場作業車両購入費		4,268		4,200		68		
光勇牧場牧柵設置工事		1,452			1,017	435		
光勇牧場追込柵内改良工事	3,949		3,900		49			
土地改良費	道営土地改良事業参画事業							
	美生第2地区（担い手育成）	58,006	27,551	7,800	18,477	4,178		
	美生第3地区（担い手育成）	39,900	18,952	5,200	9,772	5,976		
	上美生第3地区（担い手育成）	30,000	14,250	3,900	5,250	6,600		

(単位：千円)

予算科目		事業名	総事業費	財源内訳				特記事項
款	目			国・道支出金	起債	その他	一般財源	
		農業用水施設維持管理事業						債務負担行為
		小水力発電計画策定委託	2,013				2,013	
		除雪機購入費	435			305	130	
		団体営土地改良事業						
		伏古地区暗渠排水工事実施設計委託	1,260	315		945		
		祥栄第2幹線明渠排水路護岸改築工事	17,550	11,934	5,000		616	
			伏古地区暗渠排水工事	8,240	3,570		4,670	
		林業振興費	民有林振興事業					
			民有林除間伐促進事業(72.73ha)	1,455			1,455	
			豊かな森づくり推進事業(76.5ha)	20,459	9,863		10,595	1
	環境基盤整備費	農道補修事業						
		農道補修砂利敷工事	3,304			2,313	991	
	農林産業費合計		202,746	86,435	30,000	62,120	24,191	
商工費	めむろ駅前 プラザ費	めむろ駅前プラザ長寿命化工事負担金	12,635	6,300		6,335		
		ロールカーテン購入費	798			559	239	
	新嵐山 スカイパーク費	新嵐山スカイパーク運営支援事業						
		ユニットハウス設置電気工事	803			563	240	
		マイクロバス購入費	1,543			1,081	462	債務負担行為
新嵐山スカイパーク再生事業								
拠点施設基本計画策定委託	22,000	10,000			12,000			
既存宿舍等解体実施設計委託	20,174		20,100		74			
公園施設長寿命化計画策定委託	4,928			3,450	1,478			
	商工費合計		62,881	16,300	20,100	11,988	14,493	
土木費	地籍管理費	地籍管理事業						
		地図情報管理システム機器購入	1,458			1,021	437	債務負担行為
	土木車両管理費	小型ロータリー除雪車購入	4,854			3,398	1,456	債務負担行為
		除雪トラック購入	7,924			5,563	2,361	債務負担行為
		除雪トラック購入	65,723		65,700		23	
	砂散布車購入	28,941		28,900		41		

予算科目		事業名	総事業費	財源内訳				特記事項
款	目			国・道支出金	起債	その他	一般財源	
道路維持費	橋りょう長寿命化工事実施設計委託	21,252	11,862	9,300		90	債務負担行為	
	橋りょう塗膜調査委託	2,160				2,160		
	橋りょう長寿命化工事（5橋）	102,730	60,102	42,300		328		
	橋りょう点検一括発注負担金	31,763	17,724			14,039		
	道路補修工事	14,982				14,982		
	道路パトロール車購入	57				57		
道路新設改良費	道路改良工事実施設計委託	9,471		9,400		71		
	西19号線実施設計委託	29,476		26,500		2,976		
	郊外地道路新設改良工事（5路線）	179,652		176,200		3,452		
都市計画総務費	立地適正化計画等見直し業務委託	8,052	1,500		4,629	1,923		
	公共サイン設置工事	2,398			2,398			
街路維持費	街灯改築工事	17,435		15,600	1,285	550		
街路新設改良費	市街地道路改良実施設計委託	9,529		8,500		1,029		
	西19号線実施設計委託	17,961		16,100		1,861		
	市街地道路新設改良工事（4路線）	137,539		123,600		13,939		
公園管理費	芽室町都市公園ストック再編計画策定業務委託	15,000	7,500		5,250	2,250	債務負担行為	
	芽室公園Park-PFI公募支援業務委託	17,226	8,613		6,030	2,583		
	公園施設等撤去工事	1,661			1,163	498		
	芽室公園噴水ポンプ更新工事	715			501	214		
	芝刈機購入	211			111	100		
公共下水道費	下水道事業会計負担金補助及び出資（公共下水道）							
	下水道事業会計出資金（公共下水道）	18,685				18,685		
住宅管理費	長寿命化型改善工事設計委託	7,855	3,927			3,928		
	公営住宅除却工事	34,650	15,592	19,000		58		
建築指導費	空き家等解体補助 1戸分	400	160		168	72		
住宅建設費	住宅耐震改修事業	3,600	1,800		1,260	540		
	30万円補助 1戸分（耐震建替工事）							
	50万円補助 1戸分（耐震改修工事）							
	40万円補助 7戸分（解体工事）							
土木費合計		793,360	128,780	541,100	32,777	90,703		

(単位：千円)

予算科目		事業名	総事業費	財源内訳				特記事項
款	目			国・道支出金	起債	その他	一般財源	
消 防 費	災害対策費	Jアラート機器更新等委託	8,732		8,700		32	
		防災対策用備品購入費	800			560	240	
	消防施設費	防火水槽設置工事	15,114		15,100		14	
	消防費合計		24,646		23,800	560	286	
教 育 費	教育振興費	物置撤去工事	690				690	
	給食センター管理費	高圧受電設備更新工事	7,678				7,678	
		米搬入出コンベア・窓設置工事	493			346	147	
		配送用コンテナ購入費	5,492			3,845	1,647	
	小学校管理費	小学校改修等工事設計委託(屋外トイレ改修・受変電設備改修)	4,044			2,831	1,213	
		小学校施設改修等工事(スクールバス待合所塗装・給水ポンプ改修)	6,600				6,600	
		吹奏楽楽器購入費	216				216	
		コンピューター購入費	6,067				6,067	債務負担行為
	中学校管理費	中学校改修等工事設計委託(受変電設備改修)	533			374	159	
		中学校施設等改修工事(外灯改修等)	732			513	219	
		コンピューター購入費	1,517			1,062	455	債務負担行為
G I G Aスクール端末設定委託		1,694				1,694		
情報機器購入費		32,186	22,586			9,600		
公民館費	自家用発電設備更新工事	544			381	163		
	自動火災報知設備更新工事	9,944				9,944		
図書館費	図書館情報システム購入費	3,797			2,658	1,139	債務負担行為	
	図書館噴水施設内砂利敷工事	1,265			886	379		
健康プラザ管理費	健康プラザ改修工事	17,809		17,800		9		
教育費合計			101,301	22,586	17,800	12,896	48,019	
一 般 会 計 合 計			1,555,872	282,820	700,000	290,145	282,907	

令和7年度投資的事業調（特別会計・事業会計）

（単位：千円）

会 計	事 業 名	総 事 業 費	財 源 内 訳				特 記 事 項
			国・道支出金	起 債	そ の 他	一 般 財 源	
地 域 開 発 事 業 特 別 会 計	芽室東工業団地環境整備事業 工業団地環境整備工事	2,100				2,100	
	合 計	2,100				2,100	
下 水 道 事 業 会 計	公共下水道整備費	163,364	77,000	85,500	264	600	
	ストックマネジメント改築実施設計委託						
	公共樹新設工事						
	ポンプ場施設負荷設備等更新工事						
	下水道事業団委託協定負担金						
	管路点検用管口カメラ購入費						
	個別排水処理施設整備費	35,630		29,000	1,270	5,360	
個別排水処理施設整備工事							
流域下水道事業負担金	58,524		48,400	84	10,040		
流域下水道事業負担金							
合 計	257,518	77,000	162,900	1,618	16,000		
上 水 道 事 業 会 計	上水道整備費	190,636		125,500	12,376	52,760	
	配水管整備工事						
	消火栓整備工事						
	検満量水器取替工事						
	機器更新工事						
	量水器購入						
	簡易水道整備費	84,906		79,400	69	5,437	
	配水管整備工事						
	検満量水器取替工事						
	機器更新工事						
量水器購入							
合 計	275,542		204,900	12,445	58,197		

(単位：千円)

会 計	事 業 名	総 事 業 費	財 源 内 訳				特 記 事 項
			国・道支出金	起 債	そ の 他	一 般 財 源	
公 立 芽 室 病 院 事 業 会 計	医療用機器等購入事業 新規・更新分医療用機器（電動ベッドほか） 電話交換機・ナースコール・スマートフォン	153,214		152,500		714	
	施設工事事業 2階病棟多目的トイレ改修	15,000		15,000			
	合 計	168,214		167,500		714	

管内市町村の財政指標の状況

区 分	経常収支比率		実質公債費比率		将来負担比率		財政力指数	
	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度	R4年度	R5年度
音 更 町	89.8	89.0	11.2	11.2	38.7	31.7	0.500	0.494
士 幌 町	88.5	87.8	7.1	8.0	-	-	0.300	0.299
上 士 幌 町	85.1	87.2	8.0	9.0	-	-	0.241	0.240
鹿 追 町	81.7	81.6	9.3	9.7	-	-	0.255	0.252
新 得 町	81.7	80.5	10.6	9.2	-	-	0.234	0.231
清 水 町	89.5	89.7	8.8	8.9	-	-	0.329	0.321
芽 室 町	87.1	89.7	6.5	8.1	58.1	82.6	0.491	0.483
中 札 内 村	84.7	86.0	6.1	6.0	-	-	0.279	0.273
更 別 村	77.8	73.5	7.6	6.4	-	-	0.267	0.261
大 樹 町	88.6	89.6	9.5	9.5	17.4	7.9	0.245	0.247
広 尾 町	87.7	82.9	14.5	13.6	25.4	21.5	0.230	0.225
幕 別 町	84.9	85.7	9.6	9.8	89.3	81.1	0.348	0.346
池 田 町	87.1	88.6	12.5	12.2	16.1	0.9	0.217	0.214
豊 頃 町	76.6	77.2	7.5	7.4	-	-	0.212	0.206
本 別 町	83.6	84.8	11.5	11.7	26.1	23.9	0.268	0.260
足 寄 町	88.0	88.7	11.4	11.8	-	-	0.204	0.199
陸 別 町	77.4	77.0	11.0	11.2	-	-	0.164	0.161
浦 幌 町	88.5	88.4	8.8	9.6	-	-	0.195	0.193
帯 広 市	89.6	89.4	8.3	8.2	38.0	22.2	0.599	0.596

※将来負担比率の「-」は比率が発生していないことを示す。

令和7年3月4日現在

基金・積立金に関する調

(単位：千円)

基金・積立金名	R5年度末残高	R6年度積立	R6年度取崩	R6年度末残高	R7年度積立	R7年度取崩	R7年度末残高	備考
財政調整基金	1,102,423	591	50,000	1,053,014	1,190	270,000	784,204	
減債基金	161,143	250,822	15,985	395,980	468	52,473	343,975	
農業振興基金	174,735	38,304	37,743	175,296	38,531	36,842	176,985	
地域振興基金	117,685	3	8,220	109,468	137	6,100	103,505	
地域福祉基金	218,795			218,795			218,795	
土地改良事業基金	65,468	2		65,470	82		65,552	
公共施設整備基金	531,150	61,551	52,465	540,236	31,057	76,758	494,535	
森林環境譲与税基金	14,368	20,173	20,633	13,908	21,700	28,649	6,959	
ふるさと応援寄附金管理基金	656,268	230,138	200,000	686,406	300,028	400,000	586,434	
積立金の合計	3,042,035	601,584	385,046	3,258,573	393,193	870,822	2,780,944	
定額運用基金の合計								
備荒資金組合積立金	404,088	1,908	5,783	400,213	1,922		402,135	
（普通）	132,871	1,329		134,200	1,342		135,542	
（超過）	271,217	579	5,783	266,013	580		266,593	
一般会計合計	3,446,123	603,492	390,829	3,658,786	395,115	870,822	3,183,079	
介護給付費準備基金	140,042	3	21,797	118,248	177	20,664	97,761	
工業団地事業基金	799,476	17	29,560	769,933	630	25,424	745,139	
特別会計合計	939,518	20	51,357	888,181	807	46,088	842,900	
全会計合計	4,385,641	603,512	442,186	4,546,967	395,922	916,910	4,025,979	

※ 「R5年度末残高」は地方財政状況調査による数値である。

寄附金管理基金の充当

充当事業	事業内容	令和7年度事業 充当額（円）
町有財産（土地・建物）管理事務	用地確定測量委託料	6,363
	地域集会施設解体工事	2,921
	地域集会施設備品購入費	4,394
国際・地域間交流事業	国際交流推進報償	2,076
定住促進事業	移住・定住促進業務委託料	4,281
	定住促進住宅建設奨励金	8,400
	定住促進住宅購入奨励金	1,750
協働のまちづくり活動支援事業	熱中小学校開催負担金	308
シティプロモーション推進事業	地域ブランディング委託料	700
	P R 番組作成委託料	1,792
	イベント助成金	1,400
まちなか再生推進事業	まちなかチャレンジ相談者支援委託料	294
	まちなかチャレンジ事業補助金	245
	空き物件等流通促進補助金	315
結婚新生活支援事業	結婚新生活支援事業補助金	1,733
庁内コンピュータ維持管理事業	地方公共団体情報システム標準化・共通化委託料	33,068
	データセンター使用料	3,614
	電子計算機等購入費	25,950
D X 推進事業	D X 推進業務委託料	4,280
	C I O 補佐官業務委託料	2,903
	ネットワーク設定委託料	1,085
戸籍・住民登録・印鑑登録等管理事務	住民基本台帳ネットワークシステム機器購入費	1,034
在宅福祉サービス事業	聴覚補助器購入費	22
西十勝障害支援区分認定審査会運営事業	タブレット購入費	80
障害者相談支援事業	一般相談支援機能強化事業委託料	1,517
	特定相談支援機能強化事業委託料	3,696
保育事業	認定こども園給食費補助金	4,436
	認可保育所給食費補助金	8,251
	幼稚園給食費補助金	760
	保育所建設資金元利補給金	9,144
	認定こども園建設資金元利補給金	7,126
	保育所遠距離送迎費助成金	2,205
子どもセンター施設維持管理事業	施設内樹木剪定委託料	459
	めむろ西子どもセンターエアコン設置工事	173
	施設維持用備品購入費	103
子どもセンター運営事業	運営用備品購入費	77

充当事業	事業内容	令和7年度事業 充当額(円)
高齢者予防接種事業	インフルエンザワクチン接種委託料	4,465
地球温暖化対策事業	住まいのゼロカーボン補助金	7,630
妊婦等相談・支援事業	不妊治療費助成金	2,678
	不育治療費助成金	70
乳幼児健診・相談事業	新生児聴覚検査委託料	332
健康診査推進事業	健康管理システム改修委託料	1,228
	健康管理システム機器購入費	3,391
各種がん検診事業	がん患者ウィッグ等購入費助成金	140
保健福祉センター維持管理事業	保健福祉センター非常灯改修工事	724
農地法等許可事務	農地基本台帳システム機器購入費	1,335
農業振興地域計画管理事務	農業用地図情報システム異動データ入力等作業委託料	3,899
農業気象情報機器管理事業	気象情報収集・提供業務委託料	2,100
農作物有害鳥獣駆除事業	残滓処理施設管理委託料	2,363
	巡回活動等出役報償	3,798
農業振興センター運営事業	農業振興センター補助金	26,095
てん菜作付奨励事業	てん菜作付奨励総合対策事業補助金	5,917
優良種子馬鈴しょ生産確保対策事業	優良種子馬鈴しょ生産確保対策事業補助金	1,782
堆肥製造施設運営支援事業	堆肥製造施設運営推進事業補助金	15,748
農業廃棄物適正処理推進事業	農業廃棄物適正処理推進事業補助金	3,500
食農理解促進事業	調理用器具借上料	7
酪農ヘルパー支援事業	酪農ヘルパー傷病時利用対策事業補助金	224
家畜ふん尿処理推進事業	家畜ふん尿処理施設整備奨励金	2,611
町営牧場管理運営事業	町営牧場管理委託料	6,566
	光勇牧場牧柵設置工事	1,017
	トラクター購入費	2,506
	車両購入費	656
	光勇ロールベラー購入費	213
農業用水施設維持管理事業	除雪機購入費	305
林道改良・維持管理事業	林道路肩草刈委託料	2,434
農道補修事業	農道補修砂利敷工事	2,313
元気な商店街づくり支援事業	事業承継支援体制構築委託料	724
	商店街等振興事業補助金	350
	商工業活性化事業補助金	2,450
町観光・特産品普及事業	サイクルツーリズム推進事業補助金	1,473
企業誘致促進対策事業	東工業団地企業誘致奨励金	5,630
企業支援対策事業	人材確保対策活動助成金	490

充当事業	事業内容	令和7年度事業 充当額(円)
めむろ駅前プラザ維持管理事業	ロールカーテン購入費	559
新嵐山スカイパーク運営支援事業	第1リフト修繕費	6,276
	圧雪車修繕費	6,210
	降雪機修繕費	2,364
	ユニットハウスリース料	3,396
	ユニットハウス設置電気工事	563
	マイクロバス購入費	1,081
新嵐山スカイパーク再生事業	公園施設長寿命化計画策定委託料	3,450
地籍管理事業	地図情報管理システム機器購入費	1,021
車両事務所施設維持管理事業	プリンター購入費	20
町道・歩道・駐車場等除排雪事業	小型ロータリー除雪車購入費	3,398
	除雪トラック購入費	5,563
町道・歩道・駐車場等維持管理事業	道路等維持修繕費	4,014
	郊外地道路区画線塗装業務委託料	6,669
	道路補修工事	7,687
	車両購入費	21
都市計画変更・決定事務	立地適正化計画等見直し業務委託料	4,629
街灯維持管理事業	街灯改築工事	1,285
町道・歩道・駐車場等維持管理事業	市街地道路区画線塗装業務委託料	4,374
	道路付属施設点検委託料	10,049
公園施設等維持管理事業	芽室公園Park-PFI公募支援業務委託料	6,030
	芽室町都市公園ストック再編計画策定業務委託料	5,250
	公園施設等撤去工事	1,163
	芽室公園噴水ポンプ更新工事	501
	刈払機購入費	61
	芝刈機購入費	111
空家等対策事業	空家等解体補助金	168
建築物耐震化促進事業	住宅耐震改修費補助金	1,260
消防団運営事業	機械器具購入費	481
地域防災対策事業	災害用備蓄食糧品費	1,121
	避難所用消耗品費	468
	同報デジタル防災無線保守点検委託料	5,796
	防災対策用備品購入費	560
上美生地区山村留学推進事業	ふるさと交流センター管理運営業務委託料	7,521
教育課程支援事業	スキー指導業務委託料	138
大学等就学支援事業	私立高等学校生徒授業料補助金	404
	大学等奨学金返還支援助成金	784
学校給食センター施設維持管理事業	米搬入出コンベア・窓設置工事	346
	アレルギー食用ガステーブル購入費	184

充当事業	事業内容	令和7年度事業 充当額（円）
学校給食管理運営事業	学校給食用食器・食缶洗浄委託料	2,488
	学校給食用食材下処理・食器洗浄業務委託料	2,024
	配送用コンテナ購入費	3,845
児童生徒食育推進事業	まるごと給食食材費	2,112
スクールバス等運行事業	学校行事車両借上料	1,482
小学校管理運営事業	プール管理委託料	1,921
	小学校改修工事設計委託料	2,831
	一般備品購入費	1,791
	学校環境整備及びスケートリンク造成交付金	943
教材・教具整備事業（小学校）	鍵盤ハーモニカ購入費助成金	217
中学校管理運営事業	中学校校務支援システム運用委託料	990
	中学校改修工事設計委託料	374
	中学校施設等改修工事	513
教材・教具整備事業（中学校）	コンピューター購入費	1,062
公民館施設維持管理事業	自家用発電設備更新工事	381
	芝刈機購入費	138
図書館維持管理事業	図書館ラウンジ照明撤去工事	41
	図書館噴水施設内砂利敷工事	886
	図書館情報システム購入費	2,658
各種大会出場支援事業	各種大会出場助成金	2,100
ゲートボール普及活動事業	ゲートボール協会補助金	105
	ゲートボール審判員資格取得補助金	96
	全国大会出場助成金	1,170
	ゲートボール合宿助成金	226
屋外体育施設維持管理事業	屋外体育施設用備品購入費	511
合 計		400,000

令和7年度 町税に関する調

(住民税務課)

(1) 町民税

(単位:千円)

区 分		課税標準	税率(額)	調定見込額	収納率	予算計上額	前年度当初予算額	増 減	
個 人	均 等 割 額	9,470人	3.0	28,410	99.0%	28,125	27,799	326	
	所 得 割 額	19,061,302	5.6%	1,063,550	99.0%	1,052,914	1,010,044	42,870	
	定 額 減 税 分 ※	—	—	—	—	△ 500	△ 134,295	133,795	
	計	—	—	1,091,960	—	1,080,539	903,548	176,991	
法 人 町 民 税	均 等 割 額	資本金1千万円以下 従業員数50人以下	401件	50	20,050	100.0%	20,050	19,500	550
		資本金1千万円以下 従業員数50人超	4件	120	480	100.0%	480	600	△ 120
		資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人以下	127件	130	16,510	100.0%	16,510	16,770	△ 260
		資本金1千万円超1億円以下 従業員数50人超	9件	150	1,350	100.0%	1,350	1,350	0
		資本金1億円超10億円以下 従業員数50人以下	38件	160	6,080	100.0%	6,080	5,920	160
		資本金1億円超10億円以下 従業員数50人超	7件	400	2,800	100.0%	2,800	3,200	△ 400
		資本金10億円超 従業員数50人以下	31件	410	12,710	100.0%	12,710	12,300	410
		資本金10億円超50億円以下 従業員数50人超	2件	1,750	3,500	100.0%	3,500	3,500	0
		資本金50億円超 従業員数50人超	5件	3,000	15,000	100.0%	15,000	15,000	0
		均 等 割 額 計	624件	—	78,480	—	78,480	78,140	340
	法 人 税 割 額	1,896,024	8.4%	159,266	100.0%	159,266	134,691	24,575	
計	—	—	237,746	—	237,746	212,831	24,915		
現 年 度 課 税 分		—	—	1,329,706	—	1,318,285	1,116,379	201,906	
滞 納 繰 越 分		—	—	—	—	751	751	0	
合 計		—	—	1,329,706	—	1,319,036	1,117,130	201,906	

※定額減税分については、同額を「地方特例交付金(定額減税分)」として歳入に見込む。控除対象ではない同一生計配偶者 50人×1万円と推計。

(住民税務課)

(個人町民税所得割額)

(単位:千円)

年 度	令和6年度予算			令和7年度予算			対 比 B/A
	人 員	総所得金額(A)	1人当り	人 員	総所得金額(B)	1人当り	
給 与 所 得	6,958人	22,779,930	3,274	6,923人	23,063,914	3,331	101.2%
営 業 所 得	210人	772,636	3,679	209人	833,849	3,990	107.9%
農 業 所 得	384人	3,212,445	8,366	382人	3,575,031	9,359	111.3%
そ の 他 所 得	919人	1,686,891	1,836	914人	1,596,152	1,746	94.6%
譲 渡 所 得	76人	816,840	10,748	76人	691,009	9,092	84.6%
計	8,547人	29,268,742	3,424	8,504人	29,759,955	3,500	101.7%

年 度	令和6年度実績			令和7年度予算				対 比 D/C
	課税標準(C)	1人当り	最終税率	課税標準(D)	1人当り	最終税率	所得割額	
給 与 所 得	14,321,719	2,098	5.1%	14,608,153	2,110	5.6%	816,539	102.0%
営 業 所 得	564,836	2,755	5.1%	564,836	2,703	5.4%	30,617	100.0%
農 業 所 得	2,418,774	6,348	5.7%	2,467,149	6,459	5.9%	145,406	102.0%
そ の 他 所 得	836,986	1,061	4.8%	845,356	925	5.6%	47,639	101.0%
譲 渡 所 得	575,808	6,774	3.9%	575,808	7,576	4.1%	23,349	100.0%
計	18,718,123	2,259	5.2%	19,061,302	2,241	5.6%	1,063,550	101.8%

(住民税務課)

(2)固定資産税

(単位:千円)

区 分	課税標準	税 率	賦課税額	減免税額(端数)	調定見込額	収納率	予算計上額	前年度当初予算額	増 減
土 地	23,525,879	1.4%	329,352	268	329,084	99.0%	325,793	313,934	11,859
家 屋	56,460,812	1.4%	790,426	17,005	773,421	99.0%	765,687	741,427	24,260
償 却 資 産	40,643,154	1.4%	568,986	255	568,731	99.0%	563,043	539,090	23,953
小 計	120,625,965	-	1,688,764	17,528	1,671,236	99.0%	1,654,523	1,594,451	60,072
滞 納 繰 越 分	-	-	-	-	-	-	800	800	0
交 付 金 及 び 納 付 金	-	-	6,601	-	6,601	100.0%	6,601	7,768	△ 1,167
合 計	120,625,965	-	1,695,365	17,528	1,677,837	-	1,661,924	1,603,019	58,905

(3)軽自動車税

(単位:千円)

(住民税務課)

種別	車種	課税標準(台数)	税率(円)	調定見込額	収納率	予算計上額	前年度当初予算額	増減	
種別	原付1種(50cc以下)	337	2,000	674	99.2%	668	658	10	
	原付2種(90cc以下)	73	2,000	146	99.2%	144	132	12	
	原付3種(125cc以下)	113	2,400	271	99.2%	268	247	21	
	軽自二輪車	287	3,600	1,033	99.2%	1,024	1,006	18	
	軽自三輪車	旧	0	3,100	0	99.2%	0	0	0
		新(標準)	0	3,900	0	99.2%	0	0	0
		重課	1	4,600	4	99.2%	3	3	0
		計	1		4	99.2%	3	3	0
	軽自動車四輪(貨物)自家用	旧	263	4,000	1,052	99.2%	1,043	1,349	△ 306
		新(標準)	661	5,000	3,305	99.2%	3,278	2,827	451
		重課	1,059	6,000	6,354	99.2%	6,303	6,136	167
		75%	0	1,300	0	99.2%	0	0	0
		50%	0	2,500	0	99.2%	0	0	0
		25%	0	3,800	0	99.2%	0	0	0
	計	1,983		10,711	99.2%	10,624	10,312	312	
	軽自動車四輪(乗用)自家用	旧	1,128	7,200	8,121	99.2%	8,056	9,420	△ 1,364
		新(標準)	2,032	10,800	21,945	99.2%	21,769	18,588	3,181
		重課	1,350	12,900	17,415	99.2%	17,275	17,595	△ 320
		75%	0	2,700	0	99.2%	0	7	△ 7
50%		0	5,400	0	99.2%	0	0	0	
25%		0	8,100	0	99.2%	0	0	0	
計	4,510		47,481	99.2%	47,100	45,610	1,490		
割	小型特殊(農耕用)	3,070	2,000	6,140	99.2%	6,090	5,930	160	
	小型特殊(その他)	531	5,900	3,132	99.2%	3,106	2,978	128	
	二輪の小型自動車	381	6,000	2,286	99.2%	2,267	2,243	24	
	軽自動車四輪(貨物)営業	旧	15	3,000	45	99.2%	44	53	△ 9
		新(標準)	24	3,800	91	99.2%	90	78	12
		重課	10	4,500	45	99.2%	44	30	14
		75%	0	1,000	0	99.2%	0	0	0
		50%	0	1,900	0	99.2%	0	0	0
		25%	0	2,900	0	99.2%	0	0	0
	計	49		181	99.2%	178	161	17	
	軽自動車四輪(乗用)営業	旧	0	5,500	0	99.2%	0	0	0
		新(標準)	0	6,900	0	99.2%	0	0	0
		重課	0	8,200	0	99.2%	0	0	0
		75%	0	1,800	0	99.2%	0	0	0
		50%	0	3,500	0	99.2%	0	0	0
		25%	0	5,200	0	99.2%	0	0	0
	計	0		0	99.2%	0	0	0	
	原付ミニカー	43	3,700	159	99.2%	157	168	△ 11	
	電動キックボード(特定小型原付)	0	2,000	0	99.2%	0		0	
現年分計	11,378		72,218	99.2%	71,629	69,448	2,181		
滞納繰越分	—	—	—	—	1	1	0		
種別割計	11,378		72,218	99.2%	71,630	69,449	2,181		
環境性能割	—	—	3,069	100.0%	3,069	2,750	319		
合計	—	—	75,287	—	74,699	72,199	2,500		

(住民税務課)

(4) 市町村たばこ税

(単位:千円)

区 分	課税標準	税率(額)	調定見込額	収納率	予算計上額	前年度当初予算額	増 減
4月分～3月分	20,707千本	6,552円	135,672	100.0%	135,672	134,519	1,153
合 計	20,707千本	—	135,672	100.0%	135,672	134,519	1,153

◎市町村たばこ税は、前月に卸売販売業者が小売販売業者に売り渡した本数に係る税額を翌月納めるため、調定月が1か月ずれる。(例:9月上分→10月調定)

(5) 都市計画税

(単位:千円)

区 分	課 税 標 準	税 率	賦 課 税 額	減免税額(端数)	調定見込額	収納率	予算計上額	前年度当初予算額	増 減
土 地	23,073,401	0.1%	23,072	30	23,044	99.0%	22,814	21,701	1,113
家 屋	42,797,528	0.1%	42,796	336	42,462	99.0%	42,037	40,764	1,273
小 計	65,867,976	—	65,868	362	65,506	99.0%	64,851	62,465	2,386
滞 納 繰 越 分	—	—	—	—	—	—	10	10	0
合 計	65,867,976	—	65,868	362	65,506	—	64,861	62,475	2,386

(財産管理費)

(都市経営課)

1. 対象地区

東芽室地区（再整備後面積 90.00 m²程度）

2. 事業手法

設計と施工を一括発注することで、地域の意見を反映しつつ、工期の短縮を図ることができる、設計施工一括発注方式（DB方式）により、令和7年度中の建築物の完成を目指し事業を進める。

3. 事業費（対象分）

(1) 工事請負費 57,543 千円

① 設計（うち 1,903 千円）

地域集会施設再整備に係る基本・実施設計

② 建設工事（うち 46,090 千円）

旧集会施設の部分解体及び改修工事

③ 外構工事（うち 9,550 千円）

施設周辺の整備工事

(2) 備品購入費 6,160 千円

① 再整備施設備品購入費

新施設に必要な備品の購入

東芽室地域集会施設再整備事業位置図



国土地理院地図より作成

事業内容

- ・ 入札により事業者選定する
- ・ 基本設計及び実施設計を行う
- ・ 旧東芽室地域福祉館を一部解体する（116.64 m²）
- ・ 旧東芽室地域福祉館を集会施設として改修する（90.00 m²）
- ・ 工事監理を行う
- ・ 必要な備品を購入する

(企画費)

(魅力創造課)

国際・地域間交流事業

■報償費 2,965千円(2,431千円)

■旅費 1,740千円(1,534千円) ※町長旅費については、町長・副町長秘書事務にて1,548千円計上

① 第10回国際芽室杯ブラジルゲートボール大会 芽室訪問団の参加

令和7年8月にブラジルで開催される国際芽室杯ブラジルゲートボール大会が10周年を迎えるにあたり、芽室町長及び芽室町ゲートボール協会に対して招待があった。

また、令和6年度に開催した第37回発祥の地杯全国ゲートボール大会にブラジルゲートボール連合及びパラグアイゲートボール協会のチーム64人が来町し、本大会に参加した。これらを踏まえブラジルゲートボール連合及びパラグアイゲートボール協会と継続的かつ発展的な相互交流を図っていくため町長・随員職員1名及び芽室町チーム5名を派遣する。

② 派遣日程(予定)

令和7年8月18日(月)から8月28日(木)

③ 芽室町チームの派遣者について

芽室町ゲートボール協会・芽室町ゲートボール推進協議会等に情報提供し、令和7年4月以降に派遣者を決定する。

④ 芽室町チームの派遣に係る負担割合

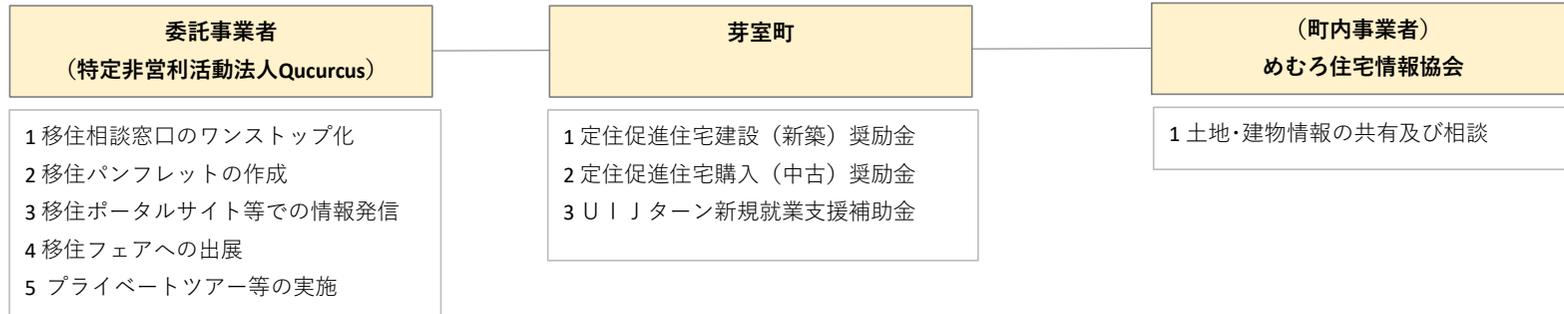
・旅行代金(航空券、空港税等、宿泊費、手配取扱手数料)の内、町が70%、芽室町チームが30%の負担割合とする。負担割合は、トレーシー市への中学生国際交流訪問派遣及び揖斐川町への小学生訪問団派遣と同様とする。

・ガイド・送迎車両は、町長及び随員職員は訪伯に伴う必要経費であることから、公費負担とする。

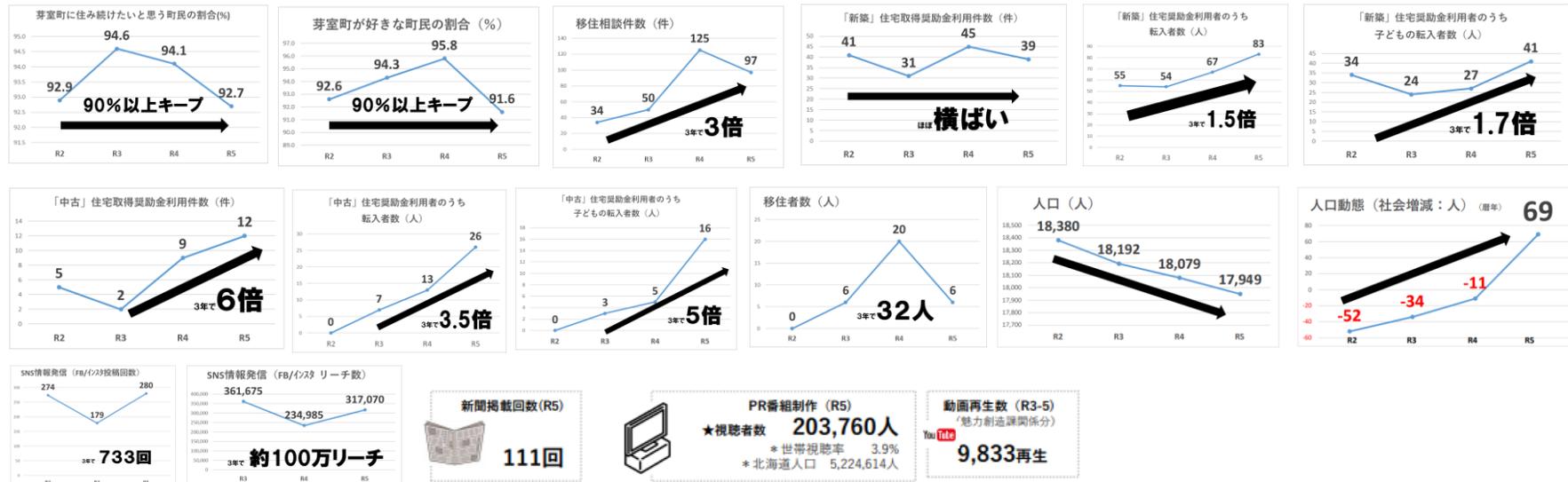
- ・「(仮)芽室町移住促進引越支援助成金」の【新設】
- ・「対象エリア」「対象者」を【一部拡大】

1 現状

人口減少社会において、町の人口を維持（減少を最小限にする）ため、移住・定住の促進を図っている。
委託事業者、めむろ住宅情報協会、町が連携して、それぞれの強みを活かして事業推進している。



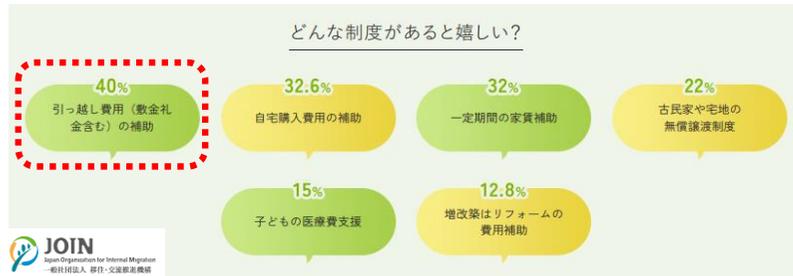
当事業推進上、意識している数値



2 課題

(1) 移住時の費用負担（引っ越し費用など） →

- ・移住相談等における課題把握
- ・JOIN（移住・交流推進機構調べ）から「引っ越し費用」が課題



移住に関するアンケート2023

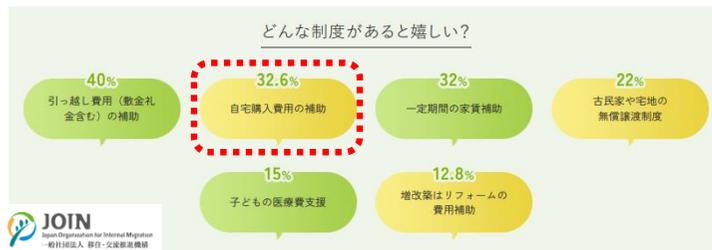
3 解決策

(1) 「（仮）芽室町移住促進引越支援助成金」の創設

- ① 概要：移住時の引っ越し費用の一部を支援する
- ② 対象：「道外から」芽室町への移住者（転勤等は不可）
* 創設時（R7）は、「道外のみ対象」とし、道内は次年度以降要検討
- ③ 支援額：一律 100,000円 × （当初見込）17件
* 道内他自治体事例 東日本50,000円 / 西日本70,000円
* 100,000円の根拠
東京都から芽室町への引っ越し費用積算 「239,411円」
2分の1を助成する考えとして、100,000円とする
* 本事業は芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条件に該当する

(2) 子育て世帯向け新築・中古住宅購入支援金の対象拡大 →

- ・ホットボイス及び移住相談時に対象拡大ニーズあり
- ・JOIN（移住・交流推進機構調べ）から「自宅購入費用」が課題



移住に関するアンケート2023

(2) 「対象エリア」「対象者」を一部拡大

区分		エリア	対象者	見込増
① 新築購入奨励金 (30万円)	現状	市街地のみ	子育て世帯のみ	
	拡大	農村部含む	子育て世帯+夫婦いずれも39歳以下世帯	10件
② 中古購入奨励金 (25万円)	現状	農村部含む	子育て世帯のみ	
	拡大	変更なし	子育て世帯+夫婦いずれも39歳以下世帯	4件

* エリア拡大の考え方

- ・令和5年度における芽室町人口動態の分析から、農村部への転入者が多い

* 対象者拡大の考え方

- ・国土交通省調べ（令和5年度住宅市場動向調査）から、30代の新築割合が多い

* 運用の変更点

- ・奨励金支給方法：商品券 → Mポイント

* 本事業は芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条件に該当する

町内会等活動支援事業

■町内会活性化事業補助金 3,000千円

(特財:地方創生に向けてがんばる地域応援事業 1,500千円(予定))

町内会の加入率低下や役員の担い手不足などの課題を解決するために、令和6年度は「町内会の今後を考える座談会」や「町内会活性化セミナー」を開催した。これらの中で様々な意見が出された結果、以下のテーマごとの課題解決に向けた取組を進めることで多くの町民が町内会に関わり参加するまちづくりを推進する。

【町内会の3つの大きな役割】

- 高齢者の見守り
- 子どもの安心安全
- 環境美化

①子ども会育成

芽子連と協働により、5ブロック毎の子どもが楽しめる行事を開催することで異世代交流を通して町内会活動や子ども会への理解を深める。

②デジタル化の推進

LINE活用を希望する町内会での活用方法を町内会の中高生が指導し、役員の効率化と負担軽減を図り、異世代交流を図る。

③小規模町内会の継続・規模適正化

小規模町内会の困り感の聞き取りを行うことで今後の対策を検討する。

④加入促進

庁舎内を活用した転入者への案内や加入促進月間を設定した臨戸活動、各種イベントでの案内・勧誘活動の実施。

北海道町内会連合会研修に参加し、加入促進等に向けた取組の手法を学ぶ。

⑤高齢者支援

独居高齢者のモデル町内会で外出機会の確保、安否確認などを目的に月1回タクシーを利用した買い物支援(商工会連携)の実施や町内の福祉有償運送団体との協議の場を設ける。

(企画費)

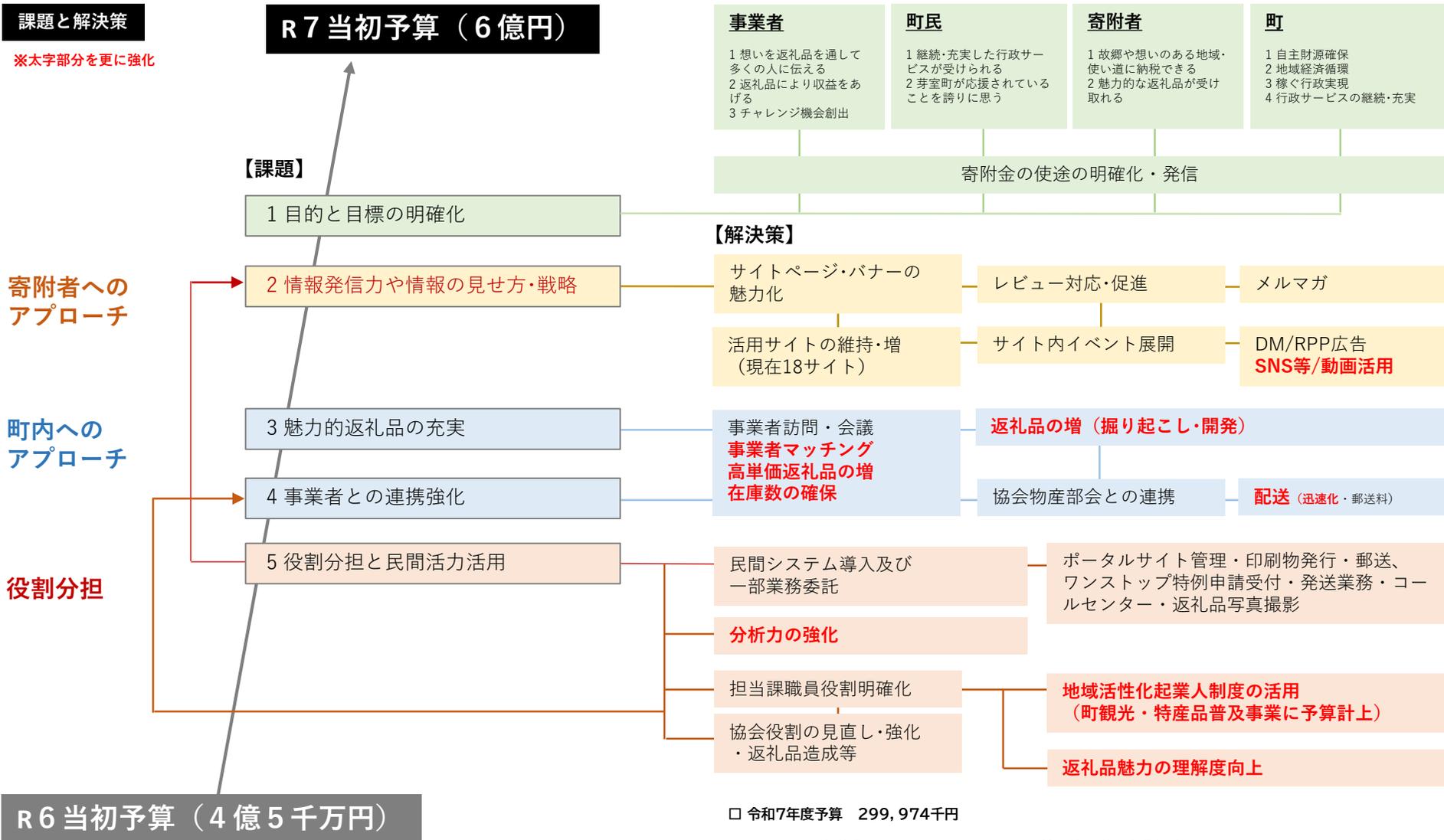
(魅力創造課)

⑥担い手事業

令和6年度に実施した座談会や活性化セミナーを継続的に実施することで、若い世代が参加できる具体的な取組や町内会間の横の連携強化、情報交換の活発化を図る。また、先進地視察研修や町内会祭りを開催することで、町内会活動を担う人材の育成を図っていく。

⑦公共サービスパートナー

道路清掃や公園管理が担い手の不足などにより実施が難しい町内会が増えている実態があることから、アンケート及び相談のある町内会との協議を行い、担当課との協議を行う。



07 報償費	001 ふるさと納税特典贈呈事業報償	116,657千円
11 役務費	002 郵便料	71,076千円
	021 インターネット公金支払システム手数料	63,325千円
	050 広告料	5,400千円
12 委託料	021 ふるさと納税寄附管理業務委託料	43,516千円

(企画費)

(魅力創造課)

シティプロモーション推進事業

1 台東区・墨田区交流事業 946千円

令和元年度から始まった墨田区との交流事業、及び令和2年度から4年度まで実施した東京都特別区区長会と十勝町村会の地方創生推進交付金事業で培った交流を継続して進めていく。

特にこの事業が縁で深い結びつきとなった台東区・墨田区の民間事業者と、芽室町の民間事業者を中心に農業や食を基軸とした人的及び経済的交流の広がりつつあることから、関係人口・交流人口づくりに資する活動をする場合に、職員の旅費及び民間関係者の旅費等の一部を支援する。

(報償費)363千円

東京物販(2泊3日×1人、3泊4日×1人)、全国食育大会(2泊3日×2人)

(職員旅費)568千円

東京物販(2泊3日×2人、3泊4日×2人)、全国食育大会(3泊4日×2人)

(消耗品費)5千円

台東区・墨田区交流事業に係る消耗品

(郵便料)10千円

食育推進全国大会物品送付

2 PR番組作成委託料 5,060千円

【事業概要】

令和5年度にはチャレンジをテーマに「人」をメインに制作した番組『チャレンジメモロ 挑戦のマチのヒミツ』を制作し、令和6年度はチャレンジのテーマを継承し、地域ブランディング事業と連動し芽室町における「スイートコーン」をメインに、その魅力と、携わる人々、イベント、商店の活動などを中心に番組を制作した。(全道放送、30分番組)

令和7年度は、これまでのチャレンジをテーマ継承し、町内のヒト・モノ・コトの新たなチャレンジの取材し、町の観光施設、商店街などの魅力発信につなげ、芽室町の魅力を広くPRする3部作の完結に向けた番組作成を行う。

番組の視聴により、町民に向けてはチャレンジする町民への理解の促進、誇りや郷土愛の醸成、新たなチャレンジの契機となること及び町外の方に向けては芽室町に興味をもってもらい、来てもらい、関係人口・交流人口・定住人口につなげる、芽室町でチャレンジする機会

(企画費)

(魅力創造課)

につなげるなど、多くの効果を見込む。

- 町民向けには ~ チャレンジしている町民への理解促進、新たなチャレンジの契機、まちへの誇りや郷土愛醸成
- 町外向けには ~ 芽室町に興味を持ってもらう、芽室町でのチャレンジの契機、芽室町への応援

【事業効果】

【令和5年度実績】

- 1 番組名
「チャレンジ メムロ!
～オクラホマが探る! 挑戦のまちの秘密～」
- 2 放送日時
令和5年12月10日(日) 15:54-16:24(30分)
- 3 内容
芽室町の魅力である「人」(チャレンジしている人)にスポット
・札幌から移住し、木工活動・カフェ開業でチャレンジしている夫婦
・Uターンで農業を継ぎ、新たな農産物ブランド化にチャレンジする青年
・町内外の人との交流の場としてゲストハウスを開業した若者
・チャレンジする場として開設されたまちなかの空き店舗活用施設
- 4 視聴者数 203,760人
- 5 動画(YouTube)再生数 518回(令和7年2月13日時点)

→20万人を超える視聴者数が、
具体的にどのような数値に貢献しているのかを次ページのとおり分析

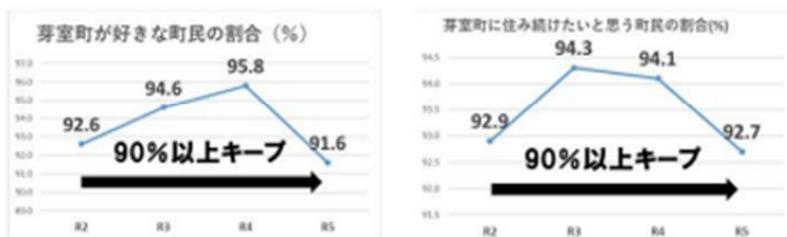
【令和6年度実績】

- 1 番組名
「チャレンジ メムロ! 2024
～オクラホマの芽室はスイートコーン日本一のまちだよPR大作戦～」
- 2 放送日時
令和6年12月1日(日) 14:00-14:30(30分)
- 3 内容
生産量日本一である、スイートコーンにスポット
・芽室町スイートコーンの歴史、コーン商品紹介(コーンバッグ、コーン
キューブ、コーンサイダー、コーン炒飯、コーンパンなど)
・ふるさと納税返礼品のスイートコーン関連の紹介
・官民一体で「コーン」を軸に進めている地域ブランディングの動き
・白樺学園高校生とあさひやが共同開発した「フレンチコーントースト」
・地域活性化起業人～「コーンおかき」開発
・愛菜屋でのスイートコーンの品種の多さ(スイートコーン祭りの様子)
・コーンスタジアムで野球の試合(新たな価値創造チャレンジ)
・夢に向かってチャレンジしている町民の宣言(2名)
- 4 視聴者数 135,839人
視聴全体におけるテレビ局の占拠率トップ・同時間帯視聴率トップ・
男性20-34歳(M1)/男性35-49歳(M2)/女性35-49歳(F2)の各層トップ
- 5 動画(YouTube)再生数 140回(令和7年2月13日時点)

→ どのような数値に貢献しているのか現在分析中

定住人口

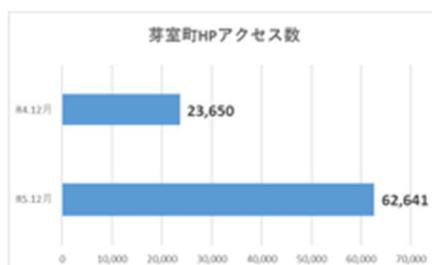
12月の放送後、転入者が前年対比で上昇した（番組後、すぐに転入とは考えられないため中長期での分析が必要）
芽室町が好きな割合、住み続けたいと思う町民の割合のR6データを注視する（90%以上をキープさせる）



芽室町が好きな割合、住み続けたいと思う町民の割合を90%以上キープしていく
昨年12月放送後、令和6年度の結果を注視する

関係人口

12月の放送後、芽室町HPアクセス数、ふるさと納税の道内比率が、前年対比で上昇した



12月10日の放送後、芽室町ホームページへのアクセスが急増（前年比265%）



12月放送後、ふるさと納税の道内比率が上昇（PR番組は道内放送のため）

交流人口

12月の放送後、まちの駅の来訪者数、店舗売上額が前年対比で上昇し、ユナイットの稼働率も上昇した



12月放送後、前年比、1月（145%）・2月（197%）・3月（236%）と来訪者が大きく伸びた



12月放送後、前年比、1月（128%）・2月（168%）・3月（126%）と店舗売上額が大きく伸びた



PR番組内で、ユナイットの存在をPRしたところ、稼働率が、急増した

3 イベント助成事業 3,000 千円

町民が主体となって、町民の郷土愛の醸成を目的としたイベント運営にかかる安全・衛生面等と子どもの郷土愛醸成にかかる企画について補助を行う。補助額は対象経費の1/2以内で、予算の範囲内とする。

4 地域ブランディング事業委託料 4,020 千円

令和4～6年度に引き続き地域ブランディングを行うための委託料を計上する。

【目的】

・地域ブランディングの最終目標 ⇒ 芽室町内外のファンづくり = 生涯顧客を獲得し、住み続けたい人・関わり続けたい人を増やす

【目指す姿】

①郷土愛の醸成と町民・来訪者の幸福度増加

町民や生産者が主役となる事業を展開し、コーンを中心に芽室町の農業に対して町民が誇りを持てる「芽室ブランド」を作ることによって郷土愛を育み、食(産業)を通じて住む人・訪れる人が幸せになることを目指す。

②芽室町と他地域の差別化による芽室町のブランド力向上を通じた関係人口の創出

コーンを中心に芽室町の農業を地域が一体となって打ち出すことで、芽室町と他地域との違いの明確化による芽室町のブランド力を向上し、これらを地域のブランドとして発信やプロモーションをすることで関係人口を創出する。

③マーケティング戦略の明確化による地域内経済循環と外貨獲得

①、②の取組を通して、地域の中でつくり、地域で消費をしてもらうことによる「地域内経済循環」と地域誘客や域外販路拡大を通して地域内外で消費してもらうことによる「外貨の獲得」を通して稼げる地域を目指す。

【令和7年度 実施事業】

●3年間の取組を精査し、課題の解決のため、組織づくりに向けた関係団体との協議に特化した取組を実施する

【関係団体における組織づくり】

組織づくりに向けて、JA・商工会・観光物産協会・町等の関係団体や生産組合、加工会社等の1～2次業者との合意形成及び連携強化に向けた協議を継続して行う。また、関係団体との協議を行っていく中で、コンテンツの見直しが必要であれば、コーンの一点突破を起点に、コーンを中心とした「十勝めむろブランド」の農産物のブランド化などの協議を行う。

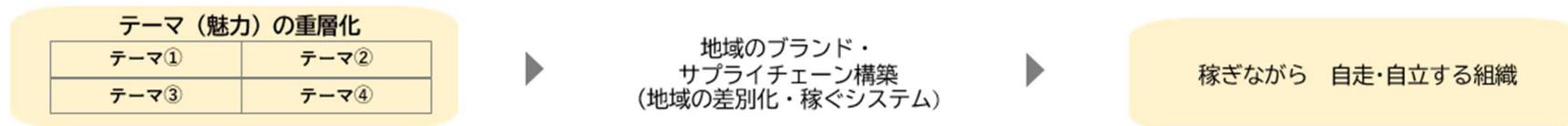
(企画費)

(魅力創造課)

- ア. 組織づくりに向けた関係団体の研修会・人材育成
- イ. 手法や資金を含む立ち上げ方法の検討(既存組織の強化又は関係団体の出資で立ち上げ等)
- ウ. 町民向けのブランディングの実践
- エ. ブランディング戦略及びマーケティング戦略の設定(目的、ターゲットの明確化)

芽室町地域ブランディングイメージ

	R 2	R 3	R 4	R 5
実施内容	理想の将来の姿を議論(町民ワークショップ)	理想の姿(ビジョンマップ/VM)完成 シナリオ・ロケーション計画策定	VMの具現化(実現) 1 町民チームによる核となる「メインテーマ」の設定 2 町内合意形成・商品・サービス開発検討 3 ギフトショー出展	VMの具現化(実現) 1 「メインテーマ」のステップアップ 2 メインテーマの商品・サービスの開発、トライアル、実施・販売、プロモーション、マッチング 3 2を担う組織の育成
ターゲット	地域内			地域内+道内
主体組織等	町民組織			
	R 6	R 7	R 8	
実施内容	VMの具現化(実現) 1 「メインテーマ」のステップアップ 2 メインテーマの新たな商品・サービスの開発、トライアル、実施・販売、プロモーション、マッチング 3 ターゲットの受入体制土台づくり 4 1~3を担う組織・事業者等の育成に向けた、関係4団体との研修会の実施 5 生産現場との連携強化に向けた生産組合との意見交換等を定期的に実施	VMの具現化に向けた実施手法の見直し 1 組織づくりに向けた関係団体の研修会・人材育成 2 手法や資金を含む立ち上げ方法の検討(既存組織の強化又は関係団体の出資で立ち上げ等) 3 町民向けのブランディングの実践 4 ブランディング戦略及びマーケティングマーケティング戦略の設定(目的、ターゲットの明確化)	VMの具現化(実現) 1 R7の取組を継続し、関係団体と連携を図りながら地域一体となった地域ブランディング事業を進める	
ターゲット	地域内+道内+国内		地域内+道内+国内(+海外)	
主体組織等	町民組織+民間活力等	関係団体+民間活力等		



まちなか再生推進事業

令和5年度に策定した「まちなか再生ビジョン」に基づき、実施すべき方針と実現に向けた取組を実施していく。

■まちなか再生ビジョンからまとめた方針

- ①空き物件(空き店舗・空き家・空き地)を効果的に活用するまちなかの賑わい創出…【R6～】⇒プロジェクト②
- ②公民共創の拠点施設の整備
 - ②-1 拠点施設の設置の検討…【R6～】⇒プロジェクト②
 - ②-2 「交流」「チャレンジ」の場を確保し、まちの賑わいづくりの場と機会の創出…【R7～】⇒プロジェクト②
- ③芽室公園とまちなかの連動構想の検討…【R7～】⇒プロジェクト③
- ④まちなか再生の推進に向けた人材の育成、体制づくりの検討…【R7～】⇒まちなか再生ビジョン全体

■実現に向けた取り組み

プロジェクトと主な取組	担当課	スケジュール			
		R5	R6	R7	R8
①あなたの夢(チャレンジ)応援・実現プロジェクト					
魅力創造課の相談窓口の継続	魅力創造課	★	★	★	★
まちなかエリア内の施設での相談窓口の継続	魅力創造課		★	★	★
まちなかエリアでの相談者の夢を深掘りするための相談対応と、夢の実現に向けた支援方針の決定や仲間づくり、事業内容への助言を受けるケース会議の実施	魅力創造課		★	★	★
②まちなかの魅力向上プロジェクト					
令和6年度に整理した拠点施設の必要機能をもとに、町内関係団体との協議の継続や先進地視察を行い、整備手法・場所等、財源・運営手法等の確保などを継続して検討	3課		★	★	★
「交流」「チャレンジ」の場を確保し、まちの賑わいづくりの場と機会の創出	3課			★	

(企画費)

(魅力創造課)

空き家相談窓口の設置(関係課との政策連携)	都市経営課		★	★	★
空き家相談窓口と連携したまちなかエリアの空き物件調査、カルテづくり、登記・相続処理支援、マッチングまでの仕組みづくり	協力隊		★	★	★
空き物件活用促進に向けた所有者向けの啓発イベントや相談会等の企画・実施	協力隊		★	★	★
空き物件流通促進に向けた補助の実施	魅力創造課		★	★	★
まちなかチャレンジ事業補助の実施による集いの場や賑わいづくりへの金銭的支援	魅力創造課	★	★	★	★
起業者や新分野進出・規模拡大への金銭的支援及び起業セミナーの開催(関係課との政策連携)	商工労政課	★	★	★	★
③魅力あふれる芽室公園活用プロジェクト					
芽室公園における Park-PFI マーケットサウンディング調査等(関係課との政策連携)	環境土木課		★	★	★

【地域おこし協力隊の業務内容】 6,243 千円

- (1) 空き物件等の活用・流通促進に係る業務
- (2) 空き物件等の活用・流通促進に向けた研修の受講及び先進地視察

【拠点整備に係る先進地視察】 379千円

拠点施設整備に係る整備手法や遊休施設活用、運営手法に係る先進地視察

【まちなかチャレンジ相談支援業務委託料】 1,220 千円

まちなか施設での相談窓口の増設と、専門知識や人材ネットワークを有するアドバイザーによる伴走支援を実施するための業務を委託する。

【まちなかチャレンジ事業補助金】 800 千円

町民が主体となって「まちなか」において、交流の場の設置やイベント等を実施し、人の流れの創出やにぎわいづくりに寄与する取組を行うことで、「まちなか再生」を図るもの。

- (1) 交流の拠点づくり事業
- (2) にぎわいづくりイベント事業

【空き物件等流通促進補助金】 450千円

まちなかエリアにある空き物件等の調査費用や登記にかかる費用及び家財道具の処分に係る費用を支援することで、町内の空き物件等の発生抑制と流通促進を図るもの。

- (1) 住宅診断・土地家屋調査・相続登記タイプ
- (2) 家財道具撤去タイプ

【チャレンジスペース管理運営】 2,455 千円

まちなか再生ビジョンに掲げた「2 まちなかの魅力向上プロジェクト」の「ア 町内外問わずあらゆる世代が参加・集えるまちなかづくり」に基づき、「交流」「チャレンジ」の場を確保し、まちの賑わいづくりの場と機会を創出する。

そのために必要な施設管理に係る費用を計上する。

(町有林管理費)

(農林課)

防風林等普及啓発活動（町有林管理事業）

防風林については、農業機械の大型化や日照の問題等の様々な理由により減少傾向にある中で、町では耕地防風林保育造成事業等により、防風林の整備を推進しているが、改めて防風林の効果、重要性を知ってもらう機会として、10線防風林を活用した普及啓発活動を実施する。

また、近年、植樹祭等の森林に触れる機会となるイベントが、実施箇所の問題などにより開催が難しいため、防風林と併せた森林に関する普及啓発活動とする。

普及啓発活動は、小学生から大人を想定しており、防風林の効果、必要性、樹種のほか、林内に生息する生物、環境など様々なことに触れる内容とし、防風林と併せ、森林環境についても知る機会となることを目指す。連続した複数年度の実施を想定している。（森林環境譲与税を活用）

1 普及啓発活動内容

- ・ 防風林の効果、必要性、樹種について知る
- ・ 林内の環境に触れ、木や生息する生物の生態、観察、環境について知る
- ・ 森林の大切さ、森林整備について知る

2 実施予定場所

10線防風林内

3 予算

歳出	防風林等普及啓発活動委託料	2, 892千円
歳入	森林環境譲与税基金繰入金	2, 892千円

庁内コンピュータ維持管理事業

地方公共団体情報システムの標準化・共通化のため、令和7年度は標準準拠システムへの移行及びガバメントクラウドへの接続に係る費用を計上(204,015千円)

※デジタル基盤改革支援補助金(地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業)により10/10措置(上限あり)

補助上限額：148,380,000円

補助対象外経費：ハードウェア、外付けシステム費用・運用保守費用、アプリケーション利用料・保守料、稼働後のガバメントクラウド利用料、システムクラウド利用料、接続回線費用、システム環境等の設定費用、用紙等の費用、アウトソーシングの費用等

令和7年度の標準化・共通化に係る移行経費等は、以下のとおり

□役務費(ガバメントクラウド回線料)	
1 ガバメントクラウド回線料(補助対象外) AWS(ガバメントクラウド)への接続の際に発生する通信回線費用。	1,144,000円
□委託料(地方公共団体情報システム標準化・共通化委託料)	
2 標準準拠システム移行作業委託(補助対象) 令和8年2月までに現行の標準化対象基幹系業務システム等を標準準拠システムへと移行するための作業委託。 標準化対象業務：住民記録、選挙人名簿、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、就学、国民年金、後期高齢者医療、介護保険、障害者福祉、健康管理、児童手当、子ども・子育て支援、印鑑登録、戸籍、戸籍附票、国民健康保険	148,838,547円
3 標準化関連システム等設定委託(補助対象外) 標準文字統一に併せて、標準化対象20業務以外の業務(公営住宅、福祉医療、水道、し尿、給食等)システムバージョンアップが必須であり、その他にも標準化に併せて更新が必要になる部分の作業委託。	44,627,000円
4 ガバメントクラウド運用管理補助委託(補助対象外) 標準準拠システム本稼働後、安定的に運用できるようにシステムベンダによる運用管理等の費用を計上。	660,000円
5 ガバメントクラウドネットワーク運用管理委託(補助対象外) AWS(ガバメントクラウド)上の標準化対象業務の各システムに対して、適切な接続や管理が必要になるため、ネットワーク運用管理等の費用を計上。	319,000円
6 固定資産税システム改修委託(補助対象外) 標準化に伴う「償却資産の大臣・知事配分に関する通知」の電子化対応に係るシステム改修委託。	528,000円
7 収納管理システム改修委託(補助対象外) 標準化に伴うeLTAXを利用した公金収納範囲拡大に係るシステム改修委託。	645,700円
□使用料及び賃借料(ガバメントクラウド利用料)	
8 ガバメントクラウド利用料(補助対象外) AWS(ガバメントクラウド)等を利用する際に発生する費用を計上。	7,251,992円

地域包括ケアシステム推進事業

1 目的

少子高齢化が一層すすむ中で、住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の実現を目指し、全世代型地域包括ケアシステムを構築する。高齢者の生活をベースにしたこれまでの地域包括ケアシステムから深化するうえで、関係課や地域の関係機関、活動団体と方針を共有し推進していくことを目的とする。

2 事業予算 (総事業費 677千円)

節	細節	令和7年度積算根拠	
07 報償費	01 講師謝礼	地域包括ケアシステムアドバイザー講師謝礼 50,000円×2回 合計100,000円	100千円
08 旅費	01 職員旅費	① 北海道美瑛町 (1泊2日) (高齢者保健福祉計画策定・小規模多機能型居宅介護を中心とした多世代支援体制) @13,800円×5人=69,000円 ② 大分県杵築市 (2泊3日) (多世代支援センター「まるっと」・全世代地域ケア会議) @169,090円×3人=507,270円	合計576,270円 577千円

3 事業概要・スケジュール

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
アドバイザー事業			★					★					★		
先進地視察						視察①・②									
検討会議			★	★				★							
10期計画											ニーズ調査				
実行計画・予算									実行計画						

(障害者福祉費)

(健康福祉課)

障害者相談支援事業（基幹相談支援センター事業）

<事業概要>

障がい者やその家族等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供、助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を実施。

<課題>

障がい者やその家族からの相談内容が複合化・複雑化している。また、障がい者の高齢化に伴い、親亡きあとの問題や金銭管理や相続問題、障がい福祉サービスから介護保険サービスへの移行が課題となっている。

<基幹相談支援センターの設置>

基幹相談支援センターを設置することで、地域包括支援センター・成年後見支援センターへ円滑な引継ぎを行うことにより、町全体の伴走型支援体制及び「断らない相談支援」「重層的支援」を構築する。

また、将来的には特定相談を担う相談支援事業所機能を追加し、障がいを抱える方や家族の相談できる選択肢を増やす。

<基幹相談支援センターの役割>

- ①地域の相談支援の拠点として、総合相談・専門相談、成年後見制度利用支援等の取組
- ②相談支援事業の従事者に対する相談、助言、指導等、地域の相談支援体制の強化の取組
- ③自治体と協働した自立支援協議会の運営等による地域づくりの取組

<歳出>

070825：障害者相談支援事業

委託料 18,264 千円

特定財源 地域生活支援事業費等補助金 国庫：補助率 1 / 2 道費：補助率 1 / 4

(認可保育所費)

(子育て支援課)

病児保育利用料補助金・保育人材確保対策事業補助金（保育事業）

1 事業概要

(1) 病児保育利用料補助金

町外の病児保育を利用した場合の登録料・利用料の半額を助成していたが、町内病児保育施設整備の継続検討を踏まえて、子育てと育児の両立支援策として、令和7年度より全額助成に拡充する。

(2) 保育人材確保対策事業補助金

保育人材確保の困難性を踏まえ、令和5年度から法人保育施設を対象に、保育士合同就職説明会を開催してきた。加えて新たに法人保育施設における保育人材確保による安定運営を支援することを目的に、求人活動費や研修費、資格取得にかかる費用など、保育施設が負担する経費の1/2相当額を補助する。待機児童対策を起点としているため保育施設のみを対象とし、保育人材確保（採用・離職防止）に資する取組みを幅広く支援する。

2 予算

(1) 病児保育利用料補助金 予算額 100 千円
(登録料・利用料半額助成→全額助成に拡充)

(2) 保育人材確保対策事業補助金 予算額 700 千円
(補助上限額（補助率 1/2）：定員 80 人以上 200 千円上限、定員 80 人未満 100 千円上限)

子育て世帯訪問支援事業（児童福祉支援事業）

1 事業の概要

支援員が家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として実施する。

2 対象者

本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると町が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。

- (1) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- (3) 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- (4) その他、事業の目的を鑑みて、町が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

3 事業内容

- (1) 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- (2) 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、外出時の補助、等）
- (3) 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言
- (4) 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- (5) 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告

(予防費)

高齢者予防接種事業

带状疱疹ワクチンの定期接種化について

1 目的

带状疱疹の予防を目的に、予防接種法に基づくB類疾病の定期接種として実施する。

2 対象(予防接種法による定期接種対象者)

(1)65歳の方

(2)60歳以上65歳未満の、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する方

(3)65歳を超える方については、5年間の経過措置として、5歳年齢ごとに対象者とする。

→年度末年齢 70・75・80・85・90・95・100歳の方(100歳以上の方は令和7年度に限り対象)

※带状疱疹にかかったことのある方も対象

3 使用ワクチン

(1)乾燥弱毒生水痘ワクチン(1回・皮下注射)

(2)乾燥組換え带状疱疹ワクチン(2回・筋肉内注射)

4 定期接種化の開始時期

令和7年4月1日

5 自己負担

あり(接種費用の5割)

※生活保護受給者は無料

6 予算

12 委託料 024 带状疱疹ワクチン接種委託料 2,269 千円

※接種者数は、令和7年度対象者(1,215人)の10%と見込む

霊園管理運営事業 (合同納骨塚整備)

1 事業概要

少子高齢化や核家族化が進展しているなか、やむを得ない事情で墓の承継や維持管理が困難な方をはじめ、経済的に墓を建立することができない方等のため、芽室霊園内に複数の焼骨と一緒に納骨する合同納骨塚を設置する(令和8年4月供用開始予定)。

2 収容見込数 2,000体

3 合同納骨塚整備予定地



参考写真

4 合同納骨塚整備スケジュール

項目(年度)	2025 (R7)											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
事業者選定	■											
実施設計		■	■	■	■							
整備工事					■	■	■	■	■	■		
供用開始準備										■	■	■

5 予算

合同納骨塚設計委託料	1,628千円
合同納骨塚整備工事費	14,014千円
(地域づくり総合交付金)	7,821千円)

【環境衛生費】

<地球温暖化対策事業> 町民向けゼロカーボン補助事業の実施について

令和6年5月に策定した「芽室町地球温暖化防止実行計画(区域施策編)」において、本町がゼロカーボンを達成するためには町民・事業者・行政がそれぞれの立場で取り組めることを実践することが必要としており、その中の1つに『現在の生活スタイルや事業活動を見直し、エネルギー消費を抑えた省エネ型のまちをつくる』ことを明記しています。

日常で使用する家電や照明、設備等は毎日のエネルギー消費が多く、二酸化炭素排出量にも影響します。道の補助事業を活用しながら町民向け補助制度を創設し、省エネ・再エネ導入の普及促進を図るとともに、二酸化炭素排出量の削減に取り組めます。

1 芽室町住まいのゼロカーボン補助金について

○芽室町住まいのゼロカーボン補助金は、次の2つの事業により実施します。

(1)住まいのゼロカーボン推進事業

北海道が定める「住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱(令和5年7月19日施行)」第4条に規定する補助の条件に基づき実施する事業です。

(2)省エネ化推進事業

家庭の省エネ化に対し、町単独で実施する事業です。

○芽室町住まいのゼロカーボン補助金は、次の要件を満たす方が対象者です。

(1)町内に住所を有する方(実績報告書を提出する年度の末日までに本町に転入する方を含む)

(2)本町又は現に住所を有する市町村が徴収する税、使用料等を滞納していない方(世帯員を含む)

(3)芽室町暴力団排除条例(平成25年条例第26号)第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係事業者(以下「暴力団員等」という。)に該当する者並びに暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと

(4)省エネ化推進事業の補助金申請を行う場合、その年度において、既存の電気冷蔵庫(補助金を申請する年の10年より前に製造されたもの。)を買い換えるために、省エネ型電気冷蔵庫を購入し、自らが居住する町内の住宅に設置する者

2 芽室町住まいのゼロカーボン補助金の対象設備について

(1) 住まいのゼロカーボン推進事業

【性能向上リフォーム：高効率設備の導入(既設設備の更新・未使用品に限る)】

共通対象経費：設備本体及び付属する機器、工事費(据付、配線、配管等)、その他町長が認めた経費です。

※既設設備等の撤去に係る経費(撤去した設備等の処理費を含む。)は、補助対象外です。

対象設備(代表的な機器)・要件	補助率	上限額
電気ヒートポンプ(エコキュート) ■JIS C 9220:2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が2.7以上であること	1/5	20万円
潜熱回収型ガス給湯機(エコジョーズ) ■給湯暖房機にあつては、給湯部熱効率が94%以上であること ■給湯単機能、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が83.7%以上であること	1/5	20万円
潜熱回収型石油式給湯機(エコフィール) ■油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が94%以上であること ■石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が81.3%以上であること ■石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6%以上であること	1/5	20万円
ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機(ハイブリッド給湯機) ■熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JG KASA705)が102%以上であること	1/5	20万円
暖房機能を有する空気清浄機能又は換気機能付きエアコン ■次のいずれかに該当する試験研究機関等で効果が確認された空気清浄機能又は換気機能を有するエアコン ①国、地方公共団体又は独立行政法人(以下「国等」という。)が運営する試験機関等 ②国等の認可等を受けた試験機関等 ③法令又は条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等 ■統一省エネラベルの省エネ基準達成率が100%以上(緑のマーク)のものに限る	1/5	5万円

2 芽室町住まいのゼロカーボン補助金の対象設備について②

【太陽光発電システム】

対象設備(代表的な機器)・要件	補助率	上限額
<p>太陽光発電 + 定置用蓄電池 <新規に設備を設置する住宅> ※2機器を同時設置することが条件</p> <p>■太陽光発電 (1)対象設備の要件等:次のすべての要件に適合すること ①蓄電池と接続し、発電した電力が設置される住宅において消費されること ②太陽光電池モジュールの合計出力が10kw未満の設備であること ③余剰型配線であること ④電力会社の電力系統に連系できること ⑤未使用品であること (2)補助対象経費 太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力系、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む。)は対象外とする</p> <p>■定置用蓄電池 (1)対象設備の要件:次のすべての要件に適合すること ①常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること ②蓄電容量が17.76kwh未満であるもの ③電力会社の電力系統に連系できること ④未使用品であること (2)補助対象経費 蓄電池部、電力変換装置(蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める。)、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。ただし、既設機器の撤去に係る費用(撤去した機器等の処理費を含む。)は対象外とする。</p>	太陽光発電 7万円/kW	28万円
<p>定置用蓄電池 <すでに太陽光発電設置済みの住宅> ■対象設備の要件、補助対象経費は新規設置と同じ</p>	1/2	15万円

2 芽室町住まいのゼロカーボン補助金の対象設備について③

(2)省エネ化推進事業

対象設備(代表的な機器)・要件	補助率	上限額
省エネ型電気冷蔵庫 ■補助する年より10年より前に製造されたものの買い換えが対象 ■統一省エネラベルの省エネ基準達成率が100%以上(緑色のマーク)のものに限る ■補助対象経費は、新品の省エネ型電気冷蔵庫が対象で、運搬・設置費用及び特定家庭用機器再商品化法(以下「家電リサイクル法」という。)におけるリサイクル費用から除いた額とする。	1/4	5万円

(母子保健対策費)

(子育て支援課)

産婦健康診査費用助成（妊婦等相談・支援事業）

1 事業の概要

産婦の2週間健診、1か月健診に係る費用の助成を行う。産婦健康診査は、母体の身体機能の回復や精神状態、授乳状況の把握を目的として医療機関において実施されている。産婦健康診査費用の助成を行うことで、受診率の向上や健診結果の把握が可能となる。

乳幼児健診・相談事業における1か月児健康診査費用助成も併せて実施することで、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

なお、本事業は、新たに「芽室町町税等の滞納に対する特別措置に関する条例」における特定滞納者に対する行政サービス等特別措置対象項目に追加されるもの（妊婦健康診査同様の取扱い）。

1 か月児健康診査費用助成（乳幼児健診・相談事業）

1 事業の概要

1 か月児健康診査は、病気の早期発見・早期治療及び育児に関する助言を行うことで、乳児の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。1 か月児健康診査を実施することにより、受診状況や健診結果の把握が可能となる。実施は、道協定に参加し、協定医療機関を受診する個別健診として実施する。

妊婦等相談・支援事業における産婦健康診査費用助成も併せて実施することで、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

(成人保健対策費)

各種がん検診事業

■各種がん検診の自己負担金の定額化について

1 目的

現状では同じ検診内容であっても、実施機関の違いにより自己負担金が異なる場合があることから、町民にとって分かりやすく、受診しやすい検診体制とするため、各種がん検診の自己負担金を定額化する。

2 自己負担金の考え方

現状の自己負担金を参考に、検診の実施体制(集団検診・個別検診)ごとに設定する。

■町内医療機関における単独の大腸がん検診及び胃がん検診の実施

1 目的

町民に受診機会の選択肢を増やし受診率向上を図るため、町内医療機関における大腸がん検診及び胃がん検診(実施可能な医療機関による)を実施する。

◎予算

12委託料 021がん検診委託料 16,880 千円

(じん芥処理費)

(環境土木課)

可燃・不燃等ごみ収集処理事業（十勝圏複合事務組合負担金）

1 事業概要（新中間処理施設整備事業）

令和7年度は中間処理施設（くりりんセンター）等の運営維持管理を実施するとともに「新中間処理施設整備」に向けた事業を継続して実施します。

2 新中間処理施設整備における事業費

(単位：千円)

項目(年度)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	合計
建設費	-	255,310	813,340	8,557,340	14,770,910	24,396,900
施工管理費	-	1,800	5,702	62,192	127,926	197,620
小計	-	257,110	819,042	8,619,532	14,898,836	24,594,520
建設費・施工管理費 町分担額	-	12,856	50,742	430,977	744,942	1,239,516
新中間処理施設諸経費等	2,049	1,878	2,080	-	-	-
合計(施設整備分担金)	2,049	14,734	52,822	-	-	-

※ 新中間処理施設整備分担率(ごみ排出量の推計値による)

帯広市 55.55%、音更町 13.41%、幕別町 7.31%、芽室町 5.00%、その他(15町村) 18.73%

※ 事業者からの提案による年度別事業費のため、事業者との協議等により変更になる場合あり

※ 令和8年度以降の新中間処理施設諸経費等は未算定

3 新中間施設整備スケジュール

項目(年度)	2023 (R5)			2024 (R6)			2025 (R7)			2026 (R8)			2027 (R9)			2028 (R10)		
	4		3	4		3	4		3	4		3	4		3	4		3
事業者選定	■																	
実施設計				■														
建設工事							■			■			■					
試運転													■					
施設稼働																■		

4 予算

十勝圏複合事務組合負担金 95,946千円 (うち施設整備分担金 52,822千円)

(農業振興費)

(農林課)

鳥獣被害防止忌避装置設置助成事業

1 事業実施主体
芽室町有害鳥獣対策協議会

2 事業内容
ヒグマ、エゾシカ等による農作物等への被害が増加しており、地域農業者の経済的・精神的負担が増していることから、被害防止のための新たな対策が必要となっている。
「追い払い」による被害防止対策として、モンスターウルフ及び鹿ソニック（以下「忌避装置」という。）の設置に当たって、助成金を交付する。

3 助成金交付対象者
芽室町内で営農する農業者

4 助成金の額

(1)モンスターウルフ

1基の設置に要した経費（設備一式に限る。）の3分の1以内
（町1/6、JA1/6負担）、上限額20万円

(2)鹿ソニック

1基の設置に要した経費（設備一式に限る。）の3分の1以内
（町1/6、JA1/6負担）、上限額5万円

5 その他

(1)予算の範囲を超える申請があった場合は、抽選とする。

(2)助成金の交付は、本事業実施期間において、モンスターウルフで1基1回、鹿ソニックで1基1回に限る。

【モンスターウルフ】



<特徴>

- ・野生動物の天敵であるオオカミを模している。
- ・約90dBの大音響と高輝度点滅LEDで威嚇する。
- ・首を左右に振り、威嚇する。
- ・50種類以上の音色で、野生鳥獣に慣れさせない。
- ・赤外線センサーとタイマーで、起動・停止し、野生動物を寄せ付けない。
- ・ソーラーパネルとバッテリーが付属され、ほぼどこにでも設置可能。

【鹿ソニック】



<特徴>

- ・鹿ソニックは、シカなどの野生動物と自動車との衝突事故削減を目的として開発されたもの。
- ・高周波帯域の音（周波数4パターン変更可）により、シカなどの野生動物を追い払う。
- ・照射距離は、鹿ソニックで50～70m、ハイパー鹿ソニックで100～150mとされている。
- ・ソーラーパネルとバッテリーが付属され、ほぼどこにでも設置可能。

【土地改良費】

【農林課】

令和7年度 土地改良事業概要

【国営土地改良事業】

(単位:千円)

図面 番号	事業名	事業内容	事業費	地元負担	財源内訳				工期
					国・道支出金	起債	その他	一般財源	
-	国営かんがい排水事業 芽室川西地区	美生ダム改修 管理設備他 導水路新設 1条 19.4km 用水路新設 26条 121.1km	事業計画時 42,000,000	- ※事業完了後	-	-	-	-	H29~R10
-	国営かんがい排水事業 十勝川左岸二期地区	屈足ダム改修 放流設備他 用水路改修 2条 5.8km 排水路改修 2条 7.2km	事業計画時 8,500,000	- ※事業完了後	-	-	-	-	R4~R16

【道営土地改良事業】

※農村地域を巡回するかたちで計画的に農地の基盤整備を進める

(単位:千円)

図面 番号	事業名	事業内容	事業費	地元負担	財源内訳				工期
					国・道支出金	起債	その他	一般財源	
①	美生第2地区 水利施設等保全高度化事業 (畑地帯担い手育成型)	畑地かんがい施設 区画整理	290,030	58,006	27,551	7,800	18,477	4,178	R5~R13
②	美生第3地区 水利施設等保全高度化事業 (畑地帯担い手育成型)	畑地かんがい施設 区画整理	199,500	39,900	18,952	5,200	9,772	5,976	R6~R14
③	上美生第3地区 水利施設等保全高度化事業 (畑地帯担い手育成型)	畑地かんがい施設 区画整理	150,000	30,000	14,250	3,900	5,250	6,600	R7~R17
	道営土地改良事業 合計		639,530	127,906	60,753	16,900	33,499	16,754	

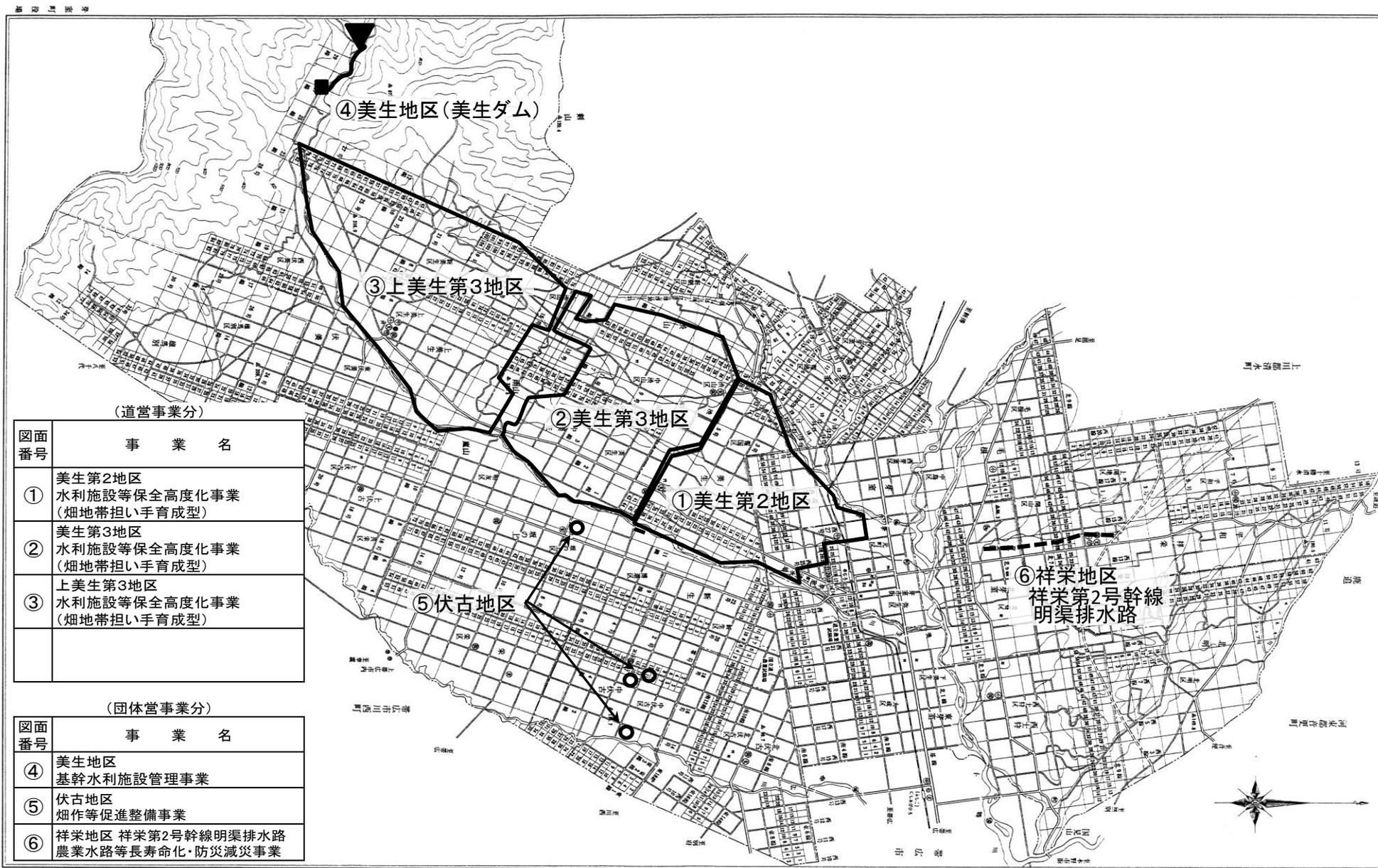
【団体営土地改良事業】

※かんがい用水供給に伴う基幹水利施設は補助事業を活用して継続的に維持管理を実施
 ※一部変状のある祥栄第2幹線明渠排水路の長寿命化・防災減災対策を実施
 ※前事業から期間が開いている伏古地区の暗渠排水工事を畑作等促進整備事業を活用し実施

(単位:千円)

図面 番号	事業名	事業内容	事業費	財源内訳				工期
				補助金	起債	その他	一般財源	
④	美生地区 基幹水利施設管理事業	美生ダム・伏美導水路・警報施設 点検整備、施設管理	47,300	29,956	0	0	17,344	H17~
⑤	伏古地区 畑作等促進整備事業	暗渠排水工事 A=2.1ha	9,500	3,885	0	5,615	0	R7
⑥	祥栄地区 祥栄第2号幹線明渠排水路 農業水路等長寿命化・防災減災事業	祥栄第2号幹線明渠排水路 護岸改築工事	17,550	11,934	5,000	0	616	R7~R9
	団体営土地改良事業 合計		74,350	45,775	5,000	5,615	17,960	

令和7年度 土地改良事業位置図



(道営事業分)

図面番号	事業名
①	美生第2地区 水利施設等保全高度化事業 (畑地帯担い手育成型)
②	美生第3地区 水利施設等保全高度化事業 (畑地帯担い手育成型)
③	上美生第3地区 水利施設等保全高度化事業 (畑地帯担い手育成型)

(団体営事業分)

図面番号	事業名
④	美生地区 基幹水利施設管理事業
⑤	伏古地区 畑作等促進整備事業
⑥	祥栄地区 祥栄第2号幹線明渠排水路 農業水路等長寿命化・防災減災事業

起業・創業支援事業

《起業セミナー》【継続】

- (1) 対象：①起業に興味・関心のある方(漠然とした興味・関心でも参加可) ②町内での起業を検討している方
- (2) 開催時期：9～10月予定 *平日に仕事をしている人でも受講しやすいよう土曜日の日中に開催する。
- (3) 開催時間：1回あたり2時間半～3時間予定
- (4) 定員：15名程度
- (5) 内容：1回目「起業についての基礎知識」 2回目「マーケティングの基礎知識」 3回目「事業計画書とは」
- (6) 予算：197千円(講師謝礼・交通費162千円+消耗品費1千円+食糧費4千円+チラシ折込料19千円+託児委託料11千円)

《個別相談》【変更】

- (1) 対象：①起業を目指している方 ②町内で起業している方
- (2) 目的：セミナー受講者や起業を実現した方へのフォローアップ(継続的な相談支援)
- (3) 実施方法：月1回、半日程度の相談日を設定し、希望者が講師と1対1でオンライン面談を行う(半日で3～4名程度まで相談可能)。

新規企画 年12回のうち1回を対面相談として実施

- (4) 予算：190千円(講師謝礼15千円×12回・宿泊費10千円)

- 食品系の起業に関する製品試食
- 店舗の内装案についてのアドバイス
- イベント出店の視察によるアドバイス

《起業家交流会》【継続】

- (1) 対象：①起業を目指している方 ②町内の先輩起業家
- (2) 目的：起業希望者と町内起業家のコミュニティづくり(起業希望者と起業家の交流による相乗効果を目指すもの)
- (3) 実施方法：コーディネーターに企画・運営を依頼
- (4) 予算：100千円(コーディネーター謝礼)
- (5) その他：参加者に参加申込のハードルを感じさせないよう募集の際は「起業セミナーの第4回」と位置付ける。

- ①セミナー(基礎学習と仲間づくりの場の提供)
- ②個別相談(継続した相談環境の提供によるフォローアップ)
- ③交流会(身近な事例紹介・地域内で相談可能なコミュニティの醸成)

+
元気な商店街づくり支援事業「商工業活性化事業補助金」との連携

起業希望者や起業家が
個々の段階(状況)に応じた
相談・助け合いができる
環境を構築・提供する

元気な商店街づくり支援事業

1 事業概要

商工団体が実施する商店街振興のための事業を支援するとともに、起業や既存事業者の新分野進出等への支援及び事業承継支援を行い、魅力ある商店街や個店づくりにつなげる。

2 令和7年度事業内容

①事業承継支援体制構築委託

目的:町内事業者の事業承継を円滑に進めるため、㈱ライトライトとの事業承継に関する連携協定に基づき、マッチングプラットフォーム「relay」を活用し、事業承継の支援体制を構築する。

内容:「relay the local 芽室町」の保守・運営・記事作成・記事広告。また、町内事業者を対象に後継者の有無や事業承継への興味等を確認するアンケート調査を実施し(令和5年度以来 2 回目の調査)、事業承継支援が必要な事業者の掘り起こし・フォローアップを行う。

予算額:1,903 千円

その他:財源としていきいきふるさと推進事業助成金を活用予定(最長 3 年の助成期間の最終年度)

②みなくるスタンプラリー(商店街等振興事業補助金)

事業実施主体:めむろみなくる商店会

目的:スタンプラリーとそれに連動したイベント(みなくる☆くるくる祭り)、抽選会を実施し、ロングランでの商店街への周遊・来店促進を図り、商店街の振興につなげる。

開催時期:6月(予定)

予算額:700 千円

その他:令和5、6年度に続き、役場駐車場を会場としてイベント開催予定

財源としてデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を活用(景品費を除く費用が対象・最終年度)

③商工業活性化事業補助金

目的:新たに事業を起こす者(起業者)のうち、特定創業支援を受け、起業後に商工会に加入する者に対し起業に要する費用の一部を補助する。また、既存事業者の新たな分野への挑戦(新分野進出)及び事業規模拡大等に対し、その費用の一部を補助する。(対面サービスを行う者については、商店会及びめむろポイントカード会(Mカード)の加入も条件とする。)

	起業支援補助	新分野進出補助	規模拡大等補助
内容	町内で新たに起業する方に対し、その費用の一部を補助する	既存事業者が新たな分野に挑戦(進出)するための費用の一部を補助する	既存事業者が事業規模拡大や魅力的な個店づくりのために行う店舗改修費用等の一部を補助する
補助率	1/2 以内	1/2 以内	1/2 以内
補助上限	まちなかエリア 2,000 千円 その他のエリア 1,000 千円	まちなかエリア 2,000 千円 その他のエリア 1,000 千円	エリア指定なし 500 千円
予算額 ※予算を上回る申請があった場合には補正等に対応	4,000 千円 (2,000 千円×2件)	2,000 千円 (2,000 千円×1件)	1,000千円 (500 千円×2件)

その他:財源としてデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を活用(最終年度)

町内消費喚起事業

1 事業概要

町内の消費を喚起し、地域内経済循環及び消費拡大に寄与するため、次の事業を実施する。

- ①町内業者の施工による住宅リフォーム工事を実施した者に対する奨励金(Mポイント)付与
- ②Mカード行政連携事業報償(行政ポイント原資)
- ③町側から M カード管理システムへアクセスするための環境構築
- ④M カード行政連携負担金
- ⑤Mカードによる消費喚起事業補助

2 令和7年度事業内容

①住宅リフォーム奨励制度

目的:町内業者の施工によるリフォーム工事を実施した者に対し、奨励金(Mポイント)を付与し、地域内経済循環及び消費拡大を図る。

予算額:3,144 千円

②M カード行政連携事業報償

目的:M カードの普及・利用促進を主な理由として新たに M ポイントの付与を開始する行政連携メニューのポイント原資を予算計上し、行政連携メニューの拡大を図る。

対象メニュー例:芽室町転入時の M カード作成に対するポイント付与、高齢者向け運動塾、クリーンアクションめむろ、めむろ柏樹学園等各種事業への参加・協力に対するポイント付与。

予算額:500 千円

③M カードシステム使用料

内容:町側から M カード管理システムにアクセスする環境構築を行ない、行政連携メニューの増加に伴い発生する行政ポイントの付与・集計等の事務を行う。

予算額:237 千円

④Mカード行政連携負担金

目的:Mカード(Mポイント)を行政ポイントとして使用することに対する負担金。通常、めむろポイントカード会の加盟店は1ポイント付与で2円を負担(1円は消費者へ、1円はMカード会運営経費)するが、行政サービスは営利ではないため、1ポイント1円の負担プラス行政連携負担金(1,000千円)による負担となる。

予算額:1,200千円(うち200千円は来店ポイント事業分)

その他:財源としてデジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を活用(町民へ付与する来店ポイント分は交付金対象外・最終年度)

⑤町内消費喚起事業補助金(Mカードを活用した町内消費喚起事業)

目的:町内消費喚起、地域内経済循環、町外からの消費の取込みを進めるため、Mカードを活用した消費喚起事業を実施するめむろポイントカード会に対し、その費用を補助する。

内容:町内のMカード加盟店で決済した際に、通常の加盟店でのポイント付与とは別に、決済額の10%分のポイント(上限3,000円相当/各期間)を付与する。

事業実施時期:①令和7年7~8月、②令和8年1~2月の2回実施予定

予算額:10,000千円

その他:財源として物価高騰重点支援地方交付金、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)を活用(デジタル田園都市国家構想交付金はポイント付与分を除く事務経費のみ対象)

観光・物産振興に係る「地域活性化起業人制度」の活用継続

1 目的

「地域活性化起業人制度」を活用し、複雑化する地域課題の解決と地域の可能性の最大化を図ることを目的とする。
具体的には、観光・物産振興を推進し、芽室町の魅力づくり・魅力発信に繋げ、関係・交流人口創出等を実現していく。

2 協定項目

- (1) 地域の魅力、課題の調査・分析に関すること
- (2) 観光コンテンツの制作支援に関すること
- (3) 町内商品等の販売支援に関すること
- (4) 地域の生産者や飲食店、事業者等との連携に関すること
- (5) その他、食を通じた交流人口・関係人口創出、拡大に関すること

3 派遣期間(最長)

令和5年4月1日から令和8年3月31日(3年間) ***令和7年度は3年目(最終年度)**

4 予算 12,726千円

■ 特別交付税措置対象

18 負担金補助及び交付金

005 地域活性化起業人負担金

措置率1.0 5,600千円(派遣元企業に対する負担金)

措置率0.5 1,650千円(起業人が発案・提案した事業経費)

起業人が発案・提案した事業(特別交付税措置対象)

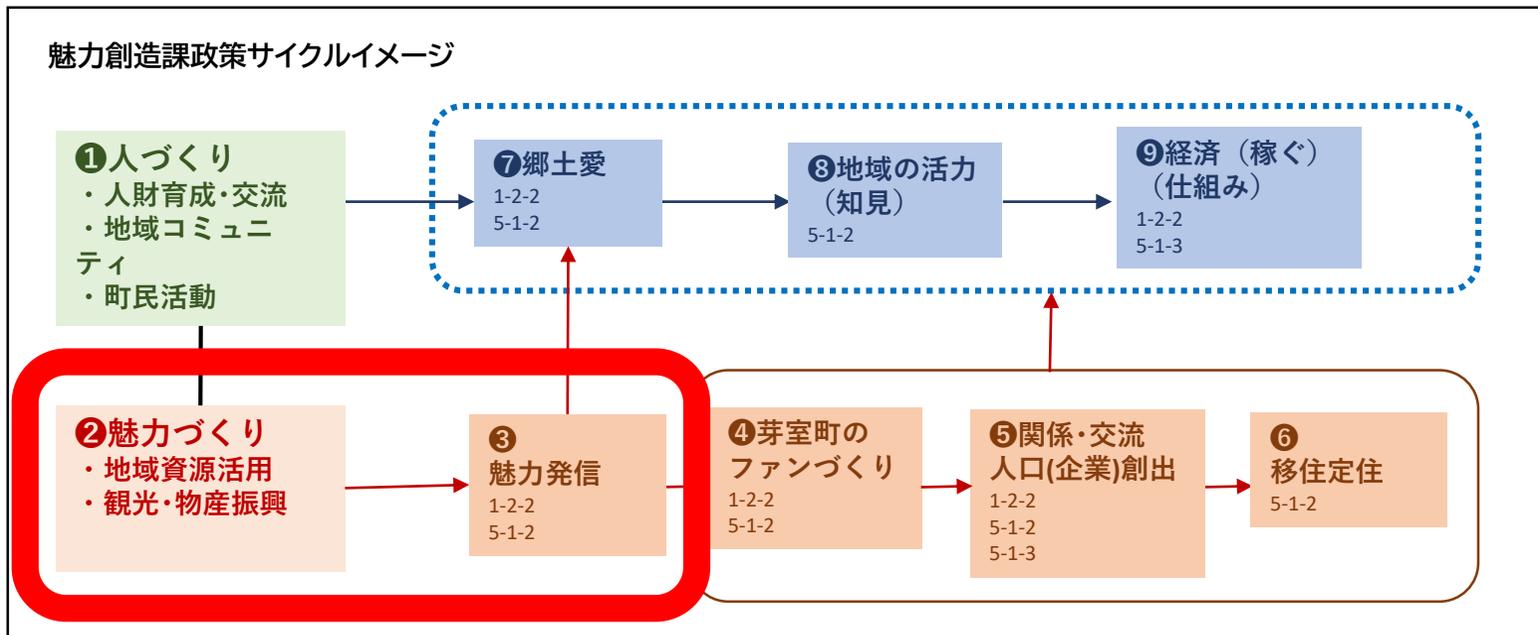
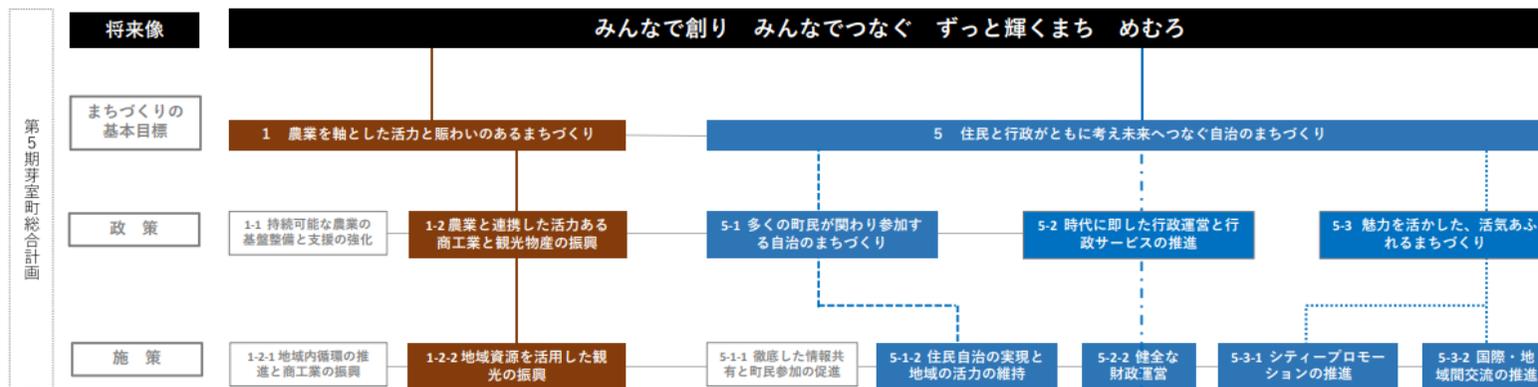
派遣起業人及び派遣元企業(株ぐるなび)のノウハウ・強みを活かし、芽室町観光ビジョンの方針4、方策5を実現する企画を発案・実施予定。芽室町の各事業者の魅力的な特産品を知り、理解を深め合い、事業者間の連携(コラボ)や商品力アップのアイデア交換により、価値を創造し、継承していく事業を実施する。

□ 特別交付税措置対象外

18 負担金補助及び交付金

005 地域活性化起業人負担金

5,476千円(旅費・車両借上・起業人提案継続事業)



「地域活性化起業人制度」により、上記赤枠内を特に強化する。

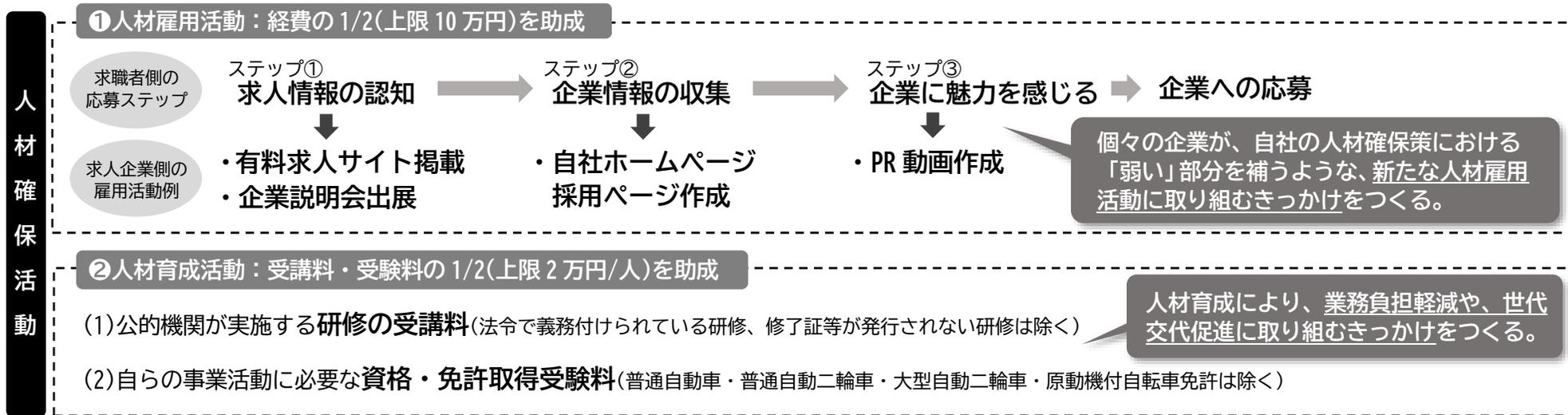
企業支援対策事業

≪立地企業ガイドブック≫【継続】

- (1)対 象：高等学校、高等専門学校の卒業生を採用対象とする町内立地企業
- (2)掲載内容：企業の基本情報、福利厚生に関する情報、企業や事業の魅力などの PR 情報
- (3)発行時期：7月・1月（各発行時期に合わせて新規掲載・情報更新の希望を受付）
- (4)配布対象：管内高等学校(直接配布・進路指導教諭との意見交換)、道内工業系高等学校・工業高等専門学校・高等技術学院(郵送)、町 HP 掲載
- (5)予 算：38 千円（消耗品費）

≪人材確保対策活動助成金≫【継続】 *令和6年度から拡充した制度内容を継続実施

- (1)対 象：人材確保のための活動を自ら行う町内立地企業
- (2)目 的：企業が行う人材確保対策活動(①人材雇用活動 ②人材育成活動)に対して、かかる経費の一部を助成する。
- (3)予 算：700 千円 (①人材雇用活動：上限 100 千円×5 件見込 ②人材育成活動：上限 20 千円×10 件見込)



*令和6年度(制度拡充) 助成金申請実績 計 645,650 円

- 人材雇用活動：6 件 →就職・転職情報サイト掲載 4 件/就職合同説明会参加 1 件/PR 動画制作 1 件
- 人材育成活動：5 件 →従業員の研修受講 2 件/従業員の資格・免許取得 3 件

新嵐山スカイパーク運営支援事業（総事業費：107,012千円）

1 施設利用の開放について

(1) 公園機能

公園機能の維持管理（草刈等）を行い、広いエリアの開放を目指す。キャンプ場及びパークゴルフ場については、営業を行わない。展望台は、例年通り5月～11月末までの期間で開放する。

(2) メムロスキー場

令和6年度と同様にメムロスキー場の再スタートに向けたプレオープンに位置付け、営業期間、開放するコース、営業時間、リフト利用料、ロッジ機能、軽食の提供、降雪・圧雪作業は、令和6年度と同様の考えであり、稼働するリフトに関しては第1リフトのA線・B線の2つの稼働に変更し、第2リフトは稼働しない。

2 新規計上及び増額となった主な予算科目について

	項目	増額（千円）	増額の主な要因（前年度からの増額分）
①	降雪機修繕	5,032	通常整備に加えて、エンジン及びコンプレッサーのオーバーホール実施によるもの
②	第1リフト修繕費	5,978	リフト修繕の中長期計画に伴い、修繕費の増
③	施設管理委託料	10,418	メムロスキー場の管理業務から、通年の管理業務に変更となり、通年雇用の人員が3名→5名に変更
④	地域おこし協力隊民間企業等 受入業務	5,500	新規計上

(新嵐山スカイパーク費)

(魅力創造課)

新嵐山スカイパーク再生事業（総事業費：47,757千円）

1 事業概要

令和6年度に策定した新嵐山スカイパークのグランドデザインに基づき、今後のリニューアルオープンに向けた基本計画策定委託等を計上している。

(1) 委託料（事業費：47,102千円）

ア 拠点施設基本計画策定委託

拠点施設に求められる機能を具体的な施設計画として、施設規模や配置計画、動線計画、平面計画等を検討し、整備計画を作成するとともに、整備計画を基に概算事業費を算出する。

イ 既存宿舍等解体実施設計委託

国民宿舍新嵐山荘及びメムロスキー場ロッジを主とした、既存施設の解体工事発注のために必要な解体実施設計を行う。

ウ 公園施設長寿命化計画策定委託

既存施設の健全度調査を行い、修繕または改築の検討、ライフサイクルコストの検討を行い、令和8年度以降の実施設設計等を行うための新嵐山スカイパークのグランドデザインにおける公園機能部分の長寿命化計画を作成する。

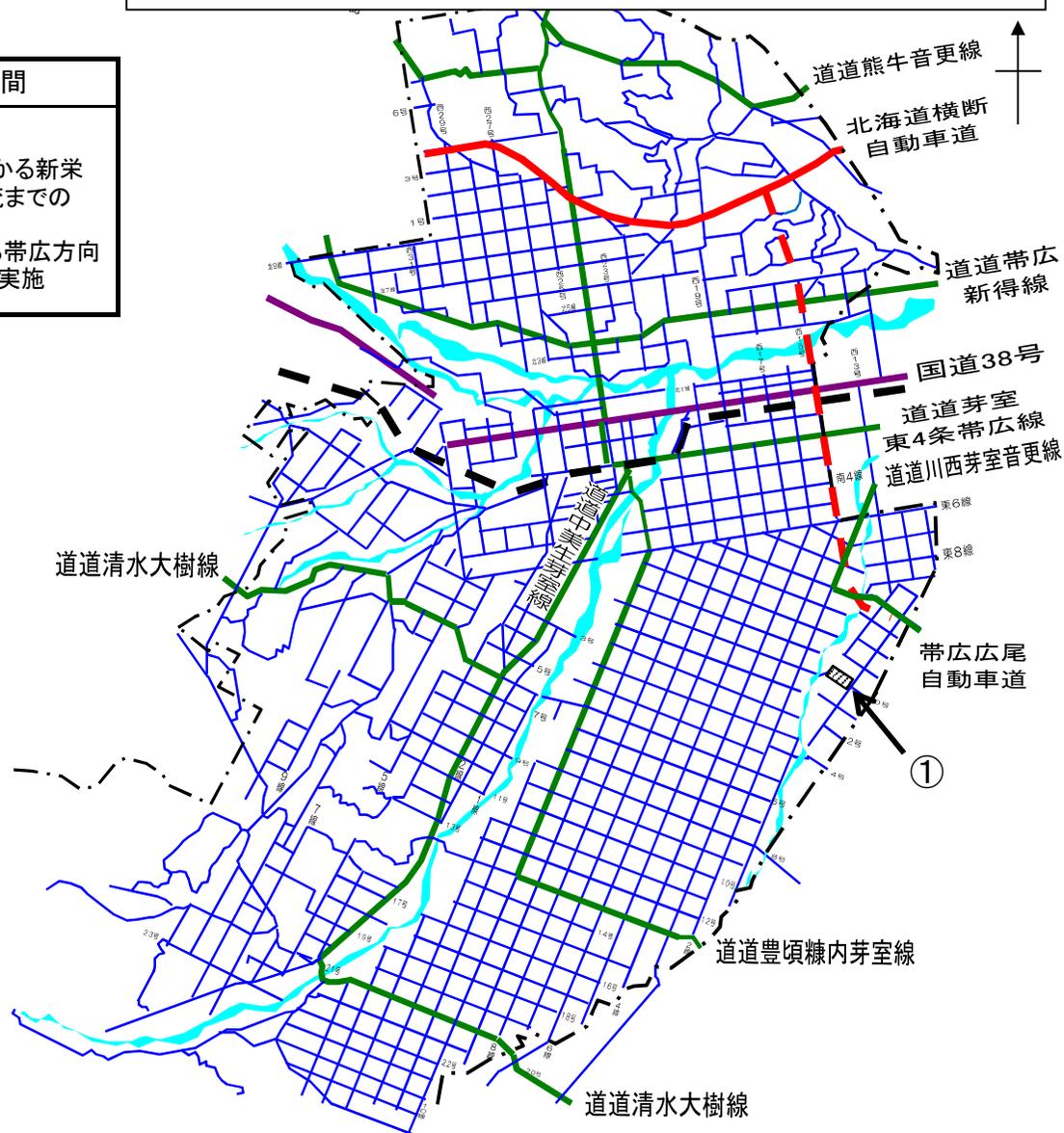
2 特定財源

デジタル田園都市国家構想交付金、新嵐山スカイパーク解体設計事業債を計上。

令和7年度 町道・歩道・駐車場等維持管理事業の概要

町道・歩道・駐車場等維持管理事業 工事位置図

図面番号	事業名	事業量	事業区間
①	新生川西線道路補修工事	L=450.00m 車道W=5.00m	町道 新生川西線 ※事業区間は帯広川に架かる新栄橋から帯広市道との合流までの1.5kmを実施 ※令和7年度は新栄橋から帯広方向に約500m地点から450m実施



【道路維持費】

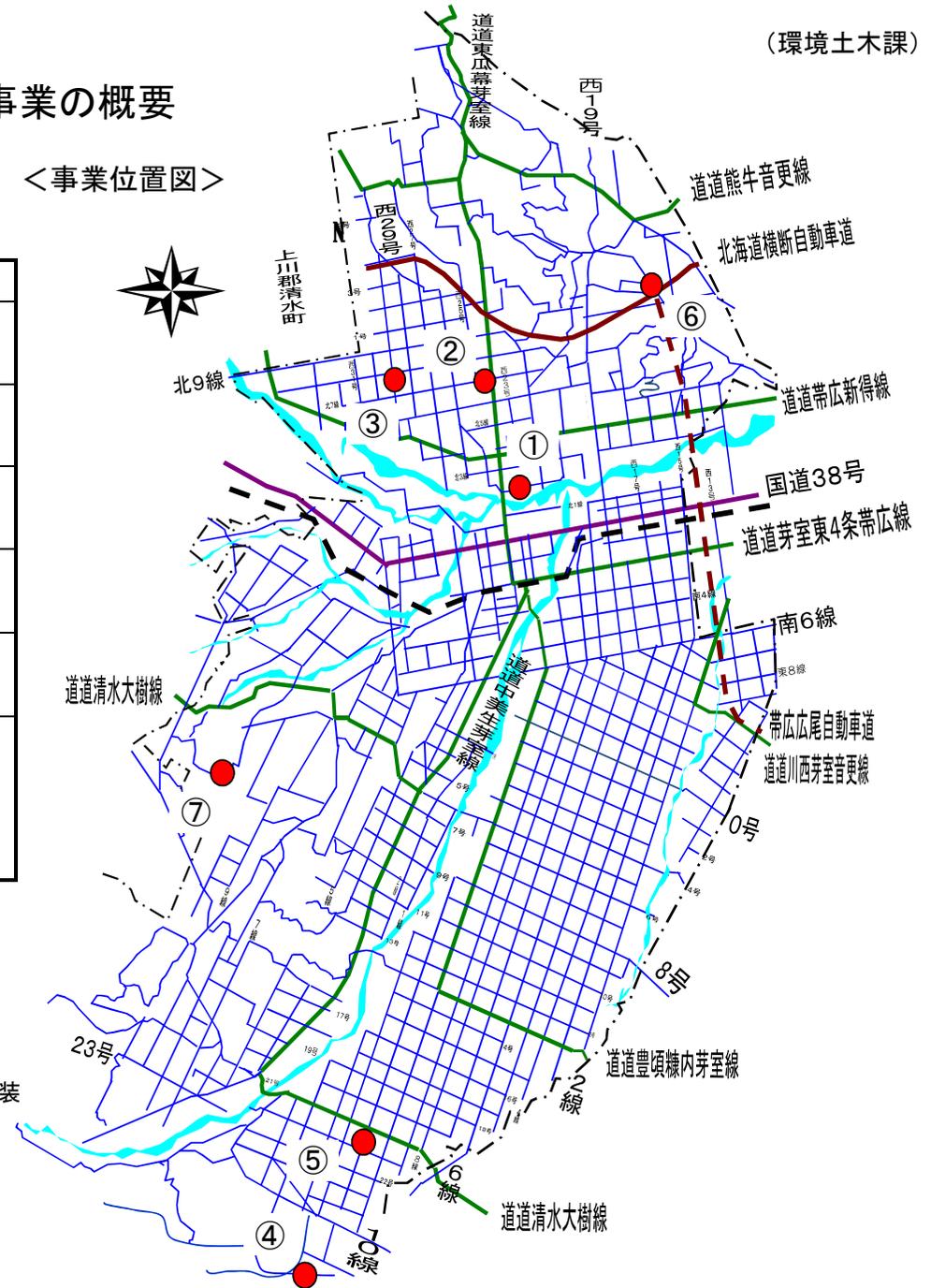
(環境土木課)

令和7年度 橋りょう長寿命化事業の概要

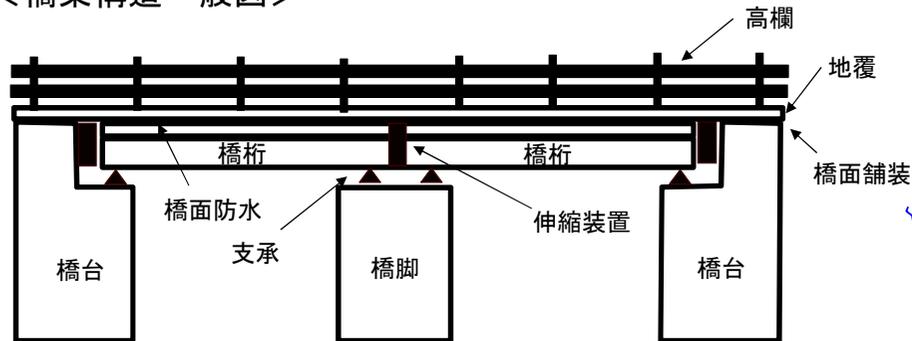
<事業概要>

番号	橋りょう名	事業内容
①	寺尾橋	支承取替
②	関山中央橋	橋桁補修、伸縮装置取替、橋面防水、橋面舗装、地覆補修、高欄取替
③	西29号線1号橋	橋桁補修、橋りょう護岸補修
④	山中橋	橋桁補修、橋台補修
⑤	楽農橋	支承補修、伸縮装置取替、地覆補修
⑥	第3シブサラ橋	実施設計委託
⑦	分線橋	

<事業位置図>



<橋梁構造一般図>



【道路新設改良費】

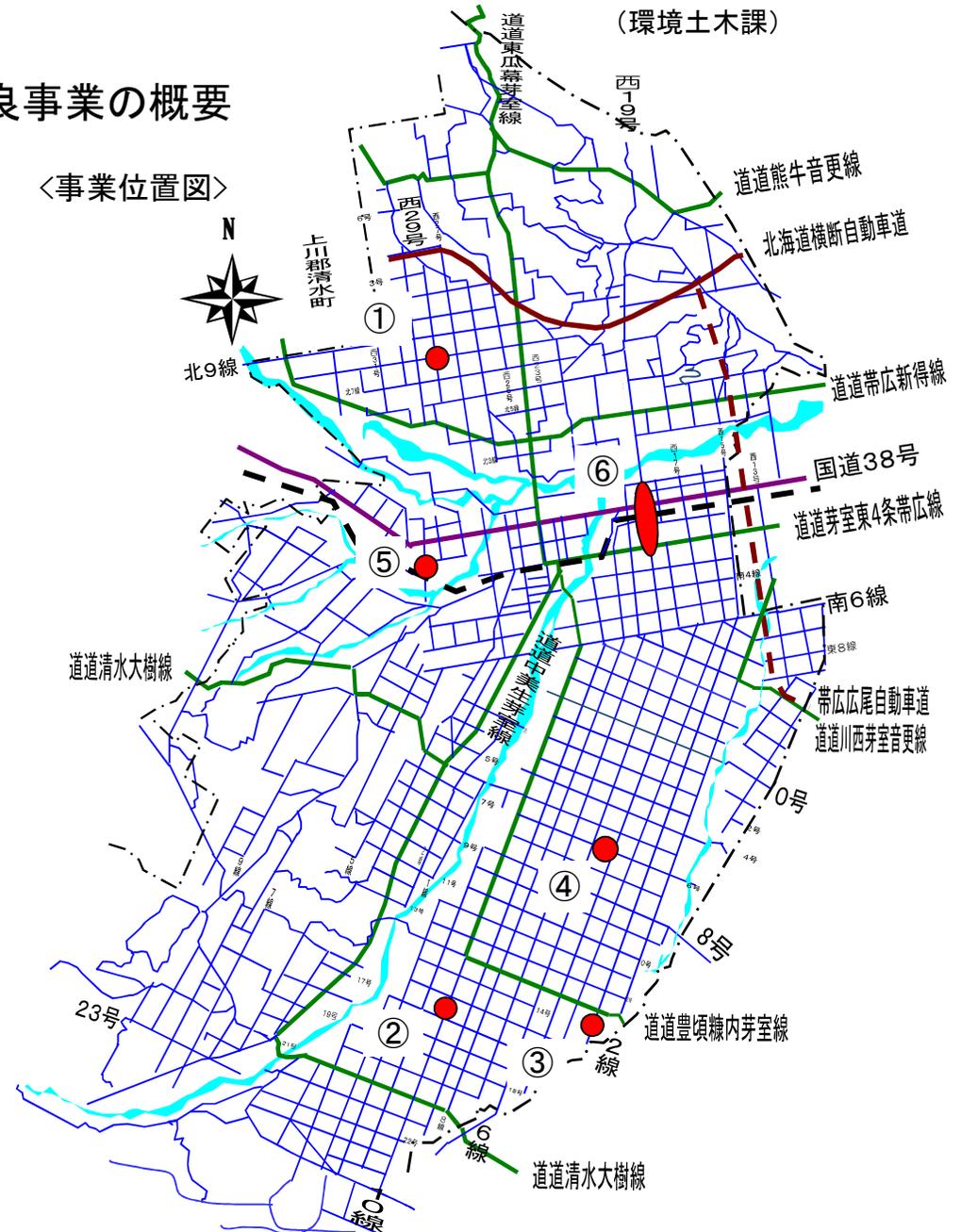
令和7年度 郊外地道路新設改良事業の概要

(環境土木課)

〈事業概要〉

番号	事業名	事業内容	事業区間等
①	北8線整備工事	L=464m 車道W=5.50	起点:美馬牛川3号橋 終点:上関山西18線から東307m
②	上伏古10線整備工事	L=270m 車道W=7.00	起点:上伏古15号から南280m 終点:上伏古16号
③	伏古3線整備工事	L=190m 車道W=5.50	起点:道道豊頃糠内芽室線から南360m 終点:上伏古14号
④	伏古6号線整備工事	L=370m 車道W=5.50	起点:伏古6線 終点:伏古6線から東370m
⑤	西芽室西30号線整備工事	L=352m 道路側溝	起点:国道38号線から南440m 終点:芽室30号踏切
⑥	西19号線実施設計委託	L=1,700m (郊外地 L=850m) (市街地 L=850m)	起点:下美生北1線 終点:道道芽室東4条帯広線

〈事業位置図〉

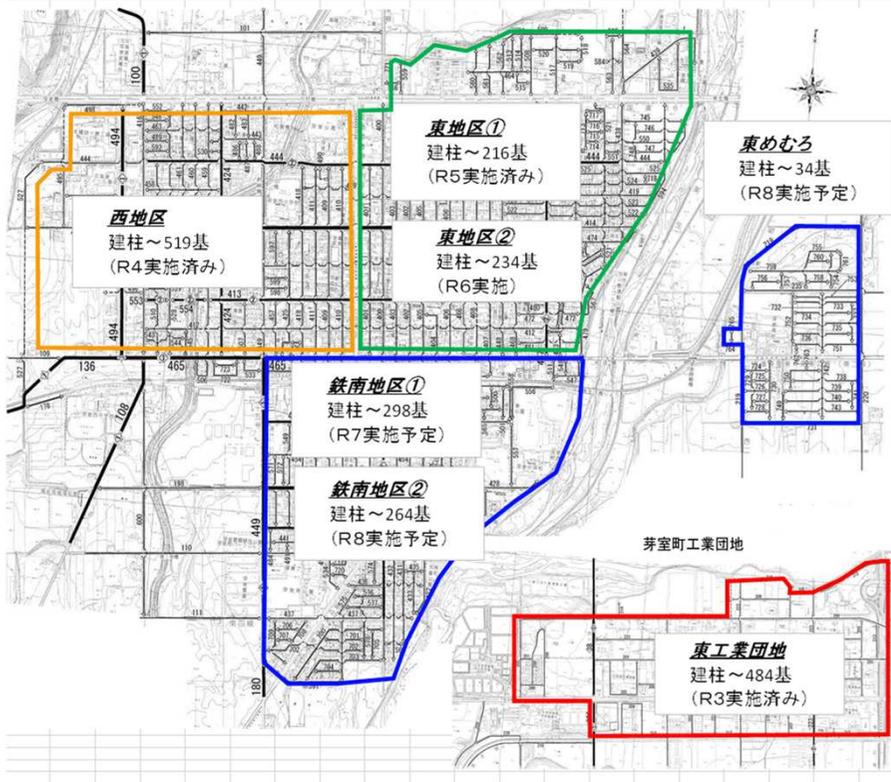


◆道路附属施設点検委託

目的

夜間における道路利用者の安全性を確保することを目的として、緊急度の高い幹線道路において街灯改築工事(LED化)を進めてきましたが、各路線の施設の老朽化(柱の腐食等)に改築更新工事が追い付かないことから照明柱倒壊等の事故を未然に防止するため「道路附属施設点検委託」を市街地4地区に分けて実施します。

市街地道路附属施設点検 実施計画表



令和7年度 実施路線 (鉄南地区①) 点検予定基数 298基

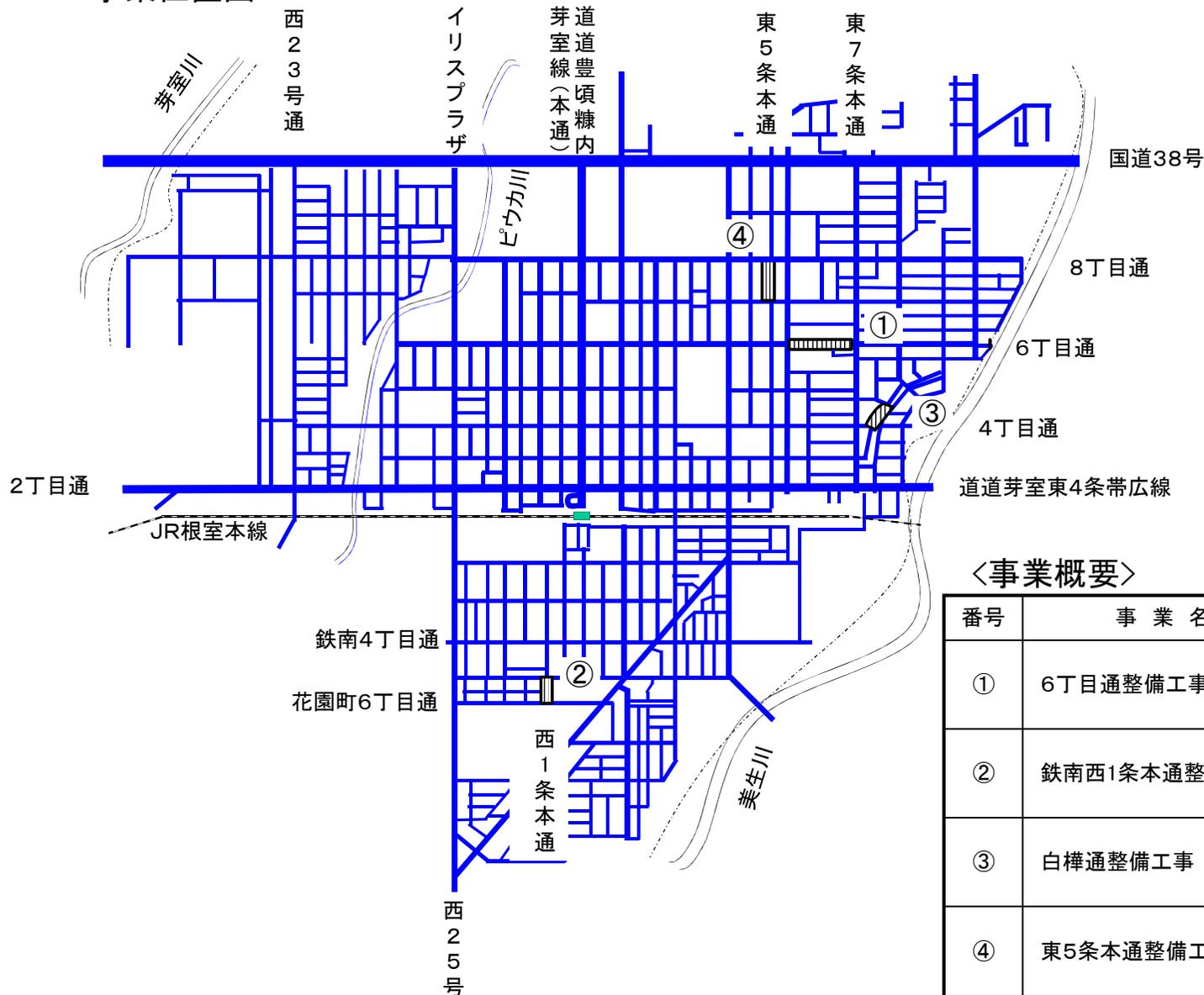


— : 実施路線

路線番号	路線名	街灯数	路線番号	路線名	街灯数	路線番号	路線名	街灯数
415	鉄南東一条本通	19	452	鉄南一丁目南仲通	6	503	鉄南東三条東仲通	4
421	鉄南二丁目通	16	453	鉄南二丁目北仲通	6	504	鉄南東三条本通	4
422	鉄南東三条西仲通	9	454	鉄南三丁目通	16	505	鉄南本通	10
427	鉄南西一条東仲通	10	456	錦町一号通	2	537	鉄南西二条東仲通	6
428	鉄南四丁目通	26	484	花園町四号通	1	541	駅裏通	5
429	鉄南五丁目通	14	491	花園町一号通	2	542	駅裏仲通	1
430	鉄南西二条本通	10	492	花園町二号通	1	549	鉄南西三条東仲通	10
445	鉄南東一条西仲通	11	493	花園町三号通	1	556	芽中北西通	10
446	鉄南東二条本通	8	499	鉄南一丁目通	7	557	芽小東通	10
447	芽室鉄南通	10	500	鉄南東五条本通	1	571	鉄南西三条本通	9
449	イリスプラザ通	20	501	鉄南西二十三号通	2	586	アットホーム東通	7
450	鉄南東二条西仲通	13	502	鉄南東四条西仲通	5	589	鉄南五丁目北仲通	4
451	鉄南東三条本通	2					計	298

令和7年度 市街地道路新設改良事業の概要

<事業位置図>



<事業概要>

番号	事業名	事業量	事業区間
①	6丁目通整備工事	L=195m W=3.50m (北側歩道)	起点: 東7条本通 終点: 茅室西23号通
②	鉄南西1条本通整備工事	L=91m W=11.0m (歩車道)	起点: 鉄南5丁目通 終点: 花園町6丁目通
③	白樺通整備工事	L=92m W=7.75m (歩車道)	起点: 5丁目南仲通 終点: 4丁目通
④	東5条本通整備工事	L=141m W=11.50m (歩車道)	起点: 7丁目通 終点: 8丁目通

(公園管理費)

(環境土木課)

芽室公園Park-PFI公募支援業務委託について

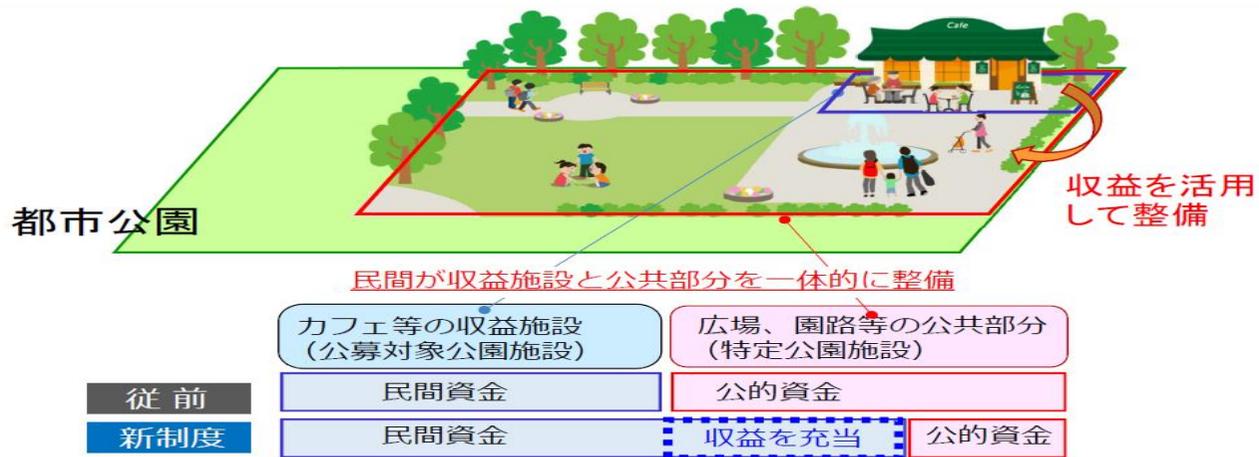
1 業務の目的

民間事業者から提案の市場調査（マーケットサウンディング調査）の結果を踏まえ、芽室公園を対象に民間事業者の創意工夫を生かした公園の利活用を目指し、民間活力導入に向けた公募等を行うものです。

2 業務の内容

経済性の検討、公募に必要な要求水準書、事業者選定基準、提案様式集及び契約書類等の作成支援を委託します。

3 Park-PFIのイメージ



4 予算（事務事業－公園施設等維持管理事業）

芽室公園Park-PFI公募支援業務委託委託料	17,226千円
(特定財源：社会資本整備総合交付金)	8,613千円)

芽室町都市公園ストック再編計画策定について

1 芽室町都市公園ストック再編計画とは

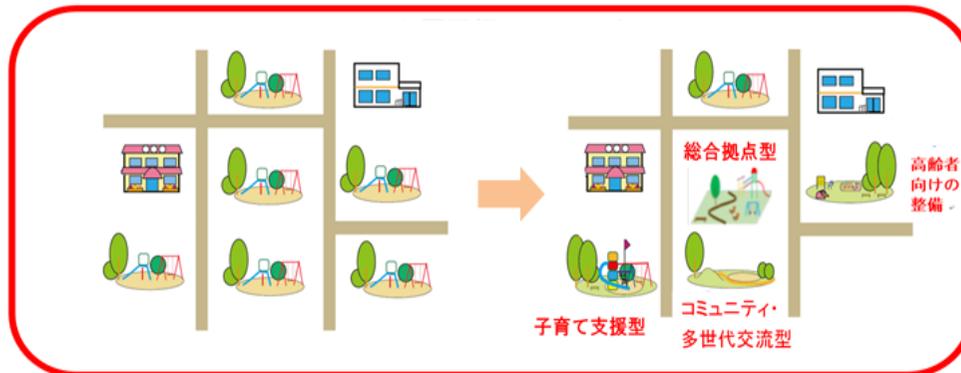
公園施設等について、各地区の人口構成や地区のニーズを踏まえた、新たな利活用を目的に機能の再編を図り、今後の各公園のあり方について定める計画です。

2 策定の背景

町には芽室公園を含む大小約50か所の公園・緑地があり、整備から期間が経過し、老朽化した遊具やトイレ等の大規模な改修時期が迫っています。また、各地区の人口構成や公園の周辺環境が変化し、公園の利用者ニーズと機能がかけ離れている状況にあることから、各公園の機能を再編し、町民満足度の向上及び将来の公園維持管理コストの縮減を目的として、令和6年度と令和7年度の2か年で計画を策定します。

令和7年度は、令和6年度にまとめたアンケート調査結果や個別公園カルテ等を基に町民ワークショップ、庁内検討委員会を開催し、再編計画を策定します。

3 公園再編のイメージ



※注：公園機能（遊具など）は集約を図りますが、各町内会の指定緊急避難場所である公園は廃止しません。

4 予算（事務事業－公園施設等維持管理事業）

芽室町都市公園ストック再編計画策定業務委託料 15,000千円
(特定財源：社会資本整備総合交付金 7,500千円)

(とちぎ広域消防事務組合費)

【芽室消防署】

芽室消防施設整備事業

1 事業概要

災害に強い安全・安心のまちづくりのため、あらゆる災害現場へ対応できる能力が求められていることから、消防車両や資機材の更新計画を定め、計画に従い更新しています。

令和7年度は、平成22年度に導入した高規格救急用自動車(無線呼出名称「芽室救急2」)、1台を更新します。

2 車両費用

高規格救急自動車更新46,268,893円(施設整備事業債(緊急防災減災事業債)43,000,000円)

3 車両の説明

高規格救急自動車 救急救命士が行う救急救命処置に必要な多様な資器材を搭載し、気管挿管や薬剤投与等の特定行為を実施するスペースが確保され、搬送中の傷病者への負担を大幅に軽減する機能が備わった高機能・高性能な救急用自動車です。

芽室消防署の救急出動件数は令和2年673件、令和3年778件、令和4年839件、令和5年858件と増加傾向です。

令和6年は796件と減少に転じましたが、更新対象である車両を導入した平成22年の救急出動は625件であり、平成22年と令和6年を比較すると、約1.27倍、約170件、救急出動が増加したことになります。

年々救急需要が高まる芽室町で安心安全を守る、救急出動の第1線車車両となります。

地域防災対策事業

本町は、大規模な災害が発生した際の避難場所及び避難所への誘導方法として、市街地の消火栓案内表示を使用し、避難場所及び避難所を案内する標識を設置しています。

設置されている標識は一部の地域を除き、その多数が経年劣化による色落ちで表示されている文字が薄く、確認が困難な状態となっていました。

大規模な災害が発生した際、地域の避難者などが混乱することなく安全に近隣の指定されている避難場所及び避難所への避難行動が可能となるよう整理し、本町が発信する避難情報と併せて迅速な避難行動を目的に令和4年度から令和7年度までの4年間で、西エリア、南エリア、東エリア（北地区一部含む）、東めむろエリアの4地区で計画的に整備を進め、令和7年度に完了する予定であります。

	エリア名	整備計画年	修繕設置箇所数
1	西エリア	令和4年度	57箇所
2	南エリア	令和5年度	53箇所
3	東エリア（北地区一部含む）	令和6年度	78箇所
4	東めむろエリア	令和7年度	3箇所

修繕費用

- (1) 令和4年度 2,090,000 円
- (2) 令和5年度 2,112,000 円
- (3) 令和6年度 3,366,000 円
- (4) 令和7年度 179,000 円



(教育振興費)

(教育推進課)

児童生徒支援事業：新規事業

1 スクールライフアドバイザー複数配置

(1) 課題 ・全国的に増え続ける不登校児童生徒数と、その対応の複雑化。スクールライフアドバイザー相談対応件数の増加 (R2 : 694 件、R3 : 729 件、R4 : 823 件、R5 : 593 件)。教育支援センターゆうゆう在籍児童生徒増加に伴う調整業務の増加。各学校の校内教育支援センター (芽室中学校 : R ルーム、芽室小学校 : ステップアップルーム等) の人員配置に困難がある。

(2) 事業概要

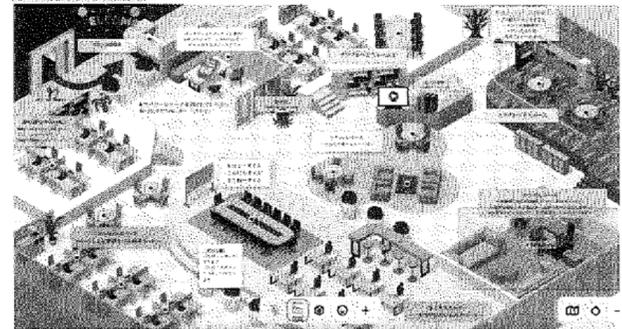
教育推進課教育推進係に配置しているスクールライフアドバイザーを現行の1名から2名に複数配置することにより、増加・複雑化する相談への対応、校内教育支援センターやメタバースへの人的派遣、相談対応の手法や対象者情報等のスクールライフアドバイザー間の機能的引き継ぎを行うもの。

(3) 複数にすることにより増加する予算措置	報酬	月額 203,767 円 * 12 か月	2,445,204 円	
	手当等	期末・勤勉手当 6月・12月支給	468,663 円 × 2回	937,326 円
	労働保険料			849,379 円
	費用弁償		144,087 円	<u>合計 4,375,996 円 / 人</u>

2 メタバースの導入

(1) 事業概要

不登校になった際に、学校以外にどこにも属していない児童生徒、または教育支援センター等フリースクールに所属したが一定期間通所がなく在宅期間が長期化した児童生徒が、自宅から社会参加できたり人と関わるきっかけを得たり、または活動に取り組むため、北海道教育委員会が設置するメタバースへ参加する。(メタバースとは：多人数が参加可能で、参加者がそのなかで自由に行動できる、インターネット上に作成された仮想空間)



(2) 実施内容等

週5日(平日)10:00~15:00 基本的な日課はあるが、参加児童生徒が自ら活動を選択したり日課を決める。随時ログイン・ログアウトできる。スタッフは北海道教育委員会の雇用による公認心理士や支援職員。ケース会議においてメタバースへの参加が望ましいとされ、本人も参加を希望する児童生徒について、試行の参加を行う。最終的な参加合意をもって、保護者より教育推進課へ申請をいただき、参加のためのURLを送付する。学校や教育支援センターの関係者にも参加のためのURL手続きを行う。

(3) 予算措置	負担金補助及び交付金	メタバース利用負担金	83,640 円 (ID+基本コース+オプション) × 5名 = 418,200 円
			21,780 円 (ID) × 7名 (担任+SLA+ゆうゆう) = 152,460 円
			<u>合計 570,660 円</u>

3 医療的ケア児支援に伴う看護師配置

(1) 事業概要

日常生活及び社会生活を営むために、恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童生徒に対し、看護師を配置する。令和7年度は、看護師が学校に常駐(1日6時間)することを必要とする児童の入学を含め、対象児童生徒は4名である。

(2) 予算措置 委託料 医療的ケア児支援委託料 訪問看護ステーション委託料

芽室西中学校	進学導入支援 (2ヶ月間)	332,000 円
	授業支援 @9,000 円×9回	81,000 円
	交通費 @150 円×3km×46日	20,700 円
芽室小学校	委託料 7,800,000 円 (6時間看護師1名分)	1,080,000 円 (2時間3号研修1名)
	交通費 @150 円×3km×206日×2名	185,400 円
	宿泊学習支援	40,000 円
	合計	9,539,100 円

4 リタリコ教育ソフト導入

(1) 事業概要

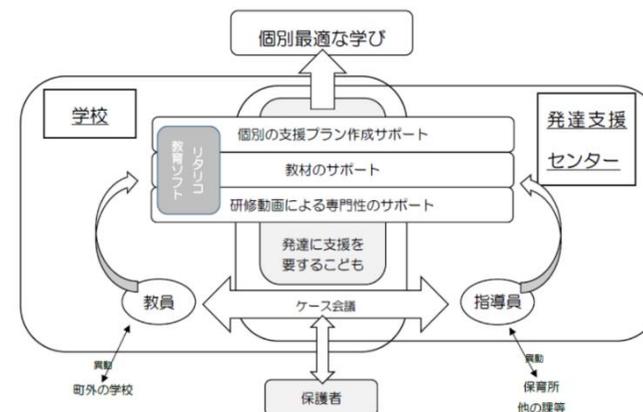
特別支援学級在籍児童生徒の発達段階や特性に応じた一貫性・継続性のある支援を行うため、支援プラン作成をサポートし教材や研修を提供する教育ソフトを導入し、アセスメントに基づく個別最適な学びを提供する。このため、担当教員の経験年数や特別支援教育免許の有無に影響されず、合理的配慮を踏まえた必要な支援を提供することができる。

(2) 導入予定ソフトウェア LITALICO 教育ソフト

(3) 予算措置 使用料及び賃借料 ライセンス使用料 212,858 円×7校=1,490,000 円×1.1 1,639,000 円

(4) その他

芽室町発達支援センターにも同ソフトウェアを導入することで、アセスメントや使用する教材を共有することができ、保護者・学校・発達支援センターが同一のデータで成長や必要な支援の内容を確認することができる。



奨学金返還支援（若者定住化促進）事業 1,120 千円 予算措置 18 負担金補助及び交付金 - 91 大学奨学金返還支援助成金 1,120 千円

<事業概要>

少子高齢化による人口減少が進行している中、若年層を中心とする地方からの人口流出が様々な社会的・経済的問題となっている。このような状況から、国は若者の地方定着の取組として、大学等の在学期間中に市町村等が貸与する奨学金を受けた者が卒業後に地方に定住した際、市町村が当該奨学金の返還支援に係る支出を行った場合に、支出した返還支援額を特別交付税の対象とする財政措置を講じる。

少子高齢化の傾向は本町も同様にあることから、大学等の卒業を機に本町へ定住し、就業する者であって、在学期間中に本町が貸与する奨学金を受けていた者に対して、令和7年度から奨学金返還支援助成金を交付することにより、本町への定住促進を図ることを目的とするもの。

<対象者>

次の①から⑥までのいずれにも該当する者とする。

- ① 大学等を卒業した年度の翌年度以降から、毎年5月1日を基準に2年以上本町に居住していること。
- ② 助成金の交付決定時に本町に居住していること。
- ③ 町民税の課税対象であること。
- ④ 町税及び国民健康保険税を完納していること。
- ⑤ 当該年度までに奨学金の返還に滞納がないこと。
- ⑥ 奨学金返還に関する他の補助金等を受けていないこと。

<返還支援の額>

返還支援の額（以下「助成金」という。）は、助成金の交付申請を行う年度内に返還すべき額の2分の1以内とし、償還期間内で最大6年交付する。ただし、公務員として就職する者は、償還期間内で最大3年交付とする。

※返還支援に係る支出を行うことで特別交付税の財政措置が講じられるものであるが、公務員として就職する者は特別交付税の対象外。

<「償還免除」と「返還支援」の違い>

「償還免除」は年間返還金額の2分の1を除いた額を償還（納付）するのに対し、「返還支援」は年間返還金額を償還し、償還された後（納付後）に当該額の2分の1以内を助成金として交付するもの。

<償還方法の変更>

現在、償還免除決定者に限らず、年間返還額の償還は年1回（12月21日納期）の年賦としているところを、年2回（9月末・2月末）の半年賦とし、返還支援決定者に対して、各期の返還額が償還された後に助成金を交付する。

例 令和6年度卒業生であって、在学期間中に入学金と修学金の貸付けを受けていた場合

1) 償還免除の場合

(千円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
貸付	800	500	500	500													2,300
償還					据置	据置	115	115	115	230	230	230	230	230	230	230	1,955
免除							115	115	115	免除期間は3年(最大)							345

(千円)

(千円)

芽室町	事業費	貸付金元金収入	一般財源
	2,300	1,955	345

借入者	償還額	免除額	実償還額
	2,300	345	1,955

2) 返還支援の場合

(千円)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	合計
貸付	800	500	500	500													2,300
償還					据置	据置	230	230	230	230	230	230	230	230	230	230	2,300
助成							115	115	115	115	115	115					690
交付税							57.5	57.5	57.5	57.5	57.5	57.5	助成期間は6年(最大)				345

(千円)

(千円)

芽室町	事業費	貸付金元金収入	一般財源	特別交付税	借入者	償還額	助成額	実償還額
	2,990	2,300	690	(一般財源のうち) 345		2,300	690	1,610

措置率を50%として見込んだ場合

3) 償還免除と返還支援との町及び借入者負担の比較

返還支援により、年間返還額の2分の1を助成金として支出することで当該額に対して国が定める措置率に基づき特別交付税として財政措置される。よって、町負担は一般財源690,000円から特別交付税345,000円を除いた額となり、償還免除による一般財源と同程度の負担で、かつ、借入者の実償還額が軽減されることとなる。

例 これまで償還免除の決定者（公務員以外）であって、既に償還を行っている場合

(千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	合計
貸付	800	500	500	500													2,300
償還					据置	据置	115	230	230	230	230	230	230	230	230	230	2,185
免除							115										115
助成								115	115	115	115						460
交付税								57.5	57.5	57.5	57.5						230

償還免除相当期間 × 2 = 返還支援対象期間

*令和6年度までに償還免除期間の3年に到達していない者で、令和7年度以降に返還支援対象に該当する者は、償還免除相当期間にあたる年数に2を乗じた期間を返還支援対象とする。

例 これまで償還免除の決定者（公務員）であって、既に償還を行っている場合

(千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	合計
貸付	800	500	500	500													2,300
償還					据置	据置	115	230	230	230	230	230	230	230	230	230	2,185
免除							115										115
助成								115	115								230
交付税								0	0								0

償還免除相当期間 = 返還支援対象期間

*公務員として就職している者が既に償還免除を受けていた場合（公務員として就職する者も含む）、特別交付税の財政措置に該当しないため、助成期間をこれまでの償還免除期間にあたる3年（最大）と同様とする。

例 これまで償還免除の決定者であって、既に償還を行っている場合で、令和7年度に転出し令和8年度に再転入した場合

(千円)

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	合計
貸付	800	500	500	500													2,300
償還					据置	据置	115	230	230	230	230	230	230	230	230	230	2,185
免除							115										115
助成								転出	転入								0
交付税																	0

*償還免除又は返還支援の決定者であった者が、償還期間中に再度転入した場合は返還支援の対象に該当しない。

指導主事の配置

1. 課題

- ・学校に対する教育課程編成等を含む学校経営への指導助言に関する機能が、十勝教育局指導主事に頼らざるを得ない状況にあるとともに、それを町教委の生涯学習課生涯学習アドバイザーが補完する体制をとっており、教育推進課には配置されていない。教育推進課業務の中には、教育内容に精通した上で資料を作成したり指導助言する必要がある業務があり、その対応に苦慮してきた。
- ・教育委員会における発達支援システムとのスムーズな接続や連携を推進する機能は重要であることから、令和2年度から配置している地域コーディネーターの安定的な配置が課題となっている。

2. 指導主事とは

学校の営む教育活動自体の適正・活発な進行を促進するため、校長及び教員に助言と指導を与えることを職務として教育委員会事務局に置かれる職。教育課程、学習指導、生徒指導、教材、学校の組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。その職務が教員の職務内容と密接な関係があるため、公立学校教員をもって指導主事に充てることのできる（地教行法第19条第4項）。

3. 地域コーディネーターとは

発達に支援を要する児童に、一貫性と継続性のある支援体制を構築するため、特別支援教育に精通した教諭を道教委からの割愛人事により町に配置している職。

4. 役割

大項目	中項目	業務内容
学校経営・ 教育課程編成	学校経営の指導	各学校を巡回し、改善シートや経営の重点に沿って、各小中学校の学校経営に指導・助言する。
	教育課程編成の 指導	4月末に各学校から提出される「教育課程編成届」の内容を確認し、時数、内容等について指導する。
		校長会議、教頭会議、巡回において、各小中学校の教育課程編成やカリキュラムマネジメントを指導する。
	授業改善	3：7の学びを推進するため、小中学校巡回や研修推進のサポート、各種情報提供を行う。 芽室町 ICT 教育整備・活用方針に基づき、町内の ICT 教育推進の行い、方針の見直しを行う。
係への助言	教育推進係業務の中で、AI ドリルや授業支援ソフトの選定の相談に応じたり、小中一貫教育推進協議会の内容の確認、全国学調分析の支援、等。	
発達支援シ ステムの推 進（地域コ ーディネ ーター業 務）	発達支援シス テムとの接続	芽室町発達支援システムとの円滑な接続を担い、コーディネーター会議や教育支援委員会会議を開催する。個別の教育支援計画・個別の指導計画を庶務する。就学相談において、子育て支援課地域コーディネーターと連携し推進する。
	特別支援教育の 推進	教育ソフトの活用推進、巡回相談事業の実施、保護者研修等の実施をとおり、特別支援教育の充実・推進を図る。
	係への助言	不登校支援システム推進のための指導助言や研修を行う。子育て支援課が行う教育相談・療育との連携。
会議への出 席・助言		・総合教育会議 ・教育委員会議 ・校長会議、教頭会議 ・教育研究所会議（テーマにより） ・教育支援委員会 ・芽室町要保護児童対策地域協議会 （・個別ケース会議は原則想定しない）

5. 任用

道費負担職員の現職教諭（教頭級）を割愛人事により、教育推進課に配置する（課長補佐級）。

6. 予算措置

指導主事に係る人件費は、職員給与費で計上。

(給食センター管理費)

(教育推進課)

学校給食食材購入費（学校給食保護者負担金）について

1 学校給食保護者負担金の改定経過

(一食あたり)

年 度	H10 年度	H12 年度	H14 年度	H21 年度	H26 年度	R2 年度	R 7年度～
小学生	183 円	192 円	211 円	225 円	232 円	254 円 (232 円)	279 円 (232 円)
中学生	222 円	234 円	257 円	274 円	282 円	304 円 (282 円)	334 円 (282 円)
改正理由	消費増税相当額 3→5%	物価上昇分 +5%	物価上昇分 +10%	物価上昇分 +7%	消費増税相当額 5→8%	物価上昇分 22 円	物価上昇分 平均9.9%プラス

※R2年度の改定では増額分22円を町が負担し保護者負担金は変更していません。保護者負担金は()内の金額です。

2 給食費の改定理由

- ① R2年度の改定以降、物価高騰の影響や食品加工メーカー、流通業者等の製造・流通コストの増加により多くの給食食材価格が上昇した。
- ② 主食の精米・パン・麺及び牛乳の価格が膨らみ、副食（おかず・サラダ・デザート）の費用が圧縮傾向である。
- ③ 学校給食実施基準に基づいた栄養摂取、食育食農の観点から芽室町産の食材を可能な範囲で使用した給食を提供する。

■主な食材の費用の推移（税込み価格：円）

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	上昇率
精 米 10 kg	3,391.20	3,326.40	3,024.00	3,110.40	3,456.00	5,238.00	1.54
茹ラーメン 200 g	—	75.60	79.92	88.56	88.56	96.12	1.27
牛 乳 200cc	48.09	48.71	49.66	54.03	57.90	未 定	1.20
味 噌 1 kg	453.00	453.00	476.00	500.00	520.00	未 定	1.15
豚もも肉 1 kg	1,166.40	1,274.40	1,274.40	1,328.40	1,598.40	未 定	1.37

3 今後の給食食材費について

- ① 物価高騰の現状を踏まえ一食あたりの給食費を見直します。
- ② 子育て世代の負担を軽減するため保護者負担金については据え置き、増額分は町が補助し継続した支援を行います。
*教職員、学校職員、関係職員、試食等については改定した金額とします。
- ③ 芽室産の食材を使用した「めむろまるごと給食」は、食育食農の機会を提供するだけでなく児童生徒の郷土愛を育む目的もあり、今後も継続します
*通常の給食材料費に1食あたり200円を上乗せし芽室産食材を使用する。(児童生徒食育推進事業に計上)

■次年度の給食費

校 種	学 年	基準給食数	1食単価	給食費(年額)	保護者負担金	町 補 助
小 学 校	全学年	198日	279円	55,242円	45,936円	9,306円
中 学 校	1・2年	198日	334円	66,132円	55,836円	10,296円
中 学 校	3 年	193日	334円	64,462円	54,426円	10,036円

■町補助の総額

校 種	学 年	基準給食数	児童生徒数	補助単価	町補助	総 額
小 学 校	全学年	198日	921人	47円/食	8,570,826円	14,136,126円
中 学 校	1・2年	198日	368人	52円/食	3,788,928円	
中 学 校	3 年	193日	177人	52円/食	1,776,372円	

学校保健安全事業（小学校）：フッ化物洗口の導入

1 事業

「21 世紀の国民健康づくり運動（健康日本 21）」や「北海道歯・口腔の健康づくり 8020 推進条例」等に基づき、すでに町内の幼稚園・保育所が実施していることを踏まえ、令和 7 年度から芽室町立小学校において、フッ化物洗口を実施する。

2 フッ化物洗口とは

- ・一定濃度のフッ化ナトリウム溶液を用いて 1 分間の「ブクブクうがい」をするむし歯予防の方法。
- ・特に、4 歳から 14 歳までの期間に実施することが、むし歯予防効果として最も効果をもたらすことが示されている。平成 15 年に厚生労働省が「フッ化物洗口ガイドライン」を通知し、その実施を推奨したことから、全国的に保育所・幼稚園・小学校等で集団実施が増加している。
- ・芽室町のフッ化物洗口事業は、平成 23 年度から北海道の事業として町内モデル施設で開始し、平成 24 年度からは町の単独事業として保育所や幼稚園で実施している。

3 予算措置	フッ化物洗口実施に係る消耗品	272,376 円
	フッ化物洗口液処方箋発行手数料	22,000 円
	フッ化物洗口液調製委託料	591,276 円
	フッ化物洗口液保存用の冷蔵庫	109,600 円
	<u>合計</u>	<u>995,252 円</u>

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
芽室町	12 歳の永久歯の一人当たり歯数	1.03	0.77	0.46	0.31	0.73	0.90
	中学校のむし歯のある者の割合 (%)	37.27	43.61	29.36	35.68	33.34	25.44
全道	12 歳の一人当たり歯数	1.0	1.00	1.00	0.8		
	中学校のむし歯のある者の割合 (%)	43.1	38.6	43.6	36.5		
全国	12 歳の一人当たり歯数	0.70	0.68	0.63	0.56		
	中学校のむし歯のある者の割合 (%)	34.00	32.16	30.38	28.24		

【う歯の状況の経年変化 学校歯科保健における歯科健康診査結果の情報収集・分析・結果還元（帯広保健所）】

4 実施方法

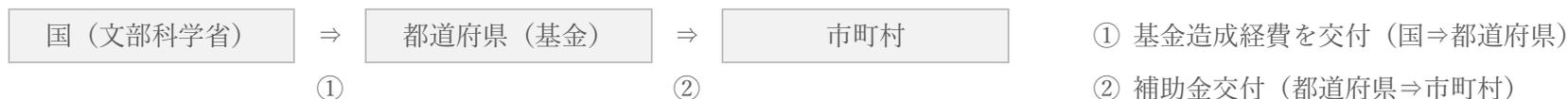
- (1) フッ化物洗口液の調製：調剤薬局で調製されたフッ化物洗口液を、専用容器で学校へ搬入。1 週間に 1 回程度。冷蔵庫に入れて保管する。使用後の専用容器や分注ポンプの消毒は調剤薬局が行う。
- (2) 各クラスでの実施：1 週間に 1 回実施。各クラスにおいて、担任等が分注ポンプ紙コップに注ぎ、児童が自席にて 1 分間のうがいをした後、紙コップへ洗口液を戻す。吐き出した洗口液にティッシュペーパーを入れて吸い取らせ、紙コップごと回収する。
- (3) その他：4 月に保護者に意向確認を行い、洗口を希望した児童に実施する。洗口を希望しない児童には、水道水でうがいをする等の対応をする。

G I G A スクール構想環境整備事業 33,880 千円

<事業概要>

G I G A スクール構想の実現に向け、I C T の日常的かつ効果的な活用と学びによる、情報社会に主体的に参画する資質と能力を育成し、新しい価値を創造する力を育むため、導入から5年程度を経過する端末を計画的に更新するもので、都道府県単位の共同調達によって端末を調達する。

<事業スキーム>



* 市町村に対する補助金内容

- ・ 補助基準額：55,000 円/台
- ・ 補助率：3分の2

<端末整備計画>

学校/年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
中学校	更新（調達）					更新（調達）	
		運用					運用
運用年数	5年目 ※	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	1年目

※ G I G A スクール構想の第1期に整備した小中学校の端末は令和7年度に運用から5年目となるが、小学校の端末更新は令和8年度から行う予定。

<予算措置>

- ④ 12 委託料 - 22 G I G A スクール端末設定委託料 1,694 千円
- ④ (道) 公立学校情報機器整備費補助金 22,586 千円
- ④ 17 備品購入費 - 01 情報機器購入費 32,186 千円

(保健体育総務費)

(生涯学習課)

ゲートボール普及活動事業について

1 「挑戦の流儀」の更新

ゲートボールの再生に向けた「挑戦の流儀」は、本町発祥のスポーツとして活動しやすい環境を安定的に整備すること、及び多様な普及活動を加速させること、並びに各種大会や交流機会の充実に向けた取組を集中的に実施することを目的に策定しています。

現行の取組方針は、令和3年度～6年度にかけてのものであり、令和7年度以降も継続的にゲートボールに係る普及活動を加速させるため、見直しを行います。

「挑戦の流儀」は、町が主導的な役割を果たすほか、関係機関、団体と認識を共有し、ゲートボールの灯を絶やさず再燃させることを目指します。

2 関係団体との連携強化

日本ゲートボール連合をはじめ、北海道ゲートボール連合及び東京ゲートボール連合など関係団体との連携を密にし、今後もゲートボールの普及・振興に向け取り組みます。

若い世代がゲートボール活動を担っている地域への働きかけにより、今後もゲートボールの灯を絶やすことなく次世代へ繋げます。

関係団体との連携により、「発祥の地杯全国ゲートボール大会」の参加チーム数の増加に繋がります。

3 ゲートボール競技に係る全国大会出場助成金

	出場の大会名 (予定)	主催者	予算額	開催日 (予定)
1	活！ゲートボール推進 全国オープン大会	東京ゲートボール連合	649 千円	7月中旬
2	全国ジュニアゲートボール大会	日本ゲートボール連合	1,022 千円	8月上旬

芽室町部活動の地域移行（地域展開）について

1 令和7年度の部活動の地域移行（地域展開）への取り組み

	項目	予算額	内容
1	協議会の開催	294 千円	芽室町部活動地域移行推進協議会の開催（令和6年度からの継続事業）
2	人材の確保	5,538 千円	(1) コーディネーター役の専門職員の確保 (2) 部活動指導員等の確保
3	拠点校方式の導入確認、推進	—	学校間連携の充実（教員の負担軽減）
4	部活動指導員等の配置検討（人材の募集・把握等）	—	(1) 部活動指導員の確保、配置 (2) 部活動サポーターの確保、配置 (3) 地域クラブ活動指導者の確保、配置
5	移行モデル（事例）の実施	—	地域クラブ活動への移行に向けた実証(モデル)事業の検討
6	実施主体設置に向けた民間等へのアプローチ、情報交換	—	関係団体との連絡調整等による体制整備
7	他自治体等との連携、情報収集、 意見交換（北海道、道内市町村、十勝管内、1市3町等）	—	(1) 北海道、伊達市、登別市、安平町等 (2) 帯広市、音更町、幕別町、中札内村、鹿追町、池田町等 (3) その他先進地の確認
8	気軽に参加できる運動クラブの検討	—	関係団体等との連携（軽スポーツクラブ等の検討）
9	保護者等関係者への周知	—	説明会等の実施
10	R8年度以降の取組事項・内容の確認（改革実行期間）	—	国の動向確認 ※前期（令和8～10年度）、後期（令和11～13年度） 期間内の事業内容、ロードマップ等の作成

2 持続的な部活動の地域移行（地域展開）に向けた懸念事項

	項 目	内 容
1	人材の確保	(1) 地域移行（地域展開）を担う人材の確保 (2) 指導者への研修の実施（質の保障）
2	財源の確保	(1) 指導者への謝礼 (2) 安定的な運営（実施主体・各クラブ活動運営等）に向けた財源の確保 (3) その他必要経費（研修費用、保険代等） (4) 補助金等の財源（R8以降の確認）
3	実施主体	主体となる事業所等の確保
4	体制の整備	(1) 活動場所の確保 (2) 移動手段、部活動バスの運行等 (3) クラブ化による個人負担の増（就学援助等の活用検討） (4) 学校から地域移行（地域展開）に対する住民理解 (5) 人口減少

3 国の動向（地域移行（地域展開）への方向性※令和8年度以降は予定）

	項 目	現 在	今 後
1	期 間	令和5年～7年度	前期：令和 8年～10年度 後期：令和11年～13年度
2	名 称	地域移行	地域展開
3	補助事業（スポーツ庁）	地域スポーツクラブ活動体制整備事業（令和7年度まで）	不 明

芽室町健康プラザ改修工事（温風暖房機更新）について

1 事業内容

芽室町健康プラザは平成8年に建設され、平成23年に温風暖房機の更新及び平成24年に屋根改修工事を実施しています。

温風暖房機は、更新から13年が経過していることから、機器の部品が製造停止になっているなど機器が故障した際に対応ができない状態です。また、近年においては、機器の劣化により通気口に穴が開き、溶接による修繕を実施していますが、機器の安全性を考慮した場合、暖房機器の更新が望ましいことから、今後も本施設を多くの方が健康増進を目的に利用する施設であることから整備するものです。

2 事業計画

	事業年度	事業内容	予算額	備考
1	令和7年度（予定）	温風暖房機更新（2基）	17,809千円	前回 平成23年度整備 本事業は、緊急防災減災事業債を活用予定

(国民健康保険特別会計・保健事業費)

特定健診事業

未受診者勧奨及び重症化予防対策に係る会計年度職員の増員について

1 予算

◎会計年度任用職員報酬	6,828 千円
◎共済費	1,387 千円
◎会計年度職員費用弁償	262 千円

2 目的

受診率を向上させ、早期発見・早期治療による被保険者の健康改善と医費適正化につなげる。

3 経過・現状

未受診者勧奨及び重症化予防対策として、令和6年度から週2回3時間勤務・2人工に雇用を増加して業務を進めており、令和5年度と比較して令和7年1月末把握分で2.7ポイント上昇しているところである。

しかし、受診勧奨が効果を見せつつある一方で、受診しない理由の聴き取りやその結果の取りまとめ、それらに対応する効果的な勧奨方法の検討など、情報共有と手法のブラッシュアップが追い付いていない状況にある。

4 方法

勧奨業務に携わる会計年度保健師等を4人工に増員し、かつ、その会計年度保健師等の意見を集約し職員と効果を共に検討できるような会計年度保健師のリーダーを雇用する。

令和7年度 介護保険特別会計予算総括表

(介護保険特別会計)

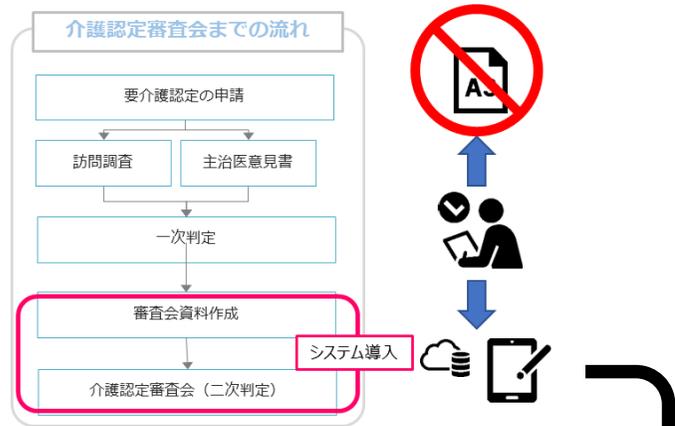
(高齢者支援課)

歳出予算額	国庫負担金		国庫交付金		道負担金	財政安定化基金支出金	道補助金	道委託金	財産収入	一般会計繰入金	支払基金交付金	介護保険料	前年度繰越金	準備基金繰入	分担金及び負担金	諸収入	歳入予算額
	介護給付費負担金	調整交付金	地域支援事業交付金	機能強化努力支援交付金													
	ルール分	①5.27%*	②20%	①②12.5%													
	①20%	1.000	②20%	①②12.5%													
	①-2 15%	②5.27000%	③38.5%	①②17.5%	③19.25%	③19.25%	③19.25%	③19.25%	③19.25%	③19.25%	③19.25%	③19.25%	③19.25%	③19.25%	③19.25%	③19.25%	③19.25%
					②19.25%					ルール外							
①保険給付費合計	1,895,647	335,519	99,893		280,557	1				③ 256,153	③ 511,818	③ 391,041	0	③ 20,664		③ 1	1,895,647
介護サービス等諸費	1,798,553	318,122	94,779		266,402	1				244,018	485,605	370,018	0	19,607		1	1,798,553
居室介護サービス給付費	475,513	95,102	25,059		59,438	貸付金 1				59,438	128,387	102,904		5,183	③ 1	475,513	
地域密着型介護サービス給付費	361,381	72,276	19,044		45,172					45,172	97,572	78,206		3,939		361,381	
①-2 施設介護サービス給付費	831,735	124,760	43,832		145,553				④ 介護保険料軽減分 19,203 千円を含む	123,169	224,568	160,784		9,069		831,735	
居室介護サービス計画給付費	68,481	13,696	3,608		8,560					8,560	18,489	14,822		746		68,481	
介護予防サービス給付費	50,276	10,055	2,649		6,284					6,284	13,574	10,882		548		50,276	
地域密着型介護予防サービス給付費	3,126	625	164		390					390	844	679		34		3,126	
介護予防サービス計画給付費	8,041	1,608	423		1,005					1,005	2,171	1,741		88		8,041	
その他諸費	1,477	295	77		184					184	398	323		16		1,477	
審査支払手数料	1,477	295	77		184					184	398	323		16		1,477	
高額介護サービス費	55,208	11,041	2,908		6,900					6,900	14,905	11,953		601		55,208	
高額介護サービス費	47,468	9,493	2,501		5,933					5,933	12,816	10,275		517		47,468	
高額介護合算サービス費	7,740	1,548	407		967					967	2,089	1,678		84		7,740	
特定入所者介護サービス給付費	40,409	6,061	2,129		7,071					5,051	10,910	8,747		440		40,409	
①-2 特定入所者介護サービス給付費	40,409	6,061	2,129		7,071					5,051	10,910	8,747		440		40,409	
地域支援事業費	125,566		3,162	32,332	5,438		17,665			③ 27,269	③ 16,203	③ 20,359			③ 3,138	125,566	
②介護予防・生活支援サービス事業費	30,913		1,629	6,180	3,703		3,862			3,862	8,343	3,320			③ 14	30,913	
介護予防・生活支援サービス事業費	30,913		1,629	6,180	3,703	努力支援交付金 3,703	3,862			3,862	8,343	3,320			介護予防サービス個人負担金 14	30,913	
②一般介護予防事業費	32,292		1,533	5,822	1,735		3,639			3,853	7,860	4,887			③ 2,963	32,292	
一般介護予防事業費	32,292		1,533	5,822	1,735	機能強化交付金 1,735	3,639			3,853	7,860	4,887			介護予防事業個人負担金 会計年度任用職員個人負担金	32,292	
③包括的支援事業・任意事業費	62,361			20,330			10,164			19,554		12,152			161	62,361	
③包括的支援事業費	38,679			11,219			5,609			14,997		6,704		④ 150	150	38,679	
③任意事業費	5,173			1,986			993			995		1,188		④ 11	11	5,173	
③在宅医療・介護連携推進事業費	3,676			1,415			707			707		847			0	3,676	
③生活支援体制整備事業費	7,472			2,876			1,438			1,438		1,720			0	7,472	
③認知症総合支援事業費	7,361			2,834			1,417			1,417		1,693			0	7,361	
総務費合計	49,214	768						145		③ 37,583					③ 9,458	③ 1,260	49,214
総務管理費	11,090	0						145		10,945						0	11,090
一般管理費	11,090	0						145		10,945						0	11,090
賦課徴収費	1,948									1,948						1,948	
賦課徴収費	1,948									1,948						1,948	
介護認定審査会費	36,176	768								24,690						36,176	
介護認定審査会費	18,338	768								7,826						18,338	
認定調査費	17,838									16,864						17,838	
諸支出金	184								④ 準備基金預金 年利率 0.0125%	177						184	
予備費	2,000	1	④ 過年度分1		④ 過年度分1	1				④ 過年度分1	1		④ 1,993	④ 滞金1・過料1・預金1・返納金1	4	2,000	
合計	2,072,611	336,288	103,055	32,332	5,438	280,558	1	17,665	145	321,005	528,022	411,400	2,000	20,664	9,458	4,403	2,072,611

西十勝介護認定審査会事務

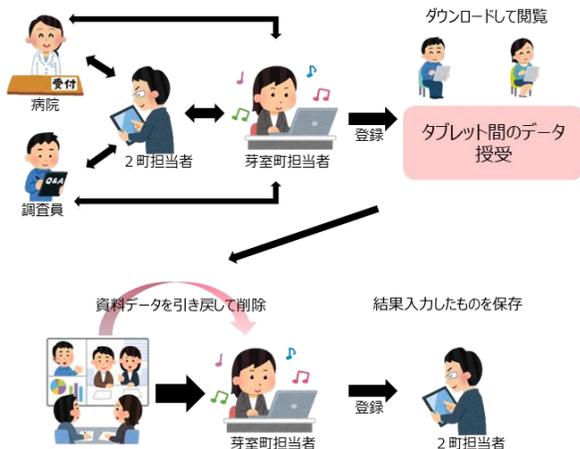
予算額 18,338千円

目的:高齢者人口の増加に伴い、要介護認定の申請も増加傾向にある中、タブレットによる審査会運営により、サービス利用を必要とする申請者の認定を、より円滑にする。スピーディなサービス利用へつなげることにより、住民満足度向上を図り高齢者とその家族が安心して暮らせる地域の実現を目指す。合わせて、介護認定審査会委員の審査業務負担を軽減することで、より綿密なチェックによる二次判定を行えるようにするもの。



- 紙媒体による印刷、送付に係る時間の削減
- 効率化による資料チェックや判定に係る時間の削減

クラウドでの担当者間及び審査会委員とのデータ授受による円滑な審査会運営



導入費用内訳

- 委託料 286千円
 - ・初期設定費・操作説明費
- 使用料及び賃借料 479千円
 - ・ライセンス利用料
 - ・クラウド使用料
- 備品購入費 773千円
 - ・タブレット購入費



合計 1,538千円

導入により見込まれる効果

- ①遅滞ない審査会認定業務により、申請者に必要な介護サービス利用へ、スピーディにつなげる
 - ・新規申請及び区分変更申請があった際に、タブレットによる審査会資料の作業や管理で、よりスムーズに審査会へかけられる。
 - ・資料配布及び回収をクラウド上で行うことにより、セキュリティ面の強化ができ、マスキングの作業も短縮。
 - ・印刷・発送が不要になり、修正作業も1件あたりにかかる作業時間が短縮され、その時間を他の住民サービスに費やすことが可能になる。
- ②タブレット導入による審査会運営のデジタル化による審査会委員の負担軽減
 - ・審査会資料の軽量化、当日朝からチェック可能になり、審査会委員の時間的な負担減。
 - ・判定結果の集計が事前に可能となることによる会議運営の効率化。
 - ・審査会終了後に行っていた裁断に要する時間、紙の廃棄量、印刷・郵送にかかる費用などすべての負担減。

→「高齢者が安心して暮らすことができる介護サービスの提供」の実現
 高齢化率の上昇に伴う新規認定や区分変更認定件数の増加にもスムーズに対応する
 紙の使用・廃棄量削減等による、環境に配慮した審査会運営の実現

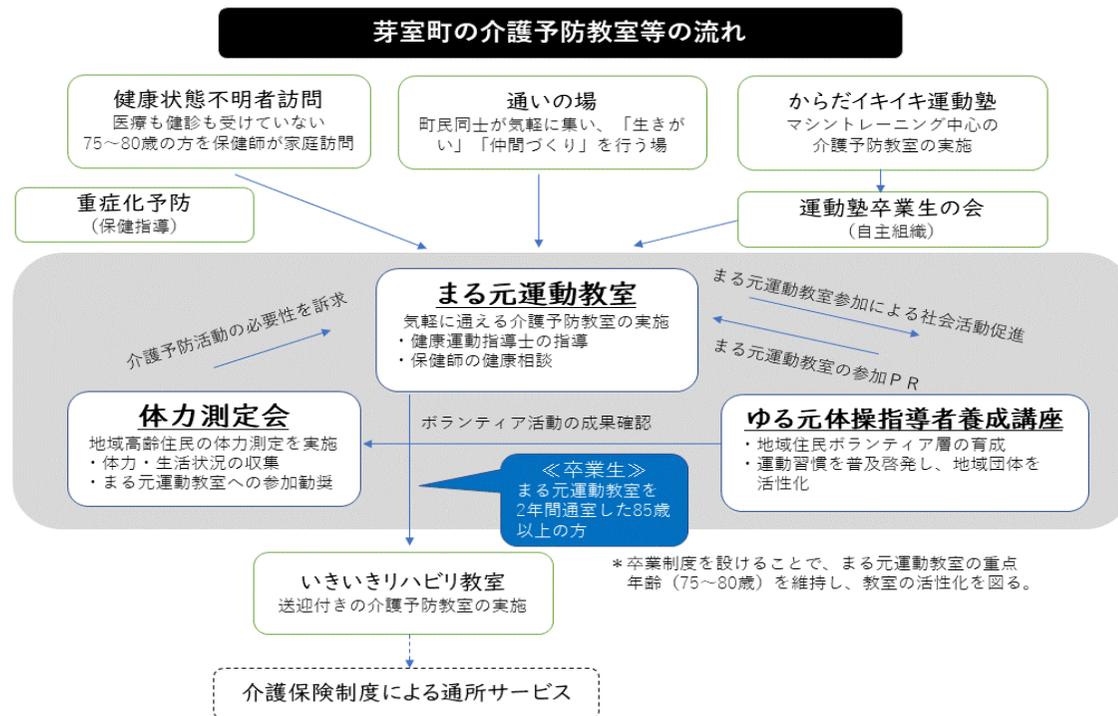
介護予防教室開催事業

予算額 3,827千円

1 目的

住み慣れた地域でいつまでも健康に暮らし続けるために、気軽に通える介護予防教室「まる元運動教室」を開催するとともに、体力測定会（認知機能テスト含む）を実施し、自身の身体状況や認知面を把握することで、介護予防への意欲向上につなげる。令和5年度から重点年齢（75～80歳）を維持するため、2年間参加した85歳以上の方は卒業とし、送迎付きの介護予防教室等への移行を促している。令和5年度に養成したゆる元体操指導者は、教室運営のボランティアや、地域で健康教育を実施し、運動の習慣化の普及啓発に努める等活躍している。

令和7年度は、2回目のゆる元体操指導者養成講座を開催するほか、無関心層の高齢者に対する効果的なフレイル予防を検討し、多くの高齢者を取り残さず早期からフレイル予防に取り組めるよう他課とも連携し進めていく。



「介護予防の取組」

住民主体の通いの場等から、気軽に通える介護予防教室（まる元運動教室）→送迎付きの介護予防教室（いきいきリハビリ教室）へと、介護保険制度の利用以前から途切れることなく社会参加が可能な仕組みを構築している。

(介護保険特別会計・一般介護予防事業費)

(高齢者支援課)

2 実施内容

【継続事業：まる元^{げん}運動教室（介護予防教室）】

認知機能や日常生活に必要な筋力の維持・向上に効果的な体操、参加者同士の交流を深めるレクリエーション運動等を実施。

日 時	毎週火曜日（祝日、役場閉庁日を除く）
場 所	めむろーど2階セミナーホール等
定 員	3クラス各20名
対 象 者	65歳以上の芽室町民で医師から運動を禁止されていない方（送迎付き介護予防教室の参加者、介護保険要介護認定者は対象外）
参 加 料	月額1,000円

【継続事業：体力測定会】

握力、10m全力歩行等6項目の体力測定のほか、血圧等の健康チェックと認知機能テストを実施。

日 時	①体力測定会：令和7年8月予定（連続する2日間開催）	②結果説明会：令和7年10月予定
場 所	めむろーど2階セミナーホール（予定）	
定 員	130人（まる元参加者及び一般町民）	
対 象 者	65歳以上の芽室町民で医師から運動を禁止されていない方（送迎付き介護予防教室の参加者、介護保険要介護認定者は対象外）	
参 加 料	無料	

【継続事業（2年に1回）：ゆる元^{げん}体操指導者養成講座】

※ゆる元体操：まる元ゆるやか版として、座ったまま安全に実施できる15分程度の体操。
まる元運動教室の運営支援や、地域に「ゆる元体操」を普及するための「ゆる元体操」指導者の養成講座を隔年で開催。

日 時	令和8年1月予定（2日間開催、両日受講必須）
場 所	めむろーど又は中央公民館（予定）
定 員	20人
対 象 者	まる元運動教室参加者で、ゆる元体操指導者として協力及び賛同できる方
参 加 料	無料

【下水道事業会計】

(水道課)

公共下水道整備費等の概要

(管渠費)

町単独費事業

番号	工事名	事業概要	備考
①	管路施設雨天時浸入水対策工事	<ul style="list-style-type: none"> 人孔蓋改修 25基、公共柵改修45基 場所：東工業団地内（対策工事箇所） C=25, 163千円	令和6年度不明水調査により特定した、汚水管に浸入する雨天時浸入水の影響の大きい2つの区域について、対策工事を行う。 浸入水の主な原因となる人孔蓋及び公共柵について、浸入水が混入しにくい構造へ改修する。

交付金対象事業

番号	委託名	事業概要	備考
②	ストックマネジメントカメラ調査診断委託	<ul style="list-style-type: none"> カメラ調査委託 一式 カメラ調査結果簡易診断委託 一式 C=10, 000千円	スtockマネジメント計画に基づき、計画的な老朽化対策等に向け、管路内のカメラ調査と調査結果の簡易診断を行う。

(総係費)

交付金対象事業

番号	委託名	事業概要	備考
③	内水浸水想定区域調査委託	<ul style="list-style-type: none"> 内水浸水想定シミュレーション 一式 内水浸水想定区域策定 一式 C=11, 000千円	流域治水関連法の整備に伴い内水浸水想定区域の策定が必須となることから、令和6年・令和7年の2か年で想定区域の策定を行う。 防災（内水浸水）に対する意識の更なる向上を目的とする。

【下水道事業会計】

(水道課)

公共下水道整備費等の概要

(公共下水道整備費)

交付金対象事業

番号	委託名	事業概要	備考
④	ストックマネジメント改築実施設計委託	<ul style="list-style-type: none"> ・実施設計委託 一式 ・対象：ポンプ場、庁舎電気設備更新 C=15,000千円	スtockマネジメント計画に基づき、改築が必要なポンプ場施設電気設備の実施設計委託を行う。

番号	工事名	事業概要	備考
⑤	ポンプ場施設負荷設備等更新工事	<ul style="list-style-type: none"> ・第2汚水中継ポンプ場負荷設備等更新 一式 ・対象：コントロールセンタ、補助継電器盤 C=115,000千円	スtockマネジメント計画に基づき、改築が必要なポンプ場施設電気設備の更新工事を行う。

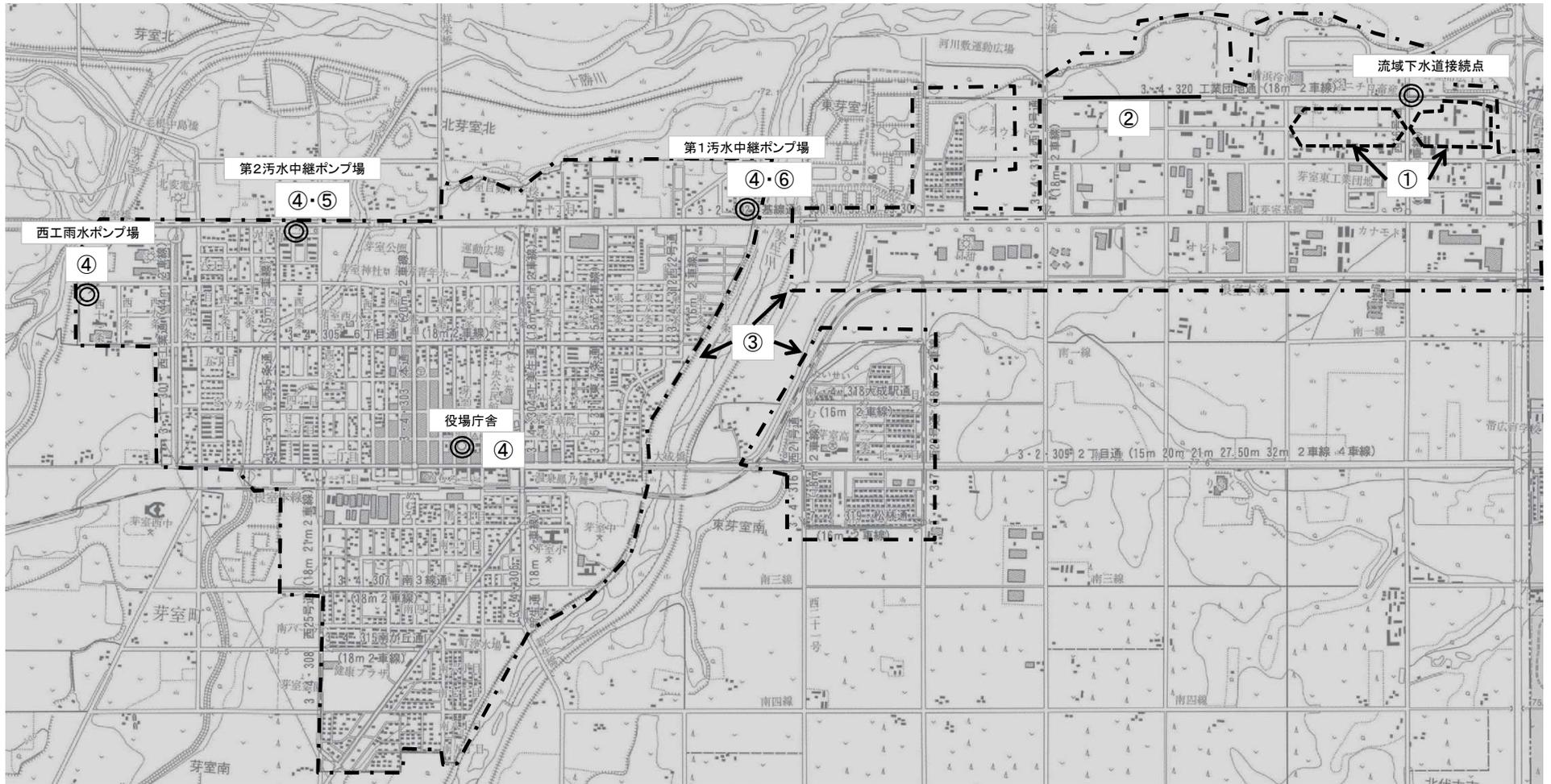
番号	負担金・補助金及び交付金	事業概要	備考
⑥	下水道事業団委託協定負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道再構築基本設計（耐震実施設計）にかかると技術援助 一式 ・対象：第1汚水中継ポンプ場耐震診断（非線形解析） C=24,000千円	基幹施設である汚水中継ポンプ場を稼働しながら、建屋・土木構造物（水槽）耐震化・機械設備更新を予定している。道内でも自治体施工の代行・支援を行い、高度な技術と豊富な経験や実績を有する「日本下水道事業団」と委託協定を締結し、汚水中継ポンプ場の耐震対策等を進める。 第1汚水中継ポンプ場：令和7年度～令和10年度 予定

(公共下水道整備費)

町単独費事業

番号	機械器具費	事業概要	備考
-	管路点検用管口カメラ購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・管口カメラ購入 1台 C=564千円	管路施設異常時や災害時被害状況把握の迅速化・効率化を目的に管口カメラを購入する。能登半島地震の際にも管口カメラによる被害状況調査が実施されており、調査期間の短縮や調査費用の低減等の実績から、有事に備え各自治体で導入が進められている。

令和7年度 下水道事業 実施予定箇所図



(管渠費)

町単独費事業

番号	件名
①	管路施設雨天浸水対策工事

交付金対象事業

番号	件名
②	ストック材 M/T調査診断委託

(総係費)

交付金対象事業

番号	件名
③	内水浸水想定区域調査委託

(公共下水道整備費)

交付金対象事業

番号	件名
④	ストック材 M/T改築実施設計委託
⑤	ポンプ場施設負荷設備等更新工事
⑥	下水道事業団委託協定負担金

【下水道事業会計】（管渠費）

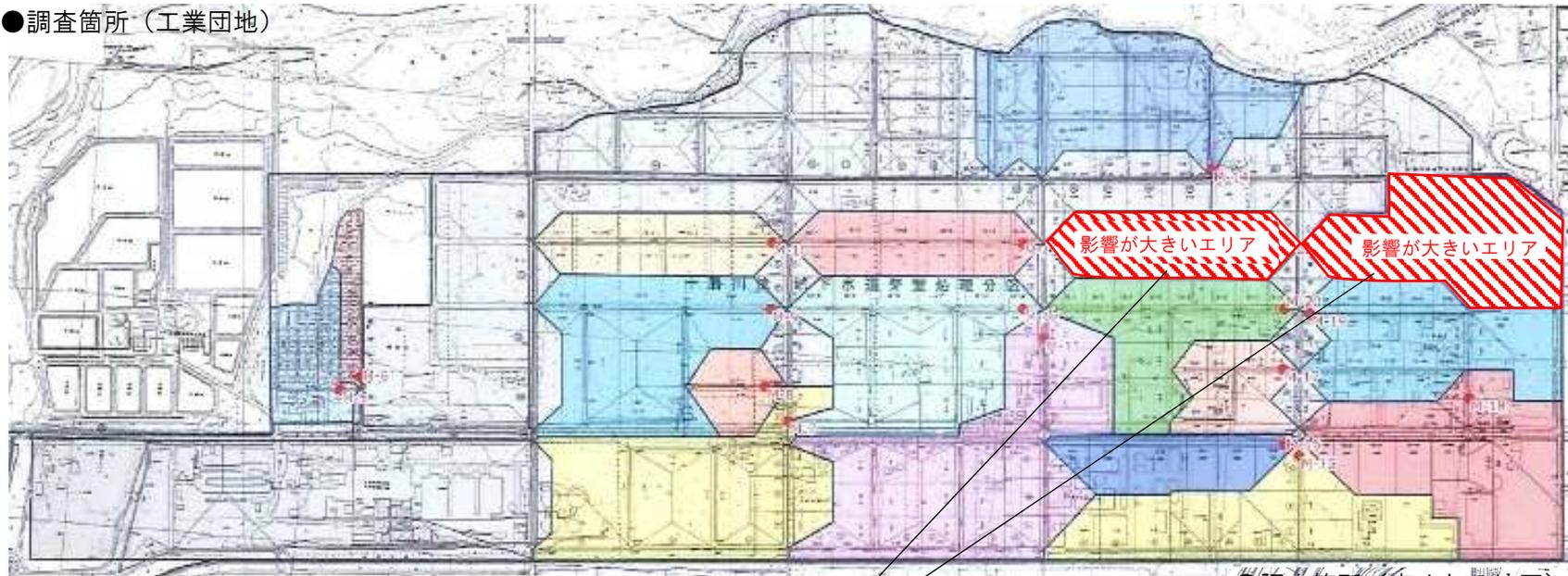
（水道課）

管路施設雨天時浸入水対策工事について

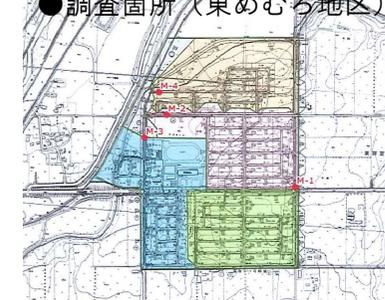
1. 概要

下水道汚水管路の雨天時浸入水対策を目的に人孔蓋及び公共柵改修工事費を計上。令和6年度に実施した下水道汚水管路不明水調査解析委託により、浸入水発生領域の絞り込み解析結果から影響が大きい2区域を特定している。浸入水対策工事により、汚水排水有収率を向上することで十勝川流域下水道浄化センターの実績使用量負担割合を減少させ、維持管理費用負担金を低減することに繋がる。経営面にも大きく影響することから、重点対策を進める。

●調査箇所（工業団地）



●調査箇所（東めむろ地区）



☆浸入水対策工事(C=25,163千円)

- | | |
|-----------------------|------|
| 工事内訳：マンホール蓋(浸入水対策型)取替 | 25箇所 |
| ：公共柵(コンクリート製から塩ビ製)取替 | 45箇所 |

○内水浸水想定区域調査実施の経緯

国では、全国各地で想定を超える浸水被害が多発していることを受け、令和3年度の水防法の改正（流域治水関連法）において、内水浸水想定区域の指定の拡充が示されました。

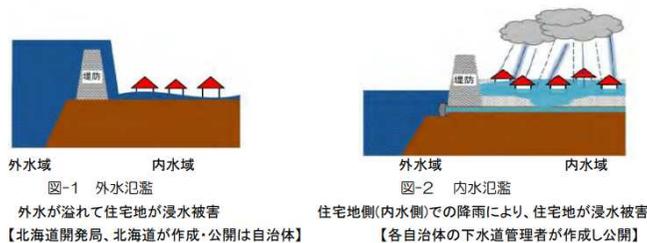
これにより、原則、下水道による浸水対策を実施する（＝雨水整備を実施する）すべての自治体が対象となっています。

当該区域の策定については、第5次社会資本整備重点計画の重点施策に基づき、令和7年度までに策定する必要があります。

○内水浸水想定区域とは

内水浸水想定区域とは、下水道の雨水排水能力を超える降雨により雨を河川等の公共の水域に放流できない場合に発生する浸水区域のことです。

内水浸水は河川が溢れなくても起こり得るため、洪水ハザードマップとは別物のとされています。



○流域治水関連法の概要

降雨量の増大などに対応し、ハード整備の加速化や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国や流域自治体などあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため「流域治水関連法」が整備されました。

流域治水関連法の中では、「氾濫をできるだけ防ぐための対策」「被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の2項目が下水道関連の対策であり、これらの対策を網羅することを目的として、「内水浸水想定区域」の調査を行います。

○内水浸水想定区域策定による今後の展開

1. 下水道の整備目標として「計画降雨」を設定（ハード対策）

浸水リスクを評価し、都市機能の集積状況に応じたメリハリのある整備目標を設定し、事前防災の考え方に基づく計画的な下水道整備を展開します。

2. 住民や地域への防災に対する情報発信（ソフト対策）

洪水浸水に加え、内水浸水想定区域を公表することで、住民などの防災に対する意識のさらなる向上を図ります。

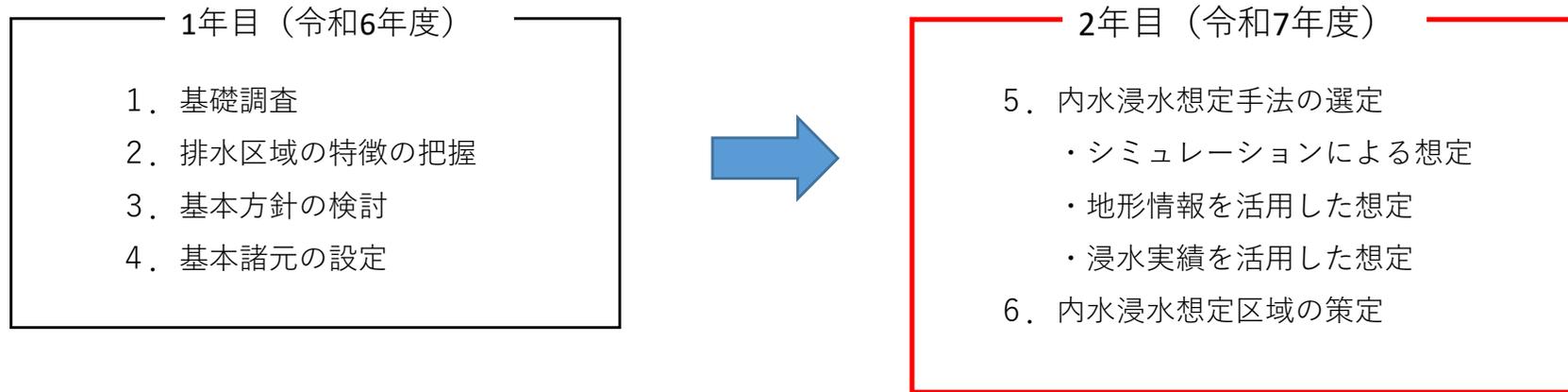
また、宅地建物取引業者が不動産取引時に重要事項説明として、ハザードマップを用いた説明をすることが義務化となっていることから、策定後は当該業者に対しても公表を行います。

【下水道事業会計】（総係費）
内水浸水想定区域調査委託について

（水道課）

○内水浸水想定区域調査スケジュール

内水浸水想定区域の調査には浸水シミュレーションが原則となっているため、令和7年度中の策定に向け、令和6年度から2か年で実施する。

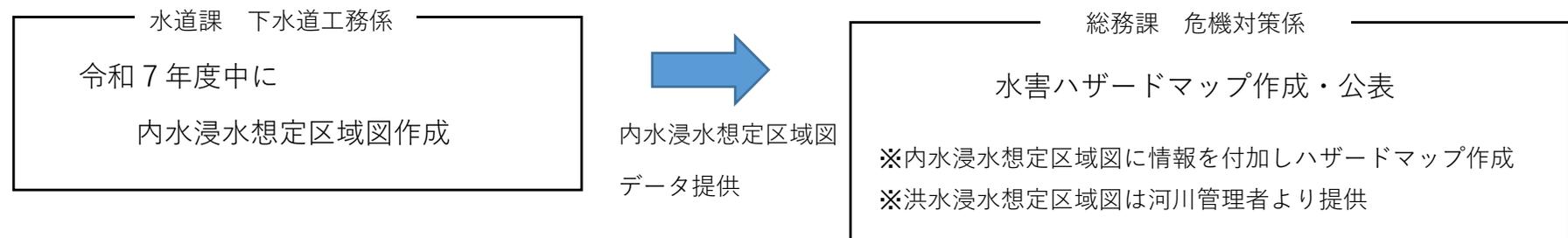


○住民周知の方法について

内水浸水想定区域図に水害時の避難場所・避難方法など住民に適切に周知すべき情報を付加し、ハザードマップとして作成・公表する必要がある。

ハザードマップは、洪水や津波のみならず、内水、高潮についても想定し得る最大規模の水害に対応した浸水想定に基づき作成し、水害時の住民避難に活用される「水害ハザードマップ」として、「災害時に緊急的に確認する場面」を想定のうえ、住民目線でよりわかりやすく作成することが重要となる。

地域防災計画や現在公表されている洪水ハザードマップとも密接に関連することから、内水による浸水想定も踏まえた「水害ハザードマップ」作成や住民周知は、防災・減災を所管する総務課危機対策係が担当する。



【下水道事業会計】
(個別排水処理施設整備費)

(水道課)

個別排水処理施設整備事業の概要

1 工事の概要

個別排水処理施設整備事業は、公共下水道区域及び集落排水処理区域以外の農村部における汚水処理を目的として、平成6年度より事業を実施。
令和7年度は、7基の新設工事を実施する。

2 予算

工 事 名	事 業 概 要	備 考
個別排水処理施設整備工事	・浄化槽新設 N=7基 C=35,630千円	

〔上水道事業会計〕

(水道課)

上水道事業の概要

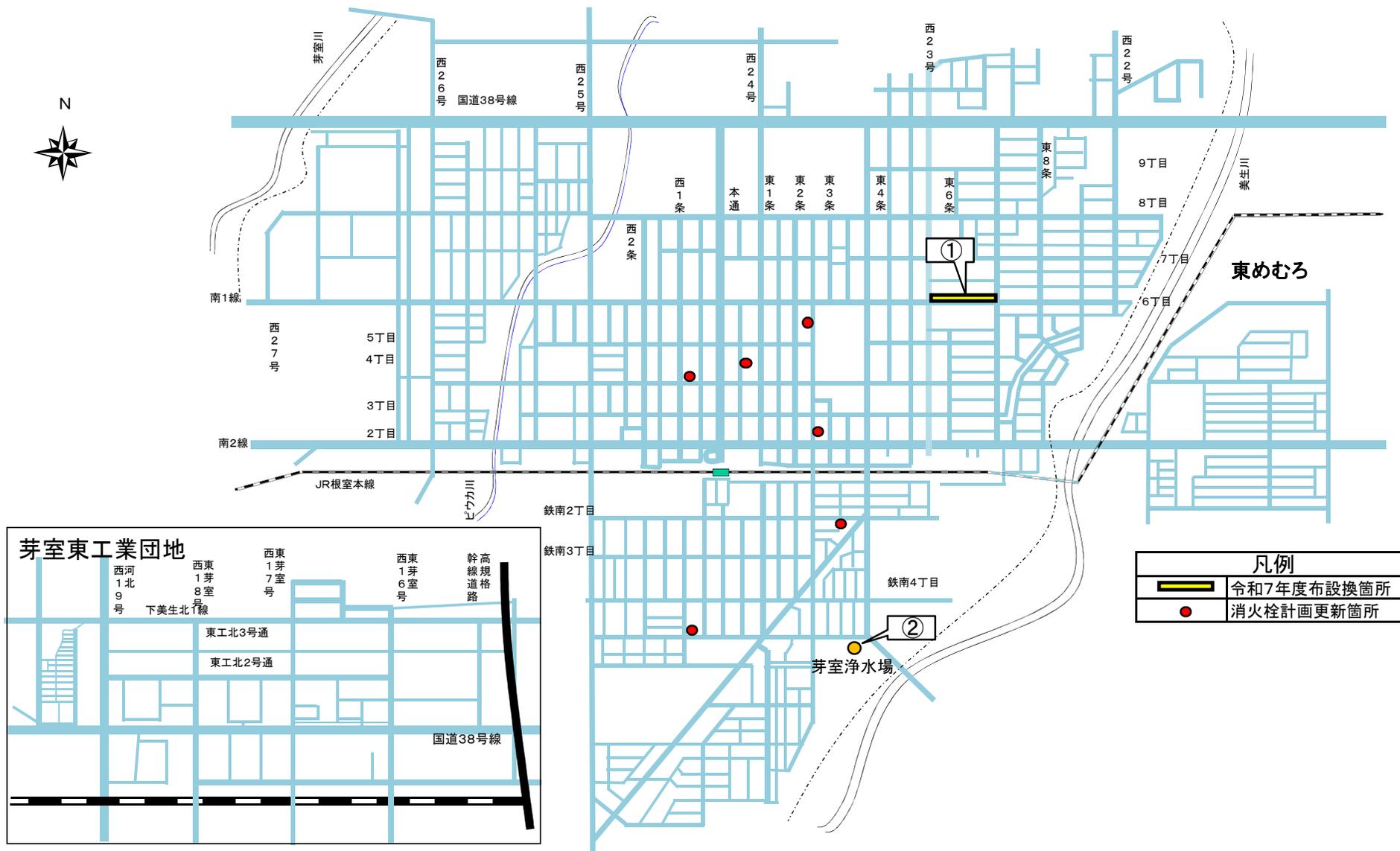
配水及び給水費

番号	事業名	事業内容	設置年度	耐用年数	経過年数	予算額(千円)	備考
	クラウド版GIS構築委託	GISシステムのクラウド版構築	—	—	—	C=1,727	上水道区域
	基本計画更新検討業務委託	上水道事業施設整備基本計画の策定	—	—	—	C=22,550	上水道区域

上水道整備費

番号	事業名	事業内容	設置年度	耐用年数	経過年数	予算額(千円)	備考
①	配水管整備工事	布設換工事 口径φ75 L=172m	S50	40年	50年	C=43,824	六丁目通北側
	消火栓整備工事	更新基数 6基 (計画更新分6基)	S33	30年	67年	C=8,100	上水道区域
	検漏量水器取替工事	取替台数 1,024台	H29・H30	8年	7・8年	C=32,967	上水道区域
②	機器更新工事	芽室浄水場制御盤更新 一式	H21	10年	16年	C=81,774	芽室浄水場

上水道事業工事位置図



〔上水道事業会計〕

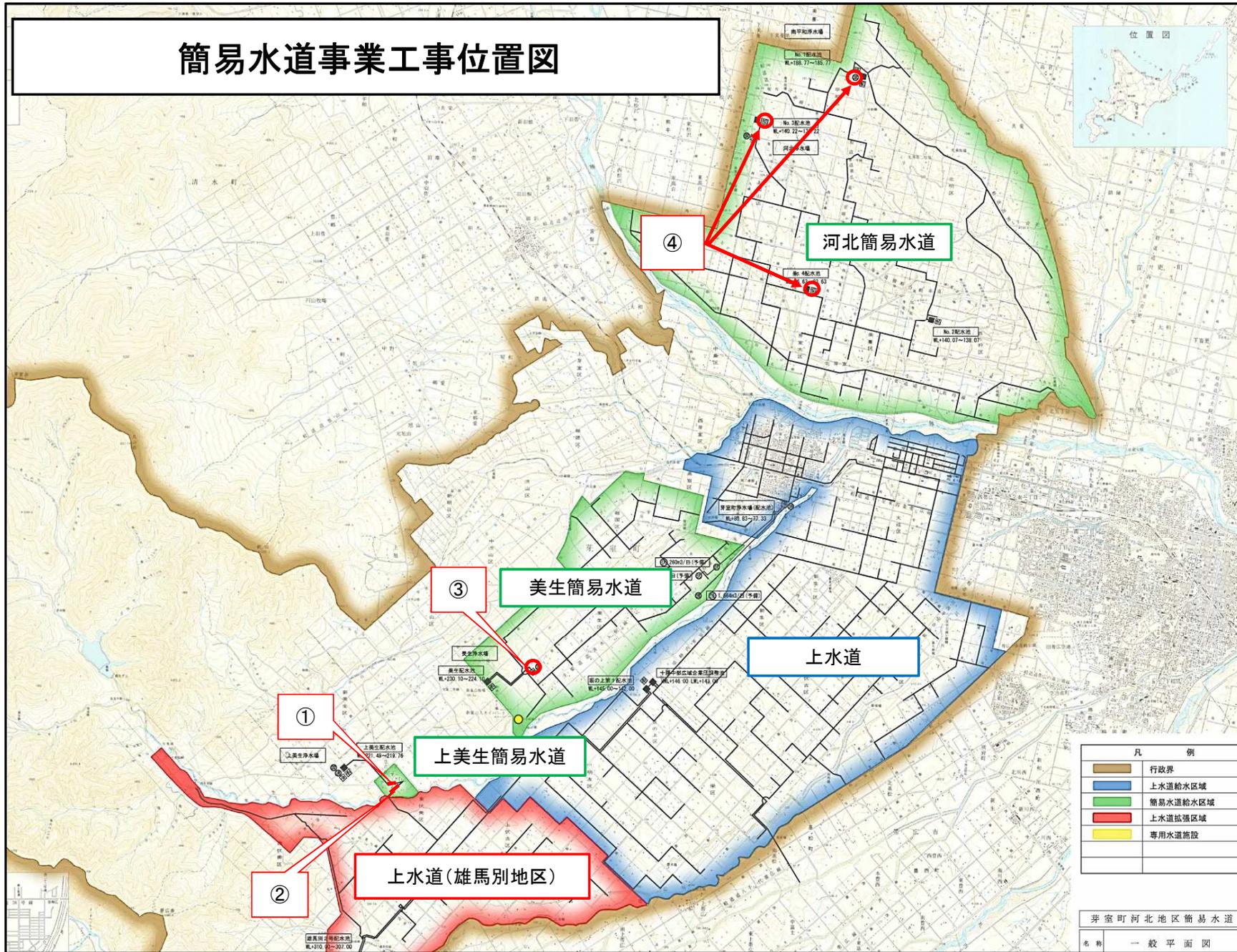
(水道課)

簡易水道事業の概要

簡易水道整備費

番号	事業名	事業内容	設置年度	耐用年数	経過年数	予算額(千円)	備考
①	配水管整備工事	布設換工事 口径φ75mm L=183m	S59	40年	41年	C=32,087	西上美生線
②	配水管整備工事	布設換工事 口径φ50mm L=180m	S43	40年	57年	C=18,601	上美生本通
	検満量水器取替工事	取替台数 100台	H29・H30	8年	7・8年	C=2,893	簡易水道区域
③	機器更新工事	美生浄水場送水ポンプ更新	H24	15年	13年	C=4,207	美生浄水場
④	機器更新工事	河北簡易水道伝送装置通信回線変更				C=24,618	河北簡易水道区域

簡易水道事業工事位置図



令和7年度 診療収入の内訳

区 分	1日当たり患者数(人)			総患者数(人)			1人1日当たり診療単価(円)			総診療収入(千円)			
	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	5年度	6年度	7年度	
入 院	内 科	80.8	80.8	72.8	29,590	29,590	26,568	27,500	27,500	29,420	813,725	813,725	781,631
		67.8	73.8		24,741	25,604		27,405	28,327		678,027	725,285	
	小 児 科	0.0	0.0	0.0	15	15	12	44,600	44,600	50,000	669	669	600
		0.0	0.0		18	12		44,047	37,349		793	448	
	外 科	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0		0	0		0	0		0		
	透 析 科	0.8	0.8	0.8	293	293	288	27,000	27,000	25,000	7,911	7,911	7,200
		0.9	0.8		322	282		23,360	21,551		7,521	6,077	
	整 形 外 科	20.2	20.2	20.3	7,398	7,398	7,392	27,500	27,500	29,100	203,445	203,445	215,107
		12.8	18.1		4,686	5,820		28,974	27,147		135,772	157,996	
	眼 科	0.2	0.2	0.2	73	73	72	80,000	80,000	90,267	5,840	5,840	6,499
		0.1	0.2		19	46		121,794	75,320		2,314	3,465	
	合 計	102.1	102.1	94.1	37,369	37,369	34,332				1,031,590	1,031,590	1,011,037
		81.6	92.9		29,786	31,764					824,427	893,270	
外 来	内 科	128.0	128.0	128.0	31,104	31,104	31,104	8,681	8,681	9,228	270,014	270,014	287,028
		105.6	116.3		25,661	25,886		9,017	9,049		231,378	234,242	
	小 児 科	19.8	19.8	24.3	4,811	4,811	5,904	4,500	4,500	4,921	21,650	21,650	29,054
		28.7	22.1		6,972	5,954		6,385	4,771		44,517	28,407	
	外 科	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		0.0	0.0		0	0		0	0		0	0	
	透 析 科	25.0	25.0	24.7	6,075	6,075	6,012	25,000	25,000	28,630	151,875	151,875	172,124
		23.3	24.9		5,654	5,871		27,469	28,311		155,309	166,214	
	整 形 外 科	60.0	60.0	60.0	14,580	14,580	14,580	6,000	6,000	6,000	87,480	87,480	87,480
		51.4	57.4		12,499	13,280		6,089	5,671		76,111	75,311	
	眼 科	30.0	30.0	29.1	7,290	7,290	7,080	4,000	4,000	4,991	29,160	29,160	35,336
		26.4	29.4		6,422	7,152		4,580	4,827		29,413	34,523	
	耳 鼻 咽 喉 科	13.0	13.0	12.6	2,522	2,522	3,060	6,200	6,200	6,545	15,636	15,636	20,028
		14.5	11.4		2,798	2,992		6,713	9,093		18,782	27,206	
合 計	275.8	275.8	278.7	66,382	66,382	67,740				575,815	575,815	631,049	
	249.9	261.5		60,006	61,135					555,510	565,903		
入 院 ・ 外 来 計										1,607,405	1,607,405	1,642,086	
										1,379,937	1,459,173		

※ 上段は当初予算数値、下段は決算数値(R4)と決算見込数値(R5)

(その他医療収益・他会計負担金・他会計補助金・出資金)

(公立芽室病院)

令和7年度(2025年度) 一般会計繰入金内訳

(単位千円)

科目	繰入事項	根拠条文	繰入内容	令和7年度(2025年度)予算		令和6年度(2024年度)		参 考		
				算 定 内 訳	繰入金	当初予算	比較	繰入基準		
医療収益	救急医療費負担	17の 2-1	救急患者に備えるべく 医師等の待機経費 (S47.5.27指定)	医師等宿直料	19,975					
				当直代診医謝礼	26,918					
				事務当直委託料	19,831					
				空床確保	59,560					
				差 引	126,284	126,284	102,010	24,274	10/10	126,284
医療外収益	企業債償還利子負担	17の 2-1	企業債償還利子助成	0×10/10=	0					
				3,360×2/3=	2,240				基準外	0
				1,540×1/2=	770				2/3	2,240
				小 計	3,010	3,010	2,771	239	1/2	770
医療外収益	高度医療業務等負担	17の 2-1	高度な医療器械等の 管理経費及び技術等 の実施に要する経費	CT管理運営経費	71,440					
				CT撮影収益	△ 36,641					
				差 引	34,799					
				リハビリ経費	115,368					
				リハビリ収入	△ 62,991					
差 引	52,377	87,176	53,989	33,187	10/10	87,176				
医療外収益	小児医療負担	17の 2-1	小児医療に係る負担金	空床確保	39,707					
				入院収入	△ 724					
				差 引	38,983	38,983	38,731	252	10/10	38,983
医療外収益	医師研究研修費補助	17の 3	学会出席旅費助成 医学図書購入助成 代診医謝礼助成	5,900×1/2=	2,950					
				2,064×1/2=	1,032					
				7,932×1/2=	3,966					
				小 計	7,948	7,948	7,948	0	10/10	7,948
医療外収益	医師招へい確保対策費補助	17の	出張医師謝礼補助 医師人件費補助	28,241×10/10=	28,241					
				(175,920-86,616)	89,304					
				小 計	117,545	117,545	116,511	1,034	10/10	117,545
医療外収益	児童手当補助	17の 3	児童手当に要する 経費	児童手当	13,165					
				3歳未満控除額	△ 1,425					
				差 引	11,740	11,740	6,335	5,405	10/10	11,740
医療外収益	院内保育補助	17の 3	院内保育に係る経費 補助	運営費用	9,910					
				自己負担	△ 591					
				差 引	9,319	9,319	9,295	24	10/10	9,319
医療外収益	不採算地区病院運営補助	17の 3	医師人件費補助 訪問看護	(166,841×1/2)	83,421					
				訪看経費	40,288					
				訪看収入	△ 24,483					
				小 計	15,805					
				99,226	95,045	4,181	10/10	99,226		
一般会計負担金及び補助金繰入小計				501,231	432,635	68,596				

(単位千円)

科目	繰入事項	根拠条文	繰入内容	令和7年度(2025年度)予算		令和6年度(2024年度)		参 考		
				算 定 内 訳	繰入金	当初予算	比較	繰入基準		
資本的収益	企業債償還出資	17の 2-1	14年度以前	35,013×2/3=	23,342				基準内	23,342
			15年度以降	44,965×2/3=	22,482				基準内	22,482
			小 計	45,824	45,824	44,170	1,654	基準外	0	
資本的収益	建設改良費出資	18								
					0	11,092	△ 11,092	10/10	0	
一 般 会 計 投 資 及 び 出 資 金 繰 入 小 計				45,824	55,262	△ 9,438				
一 般 会 計 繰 入 金 合 計				547,055	487,897	59,158				
								基準内	547,055	
								基準外	0	